

3月13日(水)

出席委員

委員長 たけうち 忍 君  
副委員長 高橋 伸明 君  
同 中塚 亮 君  
委員 おくの 晋治 君  
同 のだて 稔史 君  
同 新妻 さえ子 君  
同 吉田 ゆみこ 君  
同 田中 さやか 君  
同 芹澤 裕次郎 君  
同 松永 よしひろ 君  
同 石田 ちひろ 君  
同 筒井 ようすけ 君  
同 つる 伸一郎 君  
同 あくつ 広王 君  
同 横山 由香理 君  
同 大倉 たかひろ 君  
同 安藤 たい作 君  
同 須貝 行宏 君  
同 高橋 しんじ 君

委員 塚本 よしひろ 君  
同 この 孝子 君  
同 浅野 ひろゆき 君  
同 渡辺 裕一 君  
同 渡部 茂 君  
同 鈴木 博 君  
同 木村 けんご 君  
同 石田 しんご 君  
同 飯沼 雅子 君  
同 南 恵子 君  
同 鈴木 ひろ子 君  
同 藤原 正則 君  
同 若林 ひろき 君  
同 伊藤 昌宏 君  
同 本多 健信 君  
同 鈴木 真澄 君  
同 石田 秀男 君  
同 大沢 真一 君  
同 いながわ 貴之 君

欠席委員

なし

その他の出席議員

松澤 利行 君

## 出席説明員

区 長  
濱 野 健 君

副 区 長  
桑 村 正 敏 君

副 区 長  
中 川 原 史 恵 君

企 画 部 長  
中 山 武 志 君

参 事  
企 画 部 企 画 調 整 課 長 事 務 取 扱  
柏 原 敦 君

企 画 部 財 政 課 長  
品 川 義 輝 君

企 画 部 施 設 整 備 課 長  
小 林 道 夫 君

総 務 部 長  
榎 本 圭 介 君

参 事  
総 務 部 総 務 課 長 事 務 取 扱  
米 田 博 君

地 域 振 興 部 生 活 安 全 担 当 課 長  
菅 雅 由 樹 君

文 化 ス ポ ー ツ 振 興 部 オ リ ン ピ ッ ク ・ パ ラ リ ン ピ ッ ク 準 備 課 長  
辻 重 紀 君

子 ども 未 来 部 子 ども 育 成 課 長  
高 山 崇 君

会 計 管 理 者  
齋 藤 信 彦 君

教 育 長  
中 島 豊 君

教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 次 長  
本 城 善 之 君

教 育 委 員 会 事 務 局 庶 務 課 長  
有 馬 勝 君

教 育 委 員 会 事 務 局 学 務 課 長  
篠 田 英 夫 君

教 育 委 員 会 事 務 局 学 校 制 度 担 当 課 長  
若 生 純 一 君

教 育 委 員 会 事 務 局 指 導 課 長  
熊 谷 恵 子 君

教 育 委 員 会 事 務 局 教 育 総 合 支 援 セ ン タ ー 長  
大 関 浩 仁 君

教 育 委 員 会 事 務 局 品 川 図 書 館 長  
横 山 莉 美 子 君

区 議 会 事 務 局 長  
久 保 田 善 行 君

○午前10時00分開会

○たけうち委員長　ただいまより、予算特別委員会を開きます。

それでは、第5号議案、平成31年度品川区一般会計予算を議題に供します。

本日の審査項目は、歳出第7款教育費のみでございます。

それでは、これより、本日予定の審査項目の説明を願います。

○品川財政課長　本日もよろしく願います。本日は348ページから参ります。

7款教育費、1項教育総務費、1目教育推進費は3億4,745万円で、ページ中段、文化財保存活用事業では、文庫の森公園にある旧三井文庫第二書庫について、国の登録有形文化財への認定に向けて申請を行うとともに、当該書庫の整備を行うものであります。

2目学務費は8億7,165万9,000円で、351ページ、新学事制度周知経費は新規計上であります。

352ページをお願いいたします。3目教育指導費は、20億8,166万3,000円で、353ページ、ページ一番下、部活動指導員雇用費は、中学校・義務教育学校後期課程において、部活動の技術指導や大会への引率等を行う非常勤職員を配置し、教員の負担軽減を図るものであります。

357ページをお願いします。7行目、市民科・各教科充実経費で、2行下、市民科教科書作成は新規計上、13行下、専門的講師による授業は、税理士・行政書士等の有資格者を講師として招き、市民科一貫プランに向けた授業を実施するものであります。

362ページをお願いします。4目図書館費は、16億6,522万7,000円で、主なものは、ページ右側中段、図書館運営費で、図書館システム改修費は皆減であります。

364ページをお願いします。以上によりまして、教育総務費の計は、49億6,599万9,000円で、対前年2.4%の増であります。

2項学校教育費、1目学校管理費は、369ページ中段、戸越台中学校大規模改修工事は工事費の減、下から3行目、屋内運動場空調整備は、小学校、中学校、義務教育学校の屋内運動場に空調設備を設置し、猛暑対策や災害時の避難所としての機能強化を図るものでございます。

373ページをお願いします。下から2段目、学校施設建設費では、375ページをお願いします。芳水小学校、城南小学校、後地小学校、377ページにまいりまして、鮫浜小学校、浜川小学校、第四日野小学校は改築経費、浜川中学校、源氏前小学校は施設計画検討経費を計上しております。

378ページをお願いします。以上によりまして、学校教育費の計は、195億8,488万8,000円で、対前年29.0%の増で、教育費の計は、245億5,088万7,000円で、対前年22.6%の増であります。

以上で本日の説明を終わります。

○たけうち委員長　以上で、本日の審査項目の説明が終わりました。質疑に入ります前に、現在28名の方の通告をいただいております。

これより質疑に入ります。ご発言願います。芹澤委員。

○芹澤委員　私からは、367ページ、タブレット端末運用について、359ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業について伺います。

まず、タブレット端末の運用について伺います。2014年にICT推進学校をやってございますが、小・中学校で区内に10校、計2,000台のタブレットの貸し出しを始めた事業だと認識しています。校内の場所だけではなくて自宅でも学習ができるということで、これからの時代に合ったありようの

かと思って、これからの活用に期待しているところでもあります。制度開始から5年目になりますが、現在、まず実施校が増えているのか、あと貸し出し数が増えているのかというところと、あとは、タブレットをやっている学校が成績が伸びたといった評価があるのか。また、これからの計画についてまずお聞かせください。

**○篠田学務課長** タブレット端末についてのお尋ねでございます。小・中学校10校というのが、いわゆる推進校と言われる学校でございまして、こちらの学校の児童・生徒の方全員にタブレットをお渡ししまして、お使いいただいているところでございます。委員からは2,000台ということでお話がございましたけれど、現在のところ、その後、お子様方が増えてございますので、およそ2,300台程度を使っているような状況でございます。

それから評価でございませけれども、現在、使い方としましては、タブレット端末の中にトータル学習システムということで、勉強をするためのいろいろな学習教材が入っておりまして、これを使って例えば学校で宿題を出して、子どもたちに使わせるといった使い方、あるいは当然、学校内でインターネット接続ができますので、調べ学習でお使いいただくといったことで利用していただいているものでございます。

あと、これからの計画でございませけれども、現状、今のところは、推進校をこれ以上、増やす予定はございませんが、そのほかの学校ですけれども、これまでパソコン教室にノートパソコンを置いて利用いただいていたのですけれども、こちらを今、全てタブレット端末に置きかえまして、あわせて各学校のLAN工事を進めてございますので、同じような使い方ができるような形で、今、準備を進めているところでございます。

**○熊谷指導課長** ICT推進校と、そのほかの学校とでは、学力で明確な差は見られないのですけれども、推進校では子どもたちが自分の意見や考え方を説明する場面で活用するなど、タブレットPCを使った授業スタイルが定着しているところでございます。授業改善に非常に役立つということで、校長や教員からは評価されているところでございます。

**○芹澤委員** タブレットでの学習ということで、児童がたくさんさわって学習してほしいというのが目的になるかと思えます。その観点で、スマートフォンやタブレットというのは今、ブルーライトカットというのがたくさん調光として見られていると思いますが、今、貸し出ししているものに対して、まずディスプレイに、例えばフィルムを貼るといった対策がなされているのかというのをお聞かせください。あとは、車やゲーム機などもそうですが、ナビなどでも、長時間、運転をすると、「少し休憩を入れましょう」みたいなアナウンスが流れたりすると思うのですが、このタブレットについてもそういったことが起きていて、長時間やり過ぎてしまって視力が下がってしまうというようなことを防いでいるのかもお聞かせください。

あとは、あわせて活用について伺います。タブレットは電子端末でありますので、これからまたビッグデータというのが、活用が望まれるのかと思っています。導入学校とほかの学校との学校全体の比較というのももちろんありますが、タブレットの中のデータを使って個々人のデータの把握というのできているのかも伺わせてください。たしか、学校を出るとオフラインになると思いますが、その間も今の電子端末であれば、情報収集というのは技術的には可能なのかと思っています。この時間に使う子どもたちの成績の伸びがいいとか、あとは、この子はどこの分野が苦手だ、得意だというのが把握できているのか。それを教員が共有できているのかというのもお聞かせください。

続けて伺います。データについて、やはり教師だけではなくて学校全体での共有。あとは、全部の

データを見るのは難しいと思いますが、大まかな学校単位でのデータというのを、区がある程度、把握できているのかというところまでお聞かせください。

**○篠田学務課長** まず、最初にブルーライトカットのお話でございます。私どもで各学校の児童・生徒にお配りしているタブレットでございますけれども、これは配備当初から全てフィルターがついた形で、ブルーカットの効果のあるフィルターがついているものでございます。それから、長時間使用し過ぎないようにといった取り組みでございますけれども、こちらは今のところ、残念ながら、例えば長時間になるとアラームが鳴るといった機能はないのですけれども、実際に学校の中ではそれほど長時間はなかなか使い切れないところもございますので、今のところ、そういった機能はつけてございません。それともう一つは、後ほどのご質問ともかぶるのですが、稼働時間の関係なのですけれども、私どものほうでは、実際にそれぞれのお子さんがどういったものに関してどれぐらい時間を使ったのかといったところまで、実は把握できてございません。ただ、機械自体の稼働時間を把握してございまして、平均いたしますと、現状は1日当たり大体1時間弱の稼働状況となっております。ですので、そういった意味では、使い過ぎることはあまりないのかと考えているところでございます。

それから、各児童・生徒のビッグデータの関係でございます。こちらですけれども、全ての児童・生徒の成績等の処理の関係で、全てのデータを一括して扱っているシステムは今のところございません。ただ、各学校ごとに、例えば家に持ち帰って宿題等させたとき、それをまた教室に翌日持ってきますと、自動的にLANでその結果を吸い上げまして、教師のパソコンのほうに全て集約されて、それをもとに教員が指導するといった形の活用を現在しているところでございます。

全体の大まかなデータの入手ということなのですけれども、教育委員会では全体の各学校ごとの比較等、それぞれデータを慎重に扱いながら、整理しているところでございます。

**○芹澤委員** 電子端末のいいところというのは、機械をかえなくてもソフトウェアを更新すればいろいろな機能が追加できるということだと思いますので、まだできていないデータの分析だったりも、これからぜひご検討いただければと思います。

続いて、オリンピック・パラリンピック教育推進事業について伺います。五輪の機運醸成というところで言えば、区でも実施競技があるということで、さまざまな取り組みをなさっていただいていると思います。中でもオリンピック・パラリンピック教育においては、おくの委員からも質問がありました。やはり、子どもたちに周知するというところよりも、さらに体験をしていくということが非常に重要だと思っています。まず、オリンピック・パラリンピック教育について、机の上での学習ではなくて、それ以外の部分で、これまでどんなことが行われたのか、お聞かせください。

**○熊谷指導課長** 平成28年度から、全ての区立幼稚園、そして学校が、オリンピック・パラリンピック教育実施校、いわゆる「ようい、ドン！スクール」に都から認定されております。その中で、「オリンピック・パラリンピックの精神」、「スポーツ」、「文化」、「環境」の4つのテーマと、それから、「学ぶ」、「観る」、「する」、「支える」の4つのアクションを掛け合わせた教育を行ってまいりました。委員ご指摘の、触れる、体験するという視点で例を挙げるならば、今お話がありましたように3競技体験教室、ホッケー、ビーチバレーボール、そしてブラインドサッカーの体験教室を、全ての学校で実施しているところでございます。また、アスリートを招聘した体験、オリンピックを招聘したのが、この3年間で、延べ38校、14競技、32名のオリンピックを呼んでおります。また、パラリンピアンは、延べ28校、12競技、20名を呼んでいるところでございます。また、文化体験としては、茶道や着つけや能、琴などの伝統文化体験、そして障害者理解ということで、車椅子体験、義

足体験等を行ってきています。この義足体験につきましては、スポーツ義足ということで、陸上競技のパラリンピアンが実際に使用しているものをつけてみるといった体験を行ってしています。なお、今度、3月22日に天王洲公園で行われるブラインドサッカーワールドグランプリ2019で、荏原第六中学校、そして東海中学校が、ボールパーソン、それから協会ブースの手伝い等のボランティアを行う予定でございます。こうしたことが評されまして、アワード校、応援校として、都内で最も多い10校が品川区は指定されているところでございます。

**○芹澤委員**　たくさん仕掛けていただいているということがわかりました。子どもたちの機運醸成というところ言えば、今お話があったところもそうですし、あとはサッカーの開会式、エスコートキッズみたいなもの、会場で選手に触れて運営にかかわるといのがやはりベストだとは思いますが、ただ、当然ながら限られた競技の中で、そういうことが全体的にはできないというのはわかっております。たくさん仕掛けていただいているのですが、いわゆる教育というところ言えば、我々もそうですし、選手たちは、やる側、プレーヤー側で、子どもたちというのは見る側にどうしても回ってしまう。その線、壁があると思っています。この壁をどうにか壊せないかという意味合いでの提案をさせていただきます。

オリンピック・パラリンピック、国別の対抗戦になりますので、これを子どもたちに置きかえて、クラス別の戦いをするということができないかと思っています。一番近いのが、運動会をミニオリンピック大会みたいにするということかなと思っています。先ほどご答弁いただいたように、児童も既に競技になじみがありますので、それを普段の体育の授業で終わらせずに、例えばクラス対抗で競わせたり、保護者が入っても、それはいいのかと思っています。また、オリンピック・パラリンピックというのは、競技だけではなくて、開会式であったり、さまざまなメダル授与やセレモニーというのも象徴的であると思っています。ぜひ、可能な部分を取り入れていただきまして、直接、競技場や選手とのふれ合いはありませんが、彼らの家族との団らんの中でお話がいろいろ出てくるようなアプローチを仕掛けていただければと思います。5年生、あと9年生の間の運動会はたしか夏だと思しますので、今年だけではなくて来年、本当に間近の中でご検討いただければと思います。

それとあわせて、これはカリキュラムの都合上、非常に難しいと理解はしていますが、先ほどクラス対抗の運動会をミニ五輪に、ミニオリンピックにというお話をさせていただきましたので、これを例えばもう少し大きなレベルで、例えば運動会で勝ったクラスの人たちを学校の代表として、学校を背負わせて、東京五輪ではなくて品川五輪みたいなものを子どもたちでできないのかというのもご提案させていただきます。ご見解をまずお聞かせください。

**○熊谷指導課長**　まず、運動会でのミニオリンピックの実施についてでございますけれども、運動会をオリンピックに関連づけて企画することは、幼児、児童・生徒のみならず、保護者、地域の機運の醸成につながると考えます。これまでも、浜川幼稚園や山中小学校、立会小学校では、生ごみからつくったバイオガスを使って聖火台の点灯式等、行ってまいりました。例えばですけれども、今、開会式というお話がありましたので、入場行進の前にオリンピックファンファーレを鳴らしたり、またオリンピックマーチで入場する、また運動会で聖火リレーを行うなど、どんな取り組みができるか。そういったことを子どもたちと一緒に教員が考えることで、オリンピック・パラリンピックの価値や意義を学ぶ機会になると思います。また、品川オリンピックのような形で品川五輪をというようなお話がございましたけれども、陸上競技大会はこれまでも行ってきていますので、そういう中で実施していくことは可能だと思います。代表として行う中で、オリンピックやパラリンピックの意義を、これまで教育長が開会式

でお話していますので、そういったところで活用してもらいたいと思います。

**○芹澤委員** では、最後にレガシーについて伺います。レガシーを残すための教育という議論があまり見えてこないのが、レガシーを残すという観点で、機運醸成と異なって、大会終了後にも力を入れていく必要があると思います。区として、オリンピック・パラリンピック終了後の教育の中でのレガシーを残す取り組みについて、最後にご説明ください。

**○熊谷指導課長** 東京2020大会レガシーとして残したいもの。それは、1つは障害者理解、ボランティアマインド、そして豊かな国際感覚。そういったものを残していきたいと思っています。各学校でさまざまやっていることを、どうしたら残していけるか。それを考える1年にしていきたいと思っています。

**○たけうち委員長** 次に、新妻委員。

**○新妻委員** 367ページ、学校ICT活用経費、352ページ、教育指導費、標準服についてお伺いいたします。時間がありましたら、349ページ、PTA関係費、PTA活動支援についてお伺いいたします。

まず、学校ICT活用経費でございますが、ただいまもタブレットの活用の質問がされて、確認させていただきました。事務事業概要では、デジタル教科書のバージョンアップ委託として約300万円が予算づけされておりますので、ここで関連してお伺いさせていただきます。現在、区内の小・中・義務教育学校でアクセス・リーディング、電子図書を使用している人や、またタブレットを持ち込みデジタル教科書を使用している児童・生徒の人数を、大体で結構ですでお知らせいただきたいと思います。また、デジタル教科書がどのように活用されているかお伺いいたします。

**○篠田学務課長** デジタル教科書の活用ですけれども、デジタル教科書につきましては、基本的に各学校の教員が指導するパソコンに入っております。そちらを使って、例えばプロジェクターなどに映し出して使うような形にしております。また、アクセス・リーディングでございますけれども、こちらは教科書等の読み上げ機能の部分でございます。こちらに関しましては、特別支援等の学級で利用しております。アクセス・リーディングはもともと毎年度、必要な児童・生徒に関して申請するという手続がございますので、毎年統計をとっていたのですけれども、あるときから学校単位でのライセンスに変更されて、一旦、ライセンス付与をいただきますと、自動的にその学校はそのまま使えるようになったものですから、最新の状況でどれだけの数のお子さんが使われているかというのは把握し切れていない状態でございます。ただ、特別支援の学校等は全て、基本的にほとんどの学校が申請されているというところがございます。また、あわせて、アクセス・リーディングと同じような機能を持ちましたもので、デイジー教科書というものがございます。こちらは日本障害者リハビリテーション協会がやられているものなのですけれども、実はアクセス・リーディングは、読み上げの音声は、どちらかというとコンピューター音声に近いところで、少し聞き取りづらい。デイジー教科書に関しては、滑らかな日本語での読み上げがあるということで、そちらのほうの意向もございまして、こちらは今、2校で使われているような状況がございます。

**○新妻委員** 2020年4月から、デジタル教科書が制度化されて、副教材の位置づけから正式な教科書の扱いとなります。小学校、中学校、高校では、教育課程の一部において、教科書の使用義務にかかわらず、通常の紙の教科書にかえて、このデジタル教科書を使用することと示されております。また、文字の拡大や音声読み上げなどによって、視覚障害や発達障害のある児童・生徒の学習上の困難を低減させる必要がある場合は、全ての教育課程でこのデジタル教科書を使用できるようになり

ます。しかし予算措置がまだとられておりませんので、この辺が課題なのかと思っております。先ほど数を伺いましたが、前にどれぐらいの方が使われているかというのを確認させていただいたところ、約30人の方がアクセス・リーディングを活用していると伺ったことがあります。このアクセス・リーディング、またデジタル教科書についてお伺いいたします。

紙の教科書では字や数字が識別しにくい児童・生徒にとって、電子図書やデジタル教科書があるということは、学習意欲を欠かない大事なものであると思います。そこで、UDフォントの推進について提案させていただきますが、委員長に許可をいただきまして、タブレットに資料を配信させていただきます。ご確認ください。ユニバーサルデザインフォントというのがあります。これは既にWindows 10には標準装備されております。また、少し前にはNHKの学習障害の特集の中でも、このユニバーサルデザインフォントが紹介されておりましたので、既にご存じの方も多くいらっしゃると思います。とても見やすく、配信しました資料の左側が、これまで教科書に使われていた書体です。右がユニバーサルデザインの教科書体ということで、これは特にわかりやすいように太い文字を選んでみましたけれども、丸みがある、はねや、はらいなどをなくした、サインペンに近い文字で書かれている、非常に見やすい文字であります。全国の自治体でも学習教材に採用する動きが出ております。これが、UDフォント、学習障害の、識字に障害がある方たちにとってもいいということとともに、自覚がない隠れ学習障害児にとっても、授業についていくことができ、勉強嫌いにならないと効果が期待されているところであります。現在、この文字がどこかで活用されているのかということを確認させていただきますが、今後、デジタル教科書のバージョンアップに伴って、ぜひこの字の活用を提案いたしますが、ご見解を伺います。

**○篠田学務課長** ユニバーサルデザインフォントでございます。こちらに関しましては、Windows 10の一昨年のアップデートの中で集約された形で汎用されているということになってございます。それで、それまでに配置されておりますタブレットに関しましては、UDフォント、ユニバーサルデザインフォントは今、入っていない状況でございます。これは、実はセキュリティーの関係で、ウイルスのアップデートを一台一台、手作業でやらなければいけない状況がございますので、こちらはまだ反映されてございません。昨年、平成30年9月に導入いたしました機械は全部で700台余なのですけれども、こちらには初めからインストールされているという状況でございます。

こちらなのですけれども、基本的には例えばワードですとか、いわゆるフォントが選べるようなソフトに関しましては利用ができるという状況ではございますけれども、今のところ、学校の教材の中では使用しているものがあまりないという状況でございます。これは、いわゆるアプリケーションそのものが、フォントがアプリケーションで指定されているものが多いものですから、今のところ、そういうものがないということでございます。また、特別支援のiPadに関しましては、UDフォント自体がインストールされていない。やはり同じように、インストールされているアプリが全てフォントを指定しているという状況がございますので、今のところ、ユニバーサルデザインフォントを使用しているものはないという状況でございます。

ただ、今後、こういったものに関しましては、当然、アップデート等の手作業等の状況ですとか、さまざまな環境を整えた上で、必要に応じて使えるような形で整備はしていくというようなことを考えているところでございます。

**○新妻委員** バージョンアップの時期を捉えて等々、読みやすいこの文字をぜひ推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

続きまして、学校の制服について伺います。私は昨年の決算特別委員会で、LGBT、性的マイノリティーの人への支援について取り上げた中で、学校における制服、標準服の選択制について質問をいたしました。そのときに、標準服については、相談内容にもよるけれども、相談があった場合にはズボンの着用を認めるなど、必要な配慮について個別に対応していくとの答弁がございました。既にこのようにされていることと思います。また、他自治体を見ますと、性別に関係なく自由に制服を選べる公立中学校が増え始めています。埼玉県の新座市の1つの学校も、1月からスラックスとスカートを選べる制度を導入しました。また、来年度からは中野区や世田谷区は、全ての区立中学校で同様の取り組みが進んでまいります。また、福岡市でも男女共通の制服デザインを検討中ということで、学校現場で性別と服装の不一致に悩む子どもへの配慮が進みつつあります。特に中野区では、これまで区立中学校10校のうち5校で女子用スラックスが選べるようになっていましたけれども、運動好きの小学校6年生の女の子が、ズボンををはきたいという手紙を区長に書いたところから、全校で進むこととなりました。そこで、今回、ご相談があったという場合でありますけれども、全ての考え方の中で、標準服としてスカートやスラックスが選べるのが求められていると思います。このことをぜひ品川区でも推進していただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

**○大関教育総合支援センター長** 現在、区立学校における、標準服につきましては、各学校ごとに、同窓会あるいはPTA等の意見も聞きながら決めてきている経緯がございます。今後とも、各校単位で、今ご案内いただいたような意見等も踏まえながら見直す場合もあろうかと思いますが、教育委員会といたしましては、各校の自主性を尊重したいと考えております。

**○たけうち委員長** 次に、石田ちひろ委員。

**○石田（ち）委員** 私も、標準服、制服について伺いたいと思っています。

今、紹介もあったように、この間、新聞などでも報道されていますが、中学校、高校の制服で、女子もスラックスを選択できるようにしている学校が増えているということです。1997年ごろから、女子生徒の防寒対策などで取り入れる学校が数校あったと。そして、今はやはり性的マイノリティー、心の性への対応ということで、全国の道府県で、女子生徒もスラックスを着用できる、選択できるということが広がっています。現在、600校を超えているという報道でしたけれども、都内でも、今ありましたように、中野区、世田谷区がこれから取り入れていくということです。私もいいことだと思っていますのでけれども、区内では、今まで、また現在、こうした声は出ていないのかどうか、伺いたしたいと思います。そして、そもそも制服というのはどのように決まっていくのか、具体的に教えていただけたらと思います。

**○大関教育総合支援センター長** ただいまご質問をいただきました標準服に関しての各校の経緯でございますが、これまでも各校ごとに、標準服はどのようなものがあるか、地域のご意見あるいは同窓会のご意見、PTAのご意見なども聞きながら、比較的、標準的なものというものを1つの目安としてお示しするという形で決まっております。これは、教育委員会がこういう形でこういうものにしなさいというふうに決めたということは、これまでもございません。したがって、今後とも各校ごとに状況に応じて、見直す必要性が生じれば、その時点で見直す場合もあろうかと思いますが、なお、各区の状況でございますが、新聞報道等にごございましたように、一律にというような動きも一部、出てきた状況でございますので、今後とも各区の状況等につきましては注視しながら、情報提供を校長会等でもしていきたいと思っておりますし、あるいは声がどのように出ているかという部分でございますが、何度か標準服については議会でもご質問いただいたように、一部そういったご意見もある。LGBTへの配慮などにつ

きましても、それは、これまでも実際に申し出があった場合には、個別のケースとして対応させていただいているところでございます。

**○石田（ち）委員** 各校ごとに意見を聞きながら標準として決めているということで、各校、注視していきたい。それで一部、スラックス、ズボンをはきたいという意見もあるということでしたけれども、2015年4月に文部科学省から、性同一性障害の児童や生徒に対するきめ細かな対応を求める通知が出されています。こうしたこともあって、女子生徒のスラックス着用を認める学校が増えているということですが、私自身も小学校のころから、活発な、体を動かすタイプでしたので、中学に上がって、何で女の子がスカートで男の子はズボンと決められているのかという疑問はありました。それで、今の時代は性の多様性がそこに広がって、そしてそれを認め合う社会が求められているということですので、学校の制服においても、男はズボン、女はスカートと決まっていること自体が、考え方として考え直されていく時代なのかと思うのですけれども、区の見解はいかがでしょうか。

**○大関教育総合支援センター長** ご本人のいろいろな嗜好、そしてご家庭でのさまざまな考え方も、まずはベースとしてあろうかと思えます。学校が一律にこうあるべきだということばかりではなくて、時代の流れとともに検討する部分はこれから生じてくる場合もあろうかとは思えます。現状におきましては、私が伺っているところだと、さまざまなご意見があると、現場の声も聞いておりますので、もしかすると、新聞でありました他県での出来事でございますが、子どもたちが生徒会として、1つの自分たちの考え方として、何か学校側に対して生徒の気持ちというものを表明してくる場面もあると聞いております。そういった場合は、それこそまさに教育のチャンスだと思います。自分たちで自分たちの教育内容について意見を述べる機会などは、これまでも市民科の中で、自分たちの自治的な内容を学ぶ場面がございましたので、そういったところで扱っていく。そういった教育の内容と、今回、他区のように一律に教育委員会が決めてしまうという状況は、また別かと思えます。そこにつきましては、今後とも情報をよく収集してまいりたいと思えます。

**○石田（ち）委員** 今おっしゃっていただいたように、生徒たちが意見を出し合って、自分たちのことを自分たちで決めるというのは、本当に大事な経験だと思います。そういったところからも、やはり子どもが出した意見を学校が受け入れてくれる、そういった経験がすごく大事だということも、中野区では報道されていて、いい事例になったというのは区長も話しているわけですが、埼玉県では学校が保護者にアンケートを実施する。そして、女子用のスラックスの採用に肯定的な意見・回答が半数以上を占めたということもあって、こうした選択ができるということを取り入れたということです。区としても、生徒からの申し出というものもありますけれども、今、教育総合支援センター長からもありましたけれども、さまざまな意見があるということですので、意見を聞くためのアンケートなども保護者や生徒にしてはどうかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

**○大関教育総合支援センター長** ただいま委員よりご提案がありましたアンケートでございますが、昨今、国や都あるいは区からの多くのアンケート調査が来る中で、非常に学校は疲弊しているという現実もございます。既にある中で、情報は十分、収集しており、校区教育協働委員会などの場で意見を交わす場面もございますので、そういった部分を尊重してまいりたいと思えます。

**○石田（ち）委員** たくさんアンケートがあるということでしたけれども、やはり今、性の多様性が求められているので、それを認め合う社会が求められているということですので、必要なアンケートというところでは、どんどんやはり意見を聞くものとして、媒体として使っていくべきではないかと思えます。

そして、今はブラック校則という言葉も出てきているもとの、やはり子どもたちが、学校が決めたことを、おかしい、苦しいと思うような状況もあるかと思えます。ですので、やはり子どもたちがこうして自分たちで意見を出して決めていくということが本当に大事な経験になってくる、教育的な経験になっていくと思えますので、そうした意見を出しやすい、風潮というのですか、そうした意味でも、教員の皆さんが子どもたちに向き合っていける、そうした学校の環境整備というの、こうしたところには必要ではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

**○大関教育総合支援センター長** 委員よりご指摘いただいた、子どもたちが意見を言いやすい状況というのは、まさに本区においては、市民科の学習の中の自治的活動をしっかりと学ばせている中で、子どもたち自身がどう考えるのかといった部分を意見表明する場面もたくさんございます。そして、さらには児童会・生徒会の役員会が、年に1回、全校が集会いたしましたして、「自分たちの意見ではこういう意見が出たんだ」、「うちの学校ではこういう取り組みをしました」、そのような発表を全校で行い、今年度も私は見てまいりましたが、どこかの学校ではこういう取り組みが、こんな効果があって、自分たちはこう取り組んでいるというのを参考にしていった。そういったものを毎年、学校が持ち帰る。そして、児童・生徒会役員は、自分たちの参加した状況から、「自分たちの活動がこのように評価されました」、あるいは「こう変えていきます」というふうに、子どもたち全体に、今度は児童・生徒が代表として全校児童・生徒に投げかける。そのような取り組みを大切にしているところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、松永委員。

**○松永委員** 私からは、355ページのいじめ防止対策について、359ページのオリンピック・パラリンピック教育推進事業について、369ページの学校環境整備事業について伺います。

初めに、355ページのいじめ防止対策について伺います。本区内では、いじめ防止のためにさまざまな取り組みがなされていることと思えます。そこで、各学校で設置されている目安箱についてですが、生徒から意見や要望などはありましたでしょうか。実績についてお知らせください。また、ありましたら、どのように対応されたのでしょうか。あわせて伺います。

**○大関教育総合支援センター長** 目安箱の件数および内容、対応につきましてご質問いただきました。今年度1月末までの数値の合計では、48件、目安箱に入りました。その内訳といたしましては、自分がいじめを受けているという内容が19件、友人関係の悩みが8件、それから教員や学校に対する要望というものが18件、その他3件。その他は、白紙であったり、いたずらの内容等でございます。

入りましたら、まず教育委員会の職員が内容を確認しまして、そちらの目安箱は、誰にどんな話をどう聞いてほしいのかというものを子どもが選べるようになっております。中には、カウンセラーに話を聞いてほしい、あるいはHEARTSに聞いてほしいなどと、具体的に選べるようになっておりますので、子どもからリクエストをいただきました、例えばHEARTSに聞いてほしいということであれば、HEARTSが直接面談して、その子どもの気持ちを酌み取りながら、必要な対応については学校とも共有し、本人の悩みの改善・解消に向けて努力していく。そのような取り組みを行っております。

**○松永委員** 子どもたちからの勇気ある行動に、今後もぜひしっかりと向き合っていただければと思います。

次に、いじめのアンケートについて伺います。福岡市教育委員会では、千葉県戸田市の事件を受けて、小・中学校で毎月実施しているいじめアンケートに、保護者からの虐待の有無を尋ねる設問が追加されました。そこで質問いたしますが、現在、本区では、生徒に対してアンケート調査というものは行っているのでしょうか。また、行っているのであれば、そのアンケート内容についてお知らせください。ま

た、福岡市が行っているプラスされた設問についてどのように捉えて、また今後、本区といたしましてはどのように進めていかれるのかお知らせください。

**○大関教育総合支援センター長** ご質問いただきました子どもたちへのアンケートの状況でございます。これは生活アンケートといいまして、全都で共通の内容のもの。それ以外に区として独自にお願いしているもののほか、各学校ごとに、記名・無記名、両方うまく組み合わせながら子どもたちの様子を知る取り組みは、大体、月に1回程度、何らかの形で子どもたちの声を拾う努力はしております。ただ、アンケートなれしてしまうというのですか、あまりアンケートが続いてしまうと、子どももあまり書かなくなってしまったという状況がありますので、生活アンケート自体は年に3回と減らして、そのほかは各学校で工夫できるようにしてきたところでございます。

先ほど目安箱の数値もお話しいたしましたが、具体的にはもう目安箱でかなり書いてきてくれます。そこから実際に虐待のことがわかって、関係機関と情報共有して動いていくというケースもございますので、これは今後とも、虐待の内容も含めて、アンケート、そしてアンケートだけでは拾い切れない部分は目安箱で、活用していきたいと考えています。

**○松永委員** 先ほどの質問に戻るのですが、48件の目安箱の中に、虐待に関する意見はあったのでしょうか。お伺いします。

**○大関教育総合支援センター長** 先ほどの48件の内訳の中に、まず書いてあった内容としてのところには、直接、虐待を受けていますという書き方はございません。ただし、悩みをカウンセラーあるいはHEARTSが聞いていく中で、実は非常にネグレクト的な状況にある。御飯があまり食べられていない。そういったことが把握できるという状況がございますので、そういった場合にはすぐに関係機関と情報を共有して、確実に対応しています。

**○松永委員** より子どもたちが申告しやすいように、アンケートをぜひ加えていただければと要望し、次の質問に移ります。

次に、359ページのオリンピック・パラリンピック教育推進事業についてです。昨日で、日本で2回目となる東京オリンピック・パラリンピック開催まであと500日を切りました。私は初めてのオリンピック・パラリンピックを体験するわけですが、1964年の東京オリンピックをよくテレビで見ようになりました。開会式や陸上競技、柔道などです。そこで、開会式のセレモニーでは、ハトが飛び出てくるシーンですが、裏方では子どもたちが手伝っている姿が映されておりました。オリンピック・パラリンピック競技が行われる会場の様子は確認できませんでしたが、さまざまな競技で多くの方がボランティアをされているのではないかと思います。

そこで質問いたします。当時、学生の方々がボランティアとして手伝いをされていたかと思いますが、今回は学生ボランティアについて、東京都や国から本区に要請があったのでしょうか。また、本区内で行われる競技、ホッケーやビーチバレーボール、また応援競技のブラインドサッカーについて、子どもたちはボランティアとしてオリンピック・パラリンピックに参加することはできるのか、あわせて伺います。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** それでは、ボランティアの件について私からご説明させていただきますと思います。大会組織委員会や東京都から、学生の応募について要請があったということはございませんでした。年齢的には18歳以上ということで、小学生、中学生、高校生の参加というのは、今のところ想定はしておりません。ただし、例えば区の独自ボランティアというのができておりまして、「しな助」というのが独自ボランティアの名前なのですが、団体として例えば高校から、ま

とめて何か手伝っていただくとかボランティアに参加していただくというのは、今後検討していきたいと思っているところでございます。

**○松永委員** 初めて日本で行われるオリンピック・パラリンピックと同様に、開会式や閉会式に子どもたちが参加できたら私はうれしいのですが、それが難しいのであれば、せめて本区内で行われる2競技と応援競技について、ぜひ子どもたちに参加できる機会を与えていただきたいと思います。そこで、例えばそれぞれの競技のハーフタイムで子どもたちのダンスなどを披露したり、また先ほどもご答弁がありましたけれども、サッカーでよく見かけるシーンですが、入場するときに選手と手をつないで入場するという事は可能なのでしょうか。その辺について伺います。

**○辻オリンピック・パラリンピック準備課長** 大会のときのエスコートキッズやハーフタイムショーというお話でございます。ホッケー会場とビーチバレーボール会場の、メニューマネージャーといまして、支配人が、つい最近、先般、決定したところで、区に挨拶ということではいらっしゃっています。そのあたりのエスコートキッズをどうするかとか、中でどのような催しをするかというのは、今後の検討事項といえますか、相談するところですので、そこは積極的に、大会組織委員会の方たちと相談しながら、区の子どもたちにいい思い出が残るような形に持っていきたいと思っています。

**○松永委員** ぜひ子どもたちにすばらしい思い出を語り継いでいただくためにも、東京都、国へ、先ほどおっしゃいましたけれども支配人などに、要望していただければと思います。

関連し、スポーツ施設、スポル品川大井町と学校との連携について伺います。区役所近くにスポル品川大井町が開設されてから、約1年がたとうとしております。広々とした施設を、ぜひオリンピック競技を体験していただくために、また関心を持っていただくために、子どもたちに授業の一環として勉強していただきたいと思っています。そして、新たな環境で授業をすることも必要であると考えます。もちろん、移動する時間や内容については厳しい面もあると思いますが、子どもたちにとっては遊園地のようなアトラクションであり、そして体力もついてくるのではないかと考えます。

そこで質問いたします。この施設も期間限定であり、学校にはない環境がそろっていることを考え、ぜひ学校とスポル品川大井町で連携してみてもと思うのですが、いかがでしょうか。また、施設が開設されてから今日まで、教育の一環として利用されたことはあるのでしょうか。お知らせください。

**○大関教育総合支援センター長** スポル品川大井町がオープニングイベントとして、当初、さまざまな方々をお呼びして講演等されたその日に、山中小学校の児童たちがご招待いただいて、いろいろな競技といえますか、アスリートたちのお話を聞いたり、実際に体験するということがございました。なかなか有料の施設でございますので、その後、実際に教育活動として利用したという話は把握はしておりませんが、各ご家庭で、親子でスポーツ体験を楽しんだとか、そういうお話は聞いているところがございます。

**○松永委員** 子どもたちに実際にオリンピック競技を体験していただくためにも、ぜひご検討のほどよろしく願いいたします。

次に、369ページの学校環境整備事業について伺います。小・中学校・義務教育学校、それぞれ屋内運動場での空調設備改修や便所改修工事、さらには人口芝生化など、環境整備が行われると思います。初めに、屋内運動場の空調設備改修工事について伺います。これは主に熱中症対策や、災害時に避難所として使用されるということで、先ほど伺いました。また、本区で工事される空調設備についてですが、電力を使用されるのですか。それともガスを使用されるのか。そして、東京都から何かアドバイスはあったのかお知らせください。また、その理由についてあわせて伺います。

○有馬庶務課長 屋内運動場の空調設備の件でございます。まず、動力として何を使うかということで、ガスなのか電気なのかというところ。今回、補正をとりまして検討しておりますけれども、基本的にはガス式ということを中心に、今、考えております。理由は幾つかありますけれども、まず普通教室に入っているものが、現状、ガス式が入っているということがあります。それから、できるだけ短期に集中的に入れたいということがあり、リースということも併用していきたいというようなことがありまして、そういう業者を当たっていくとガスである。それから、あとランニングコストです。ランニングコストは基本的には電気よりガスのほうが低価格でいけるのではないかなというようなこともありまして、今、そこを中心に検討を進めているということでございます。

○松永委員 戸田市で調査しているところがあって確認したのですが、電気のほうが安いような感じで書かれていたのですが、その辺については置いておきます。さまざまな理由で決められたと思います。熱中症対策や防災の観点からも必要とされておりますので、ぜひ早急に設置をお願いいたします。

次に、学校プールについて伺います。近年、学校にプールがなくなっている実態があります。それは、老朽化、コスト負担が大きいからだそうです。そこで、プールの授業は公営プールや民間のスイミングスクールなどで行い、また専門のインストラクターによる指導が行われ、水泳の上達が見込めるということで広がりつつあります。そこで本区におきましては、来年度、浜川小学校でプールの解体工事が行われます。今後についてどのようになっていくのでしょうか。また、2044年まで人口が増え続けると聞いておりますが、プールの敷地分、校舎を増やすという考えはあるのでしょうか。今後について最後に伺いたいと思います。

○有馬庶務課長 先ほどの空調に1つ答弁漏れがありました。東京都の指導はあったのかということですが、直接はございませんでした。

それからプールについてですが、基本的には浜川小学校については、プールの解体は改築のためにいたしますけれども、その後、またプールは校舎と一体型というようなことで屋上に設置していく予定でございます。その間、使えない期間について、近隣の学校を使用させていただくような対応を考えているものでございます。

○松永委員 さまざまな意見があると思いますが、ぜひ保護者や生徒、地域住民の意見を聞き、進めただけだと思います。以上です。

○たけうち委員長 次に、須貝委員。

○須貝委員 私は、355ページ、いじめ防止対策費についてお聞きしたいと思います。

まず、文部科学省で調査しているデータがあるのですが、まず不登校問題。全児童・生徒数に占める不登校の児童・生徒数の割合は、この20年間で1.5倍に増加しており、約10万人から13.5万人で、過去最多を更新している。子どもの数が減少している中で、不登校が増えている。これがまず1点あります。次にいじめ問題。小・中学校・高等・特別支援学校における、いじめの認知件数は、約32万4,000件と、前年度より約9万9,000件増加し、過去最多となった。そして、自殺。日本全国の学校で、平成29年度に自殺した児童・生徒数は250人に上り、過去30年間で最多となっている。次に児童虐待。児童相談所が対応した件数は、1999年から比較すると約1.3倍の1.3万件を超え、さらに増え続けている。このようなデータがありますが、全国の教育委員会でも、それぞれ学校で取り組んでいる課題があって、そしてさまざま改善に向かって、今、進んでいると思いますが、逆にいろいろ努力をされて人員を投入していると思うのですが、現状、どんどん増えている。このような現状につ

いてどのように思われますか。ご見解を教えてください。次に、品川区内の公立小・中学校の生徒・児童に対しては、現状はいかがですか。そして、どのように対応していますか。これも教えてください。

**○大関教育総合支援センター長** 不登校問題、いじめ、あるいは虐待と、さまざまな、学校にも直接かかわっている課題について、全国的に増えている傾向に対する状況でございます。まず本区といたしましても、やはりこれは社会全体のあり方にもかかわってまいりますし、家庭教育の部分の変化も、長い目で見ますと確かにございました。さまざまな生活環境の中にいる子どもたちの中で、さまざまな課題がある。それをまず最初にキャッチできるのが学校だと、区の教育委員会は考えます。したがって、本区におきましても、具体的には平成29年度、小学校で47件、中学校で40件のいじめ認知件数という形で、これはやはり増えている傾向でございます。ただ、増えたのは、教員がしっかりとキャッチする感覚が上がったという部分も、これはもう全国的にもそうですし、本区においても、しっかりと見逃さないという形で増えてきていると捉えております。また、不登校の数におきましても、さまざまなご家庭の考え方もあります。一時期は、無理に行かさなくていいという考え方を受け入れているご家庭も増えてきたという背景がございますので、本区におきましても同様に不登校件数は増加している傾向でございます。それにつきまして、実際にこれまでHEARTSのスクールソーシャルワーカーの人数も増やしまして、不登校も含めまして家庭の状況もきちんと家庭訪問して様子を見ながら、なぜ不登校の状態になったのか、本人の要件だけでなく、もしかすると家庭環境、場合によっては家族全体へのソーシャルワークが必要なケースもございます。そういったものを早目に発見して、関係機関としっかりと情報共有して、複数の愛で、こぼれることのないように支援しようと努力している最中でございます。

**○須貝委員** 今お話がありましたが、未然の防止というのは難しいと私も思います。やはり、ではどこでその子の様子を確認するのだ、できるのだというのは難しいと思います。ただ、早期発見、そして早期対応。それに対して対応する。本来なら各家庭でしっかり見ていただかなければいけない。地域で見ると言っても、これは難しいかもしれませんが、今は世が世なだけに、やはりどうしても学校に頼らざるを得ない。本当に教員の皆さん、それからスクールカウンセラー、その他、教育心理相談員、学校生活指導専門員など、さまざまな人数は増えておりますが、なかなか現状は難しい。それは、あれですか。担任の先生がやはり忙しいということにも起因しているのでしょうか。それと、あと、今、品川区の教職員の方には若い先生が多いです。はっきり言って、まだ子育て経験が浅い、少ない方も多々いらっしゃると思います。そういうことで、子どもに対して、その行動や言動に対して気づきがどうしてもおくれる。感覚的に何かつかみにくい。そういうこともあるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

**○大関教育総合支援センター長** さまざまな世代の教員がいる中で、近年は新規採用者なども増えておりますので、確かに経験が浅い教員も一昔前より増えている傾向はございます。しかし、生活年齢が重なっていなかったとしても、逆に子どもの気持ちにより近い世代として、少し前までは、お兄さん、お姉さんだった立場の教員ならではの気づきもございます。子どもたちが毎朝登校するときに、挨拶当番をしながら、子どもたちに一声、声をかける中で、「少し声が暗いな。昨日、何かあったのかな」と気づけるのが教員だと思います。これはもう、さまざまな経験のある、いろいろなタイプの教員がいますので、一概に年齢が浅いだけで厳しいとは考えておりません。また、忙しさというご意見もございましたが、授業への準備の時間をしっかりとつくりたいと考えると同時に、やはり子どもたちの様子はしっかりと見ようと、どの教員も考えておりますので、忙しかったので自分の担任するクラスの子どもの様子がわからなかったという学校はないと捉えております。

**○須貝委員** ただ、現状、世の中に、さまざまなこういう問題が起きております。昨夜も2人の小学校6年生の児童が自殺された。1カ月前には高校生が、やはり自殺された。その中にこういうふうを書いてあります。文章が出ているのでしょね。「先生は私の言葉を信じてくれなかった」。私をわかってもらえなかったということだと思っておりますが、やはりこういう言葉が出てくる。品川区はきちんとやっているのかもしれないですけども、やはり全国のレベルで見たときに、教育委員会はそこでさまざまな取り組みをして、さまざま子どもに対して対応していると私は思いますが、こういう言葉が同じ教育の世界の中で出てくるということは、わかりませんが、おそらくやはり品川区にもあるのではないかという気がするのです。先ほど、目安箱に入っている投書の数が少なかったです。でも、それはやはり、そこに入れにくいということもあるのではないか。実際、もっと中学生なら中学生で、さまざまな疑問点。「あの先生は、こうやって変なことを言っているよ」とか、「何をしたよ」とか、やはり一番、感受性が強いときだから、もっと投書があつていいと私は思う。それとも子どもが現実、諦めているのかということすら私は考えてしまうのです。先生の言うことは聞かなければいけない。先生に何を言ってもだめなのだ。私はそこに1つの問題点があるのではないかと思うのです。

先ほどアンケートという話もありました。これは本当に有効な手段だと思います。でも、毎月やっていると、なれてしまって、なかなか投書そのものがないのだと。でも私は、ないということは隠れているのではないかと教育委員会には見てほしいのです。何でこんなに少ないのだと。家でも毎日、何か親子のトラブルはあります。学校に行けば友達関係。先生と接していれば、あの先生はいいの悪いの、あいつは嫌なやつだとか、友達がどうのこうのとか、多分出てくるのにもかかわらず、これしか投書がないというのは、逆に隠れている要素が強いのかと思うのです。

それで、私はやはり、誰に相談していいかわからない。先生に相談しても、きっと信じてもらえないという、先ほど言葉を紹介しましたが、こういうことがあるのは、やはり早期発見に対して、早期に相談、話し合う、悩みの相談相手になってあげるといような仕組み。また、そういう人がいつでもそばにいるということが大事ではないか。それで、やはり信じてあげることが第一だと私は思うのですが、その辺についてご見解をお聞かせください。

**○大関教育総合支援センター長** アンケートだけが全てを拾える状況ではない。やはり積極的に子どもたちの悩みに気づいてあげることが重要だと、ご意見をいただきました。教育委員会としても、まさにそのとおりだと考えており、さまざまな職種を学校に派遣しております。指導主事が学校担当者として定期的に訪問する以外に、HEARTSも学校担当制を敷きまして、やはりHEARTSのスクールソーシャルワーカーが学校の様子も回っております。そのほか、特別な支援の配慮の観点から、専門のカウンセラーが2週に一遍、やはり担当校を回っております。そのような形で、二重、三重、いろいろな形で子どもたちがSOSを出せるように、あるいは気づいてあげられるような形をとっているところでございます。なお、例えば先生によっても信じてもらえなかったという報道を、私も拝見いたしました。でも、学校は話し合いも、ご家族も含めてしていたという報道も聞いております。何らかのアクションはある中で、やはりさまざまな思いという部分が今回の残念な結果だったと、他県の件はまだ捉えている段階ではございますが、そういった内容なども踏まえながら、私ども区といたしましては、いじめ対策委員会の中で、他県の例なども情報収集しながら、本区の取り組みについては常に、定期的に専門の方のご意見などもいただきながら、見直しを進めているところでございます。

**○須貝委員** 家庭では保護者の方が子どもに向き合うということで、毎日、「おはよう」とか、「今日はどうだった?」とか、簡単に声をかけたり、一緒に食事をとれる・とれない方もいますけれど、さ

さまざまなスキンシップというのはそこにあるのです。学校では、現に今の学校で、児童・生徒一人ひとりに毎日向き合える時間があるのですか。2週間に1回、カウンセラーの方が来られても、それは何か結局、お子さんにとってはお客さんではないのですか。毎日そばにいて、毎日挨拶をして、「そうだ、この人なら信頼できる。相談できそうだ」というのを感じるのが子どもたちだと思うのですが、その辺について、時間などあるのでしょうか。ご見解をお聞かせください。

**○大関教育総合支援センター長** 例えば小学生の段階でしたら、連絡帳を通じて家庭とやりとりをする以外に、担任が一言、子どもたちと交換日記ノートのような形で回しているなどという工夫をしている学校もございます。また、中学生においては、1行、何かしら、今度は子ども自身が書いたことに対して、担任が少しだけアドバイスを入れたりというのを工夫したりもしています。それはもう、担任がやれる範囲。しかし、担任以外にも例えば相談はできる。顔なじみの、例えば保健室の先生だったり、あるいは用務主事だったり、あるいは図書館のスタッフの方であったり、いろいろな大人が身近にはいます。子どもたちには、近くの方にも相談もできるし、SOSを出していいのだということは、常に伝えるようにしております。

もともと、家庭でしっかりと話し合ってもらい、意見を子どもが言えること、あるいは話題にすることが重要だという部分は、日ごろから、学年保護者会あるいは全校保護者会などで、校長より各家庭にもお願いしているところでございます。

**○須貝委員** そうすると、あれですね。結局、教育委員会では、今、さまざまなお子さんに対して目配りをされているというお話ですが、でもそのお話の中で、現実、世の中はますます、不登校をはじめ、いじめがやはり増えている現状があるのです。そうすると、どうなのですか。結局、では家庭でという話になってしまうのか。それなら、家庭の皆さん、もっと自分のお子さんに、毎朝向き合ってください。挨拶してください。毎日、子どもの目を見てください。目を見て話ししてあげてくださいという呼びかけが、やはり私は家庭力というのに頼らざるを得ない時期が、今、来ているのかと。やはり、ここまで拡大してしまうと、教育委員会の手にも負えなくなっているのではないかと。それならもっと各家庭に、皆さんも子どもたちをしっかりと見て1対1で向き合ってくださいというお願いを出すべきではないかと私は思うのですが、その辺についてどうでしょうか。

**○大関教育総合支援センター長** 子育てに関するさまざまなお願いと同時に、やはり支援ブックを各家庭に配布させていただいたり、あるいは家庭教育学級を開催したり、さまざまな形で家庭支援も、子どもたちへの指導と同時に進めているところでございます。なお、学校だけが全てを解決できるとも考えておりません。やはり、しっかりしているご家庭がほとんどですが、中にはやはり近隣の方が気づいてくださるといった情報も非常に貴重でございますので、各校には、主任児童委員、あるいは地域の方などが、よく足を運んでくださいます。「実は何組の誰々君が少し気になるという話を近所から聞いたのだけだ」というふうには、すぐ来てくださいます。そういった状況なども得ながら、学校での対応は、では家庭にどう働きかけるかという部分は、学校だけでなく関係機関も含めて情報を共有して、二重、三重で取り組んでいくことが大切だと考えております。

**○須貝委員** それだけやはり家庭にもっとお願いを積極的にすべきではないかと私は思うのですが、そんな中で、東京都で、保護者の体罰禁止条例をつくって、家庭内のしつけに自治体が介入するような動きがあります。体罰や暴言は、恐怖により子どもをコントロールしているだけだ。体罰には重大な問題がある。問題があると言っておいて、自分たちは、どんどんこういう問題がさまざま起きているにもかかわらず、家庭内まで、しつけまで介入するとはいかがなものかと私は思うのです。やはり家庭でも

皆さんしっかりやってくれという条例ならまだわかります。私だって子どもがやはり間違っただけをしたら、たたくといっても、お尻をはたくぐらいはやります。それはやはり、自分の手で子どもに、これは悪いことをしたのだから、やります。ところが、間違っても殴ったり蹴飛ばしたりはできません。蹴とばしたり殴ったりして、もし万が一、大きなけがでもしてしまったら、それこそその面倒を見るのは親ですから。もう、子どもたちは、やはり私たちが立派に育てていかなければいけない。そんなことは普通は考えますけれど、実際このような動きになってしまうと、あべこべな状況ではないかと私は思うのです。ですから、今後、教育委員会でもしっかり、やはり家庭にもっとお願いして、もう、文書でも配るなりしてやってくださいと。教育委員会でも、これだけ人員を増員して、さまざまな施策をやっていますけれど、なかなかうまくいかないのだということは、はっきり言っているのではないかと思うのですが、ご見解をお聞かせください。

**○大関教育総合支援センター長** 虐待の事実を確認した場合には、もう学校は通告の義務が生じますので、しっかりと関係機関にも通告をするという部分は定められている部分でございます。

そして、そういう状況のもっと前の段階で、例えば厳しいしつけ。どこまでが懲戒権なのか。さまざまな課題はあろうかと思えます。今後、都の条例がどのように定まっていくのかも注視してまいりたいと思っております。

**○たけうち委員長** 次に、田中委員。

**○田中委員** 373ページ、1目学校管理費、学校給食放射性物質検査費、352ページ、3目教育指導費全般と、時間があれば363ページ、4目図書館費、図書館運営費について伺います。

来年度予算にも、区立保育園と学校給食の放射性物質検査費が計上され、保護者からは安心したという声が届いています。福島県では、農業・漁業で測定数値を示し、安全性を表明し、復興を目指していることは承知しています。福島県沿岸の地域漁業復興協議会では、国の示す一般食品の基準値100ベクレルを超えないように、50ベクレルの自主検査体制基準を設定し、これまでに5万5,000を超える検体調査を行い公表しています。その調査の中で、一旦は基準値以下が確認できて出荷を続けてきたものの、突然、基準値を超えて、再び出荷を見合わせた例もあったということです。また、約4,000人のボランティアが測定に参加し、つくり上げた本、『図説17都県放射能測定マップ+読み解き集』を見ると、放射能の影響を受けた土地は福島県だけではないとわかります。この本は議会図書室にもあるので、ぜひご覧いただけたらと思います。残念ながら、いまだにさまざまな地域の食材から放射性物質は検出されています。区の測定は、食の安全を確認するためにもこれからも継続し、より検査を向上させるためにも単品検査への転換を求めますが、いかがでしょうか。

**○篠田学務課長** 学校給食の食材の放射能検査についてのお尋ねでございます。単品検査でございますけれども、現在、これまでやってきた放射能検査におきましても、基本的には放射能の検出がほとんどない。されても、ごくわずかで、基準値にも遠く及ばないものであるということ踏まえ、改めて現状、単品検査に転換するといった考えは、今、持ち合わせていないものでございます。

**○田中委員** 給食試食会の中で、食の安全を保護者に伝えるために、放射能測定の実施について話している学校もあります。そのことから、これからも検査が継続され、また検査の向上がされることを強く要望いたします。ちなみに、隣の目黒区では、子どものいる施設では、給食に使用する前の食材および食育食材の放射性物質検査を実施しています。品川区でも検査の向上をしていただけるよう求めます。

通学時の子どもたちの荷物について伺います。子どもたちの発達にも影響があると、2018年9

月に文部科学省から「児童生徒の携行品に係る配慮について」という通達を示されたのですが、教育委員会は現在、いわゆる「置き勉」について認めているのか伺います。

そして、標準服についてです。先ほどの質疑でもあった配慮について、生活者ネットワークも歓迎しています。私たちの質問は、標準服の価格についてです。生活者ネットワークには、指定の標準服や体操着、かばん一式をそろえると、とても高いという声が届き、区内の中学校・義務教育学校の標準服など一式をそろえたときの価格を調査しました。すると、男女や学校により差があるのですが、全てそろえた場合に6万円から9万円かかることがわかりました。それに、着がえ分や成長に合わせた買い直しを加えるとそれ以上にかかります。教育委員会として、この価格に対してどのようにお考えなのか伺います。また、必ず指定のものを購入しなければならないのかということもあわせて伺います。

**○大関教育総合支援センター長** 私からは、重たいかばんのその後の状況についてお話しいたします。校長連絡会等を通じまして、子どもたちの学校から家に持ち帰る教科書あるいはワークブックなどが非常に重たくて、健康上、どうなのかというご意見をいただいているという話と、各校で工夫して、場合によっては置いていっていいものリストを具体的に示すなどの工夫をしている学校の例なども紹介したところでございます。例えば、豊葉の杜学園の9学年、これは学年ごとに内容が異なりますが、学年で置いていっていいものリストというものを各教科ごとに、国語であれば、「国語便覧、ワーク、教科書、ファイルは置いていっていいですよ」というふうに全て示したものを、子どもの家庭にも示しているところでございます。そのようにして工夫を各学校、学年ごとに行っているところでございます。

**○篠田学務課長** 標準服についてのお尋ねでございます。まず標準服の価格については、教育委員会としても考え方がございます。こちらですけれども、確かに一品一品見ますと、比較的価格が高いと思われるようなものもございませけれども、1つは質の問題。現状、わりと、まちなかで売られているようなものと違って、非常にきちんとした品質が確保されるものを提供しているということと、もう一つはサービスの点です。例えば、最初に発注してつくりました後、当然、子どもたちが成長するのに合わせて、例えば裾丈や裾を伸ばすといったものも、ある程度、サービスでやってもらえるというようなお店もあるということでございます。そういったものも含まれた価格であるということであれば、一定程度、現状の価格も合理性があるのかと考えるところでございます。

また、全てのものが指定のものでなければならないかどうかということでございますけれども、例えば学校のマークや校章が入ったようなものに関しては、なかなかほかのものでかえはきかないかと思うのですが、例えば白のブラウス・ワイシャツといったものに関しては、特に指定された洋品店で買う必要は必ずしもないと判断しているところでございます。

**○田中委員** まず荷物のほうについてです。ぜひ子どもの負担が軽減される対応が柔軟にされるよう、教育委員会からも個々学校へ促してほしいと要望いたします。

そして制服についてです。生活者ネットワークとしては、標準服は制服とは違い、必ず着用が求められるものではなく、推奨にとどまっていると考えますが、やはり1人で違うものを着るのはなかなか難しいとも考えています。必ずしも指定のものをそろえなければならないということではないということ、ぜひ学校にも伝えていただければと思います。そして、学校により、PTAによる制服・標準服のリサイクルがありますが、そこでの購入は、まず一式、新品を買ってからと促されることが一部であるようです。このあたりについて、区はどのように把握し、またどのように考えているのか伺います。

続けます。2018年の第四回定例会で、学習指導要領を超えた性教育の実施を求めましたが、区は、発達段階に応じた適切な指導、学習指導要領を遵守した形で教育を進めていくとのことでした。都では、

児童・生徒が正しい知識を身につけ、適切に意思決定や行動選択ができるよう、保護者に理解を得る方法などを盛り込んだ「性教育の手引」を改定し、教員向けの授業公開も検討し、区市町村、教育委員会などと連携して、各学校を支援するとのこと。区は、都とどのように連携を図っていくのか伺います。

○篠田学務課長 標準服のリサイクルの関係で1点ございました。PTAがリサイクル等の活動をされているというのは伺っているところでございますけれども、委員からご指摘のあったような、一式そろえてからというような話は、私どもの把握していない部分ではあります。ただ、あくまでPTAが自主的に行われているものでございますので、それぞれの判断を尊重してまいりたいと感じるところです。

○大関教育総合支援センター長 性教育に関するお尋ねでございます。東京都が現在、性教育の指導の手引を見直しているという情報は得ております。具体的にどのような形で見直されたのか、そして小・中学校でどのように活用できるかという部分につきましては、まだ都から情報が来ておりませんので、得次第、都と連携を図りながら、有効な授業の内容につきましては検討してまいりたいと思います。

○田中委員 性教育のほうです。ぜひ、都のことをよく確認して充実させていただければと思います。図書館についてです。品川区子ども読書活動推進計画は、2015年から2019年までが計画期間です。予算に子ども読書活動推進会議が計上されていますが、新たな計画の策定は進んでいるのでしょうか。伺います。

○横山品川図書館長 子ども読書活動推進計画のお尋ねでございます。委員ご指摘のとおり、来年度1年間、検討期間を設けまして、翌々年度に新しい計画を実行するつもりでございます。よろしくお願ひします。

○田中委員 他自治体では、預金通帳型の読書の記録システムを導入しています。子どもたちがこの記録を確認し、読んだ本からこれだけの知識の貯金ができたと確認できるおもしろいシステムなので、ぜひ区でも参考にさせていただければと要望いたします。

○横山品川図書館長 読書貯金通帳についても、全国に普及している状況を見まして、検討を進めてまいりたいと思います。

○たけうち委員長 次に、横山委員。

○横山委員 私からは、357ページ、市民科・各教科充実経費について、359ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業について、時間があれば355ページ、スクールソーシャルワーカーについてお伺いいたします。

1点目に、オリンピック・パラリンピック教育推進事業についてお伺いいたします。まず、世界ともだちプロジェクトについて、調べ学習、大使館との交流、手紙・メールの交換、学校間交流などを実施していますが、平成31年度における品川区内の各幼稚園・学校の取り組み予定の内容を簡単にご説明ください。

そして2点目に、市民科・各教科充実経費についてお伺いいたします。まず先日、消費者育成について質問いたしましたが、児童・生徒の批判的思考力・判断力の育成や、消費者被害・加害防止のための学習について、消費者センターなどとの連携を効果的に実施していただきたいのですが、教育委員会のご見解をお伺いいたします。事前・事後の学習やほかの教科の学習の中で実施しているかと思いますが、SNSやインターネットで、身内を装っての悪質商法の手口や、クレジットカードの仕組みや多重債務のトラブルなど、児童・生徒が自分事として学び取ることができるような、実際に区内で発生した10代・20代の被害事例を紹介しながら、ファイナンス・パークの一連の学習の流れの中で指導していた

だきたいと考えますが、いかがでしょうか。現在の状況を教えてください。

ファイナンス・パークについて、ボランティア参加した区民の方々から、「自分たちのときにはこのようなカリキュラムはなかったですが、必要な学習ですね。私たちもこのような授業を受けたかったです」とのご意見をいただきました。例えば消費者センターなどと連携した市民科などの授業を行ったり、品川コミュニティ・スクールとして学校地域コーディネーターにご協力いただきながら、保護者に限らず、高校生、10代・20代の若者、保護者の方々に、ファイナンス・パークにボランティア参加していただくなど、広く区民の方々がファイナンス・パークを知ることができるような取り組みを要望いたしますが、区のお考えをお聞かせください。また、スチューデント・シティにボランティア参加した区民の方からは、もし英語版スチューデント・シティがあれば英語ボランティアとして協力したいというお声をいただきました。スチューデント・シティもファイナンス・パークも、もともとアメリカのプログラムかと思いますが、ケンタッキー州のスチューデント・シティ、Biz Townとの連携の状況と、今後の児童同士の交流の可能性について教えてください。さらに、英語版スチューデント・シティ体験会の開催を要望いたしますが、区のご見解をお伺いいたします。

3点目もいきます。こちらは、次世代の児童虐待をなくすために、「生きる」教育が急務だということです。大阪市立生野南小学校の研究、「生きる」教育の事例をご紹介します。「生きる」教育とは、生い立ちや親子関係に課題を抱える児童に対し、アタッチメント、愛着理論を踏まえて、自己肯定感を高めるための支援として、実践授業をもって直接アプローチをかける取り組みです。自分、赤ちゃん、生い立ち、子ども、大人、パートナーとの関係、親子関係など、子どもたちの人生の中で一番身近でありながら心の傷に直結しやすいテーマを、あえて授業の舞台に乗せて客観的に捉え直し、正しい知識を習得することで、対話の中から未来を生き抜く支えとなる価値観を見出すことが狙いです。数年後、親になる可能性のある世代に、教育の中で正しい子育てを伝えていくために、時代に合った性教育が必要と考えますが、アンガーマネジメント、適切なコミュニケーションの方法、デートDVについて、「性教育の手引」や学習指導要領の改訂を待ってはいは遅いのではないかと懸念しています。まずは希望者や個別対応からスタートしていただきながら、ご家庭のご理解・ご協力を得ながら、将来的には全ての児童・生徒に対して、悩みやトラブルに直面する前に、性・性教育を教育現場で伝えていただくことを要望いたしますが、区のご見解をお伺いいたします。

特に6年生、9年生の、受験などが落ち着いた後のちょうど現在以降のタイミングは、品川区の子どもたちが区外の世界に向けて飛び立っていく直前の、大切なメッセージを伝えることのできる最後のチャンスです。赤ちゃんとのふれあい事業について、毎年、14校ずつ実施していただいておりますが、平成31年度の連携学校数と、現在において品川区立学校に通う全児童・生徒のうち、赤ちゃんのふれあい事業を受けた人数の割合を教えてください。品川区で育つ全ての子どもたちが親になる前に赤ちゃんに触れる機会をつくっていただきたいと強く要望いたします。品川区の義務教育9年間の中で、将来、楽しみながら社会全体で子育てをするスキルを持った世代を育成していただきたいと考えますが、区のお考えをお聞かせください。

**○熊谷指導課長** 世界ともだちプロジェクトの目的でございますけれども、世界中から多様な人々が集まる東京2020大会に向けて、世界の多くの国々のさまざまな人種や言語、文化、歴史、スポーツなどを学ぶことを通して世界の多様性を知り、さまざまな価値観を尊重することの重要性を理解するための教育でございます。これまでの交流状況ですけれども、平成28年度からの3年間で、全ての区立学校・幼稚園が、本日現在、延べ114校・園が74カ国と交流しております。次年度に向けてなので

すけれども、今年度も大原小学校でアメリカ合衆国大使との交流を行ったり、また台場幼稚園では台場保育園を誘いまして、インドネシア大使ご夫妻をお招きした交流、また小山小学校でモルディブ共和国の関係者が訪問した際に、清掃こそ日本の文化であると。それが規範意識を育てるということで、一緒に清掃をするというようなことも行いました。次年度もさまざまな大使館との交流、アメリカ合衆国、スイス、インドネシア、ペルー、英国、ニュージーランド等と交流を行っていく予定でございます。

**○大関教育総合支援センター長** 消費者教育に関連する内容、ファイナンス・パークに関連する内容からお答えいたします。まず、ファイナンス・パークでは、事前に学校で8時間、そして当日6時間、そして事後学習1時間、合わせて15時間が1つのユニットとなっております。これはもうアメリカの法人ジュニア・アチーブメントで定められたプログラムとなっております。一切いじることができないという状況の内容となっておりますが、実際に事前学習で、担任が子どもたちに、いろいろと消費者として大切な、例えば収支バランスといったことを考えるような場面がございます。そういった中で、昨今の内容につきましては、情報を子どもたちに1つの例として提示する場面もあろうかと思っておりますので、工夫はできるかと思っております。ただ、ファイナンス・パーク自体で消費者教育として行うというものではなくて、あくまでも経済活動、体験活動として、実際に自分が将来、1人の消費者として自立したときに、やはりバランスをしっかりとれるように、実際にローンを組んでみて、どのように収支・決算がバランスがとれるかという部分を、当日、体験するようなプログラムになっております。これは非常に効果があると保護者からも高い評価を得ているところでございます。なお、多くの方にボランティア等でこちらに携わっていただけたらというご提案でございますが、もう既に保護者の方には多くボランティアに来ていただいておりますので、各学校ごとに、ぜひ多くの方に今後ともボランティア登録等していただいて、携わっていただくことがいいかと思っております。

なお、スチューデント・シティに関しましては、アメリカとの交流の可能性、連携というご提案でございましたが、現在におきましては、毎週のスチューデント・シティ、区内の37校分のプログラムを回すので実はいっぱいいっぱいだという実態がございますので、新たな内容について何が可能かは、運営母体であるジュニア・アチーブメントとの情報共有などの際には情報収集してまいりたいと思っております。なお、英語版のスチューデント・シティは、実はTGG、TOKYO GLOBAL GATEWAYが既にオープンしていますので、そちらに半数以上の小学生が行って体験するような内容となっております。

「生きる」教育、性教育等についてご質問いただきましたが、アンガーマネジメントやコミュニケーションなども含めて、これはもうまさに市民科の中でしっかりとこれまでも学んできた部分でございます。なお、さまざまな発達段階等を踏まえながら、どのように進めていくのかという部分は、また今後の新たな内容として、状況を見ながら、可能なものは検討してまいりたいと思っております。

なお、赤ちゃんとのふれあいにつきましては、これは子ども未来部の事業でございますが、毎年、声をかけていただいて、学校が徐々に、やりたいという希望が増えてきております。実際の実績、今年度で言いますと、5年生から9年生までの範囲で、学校ごとに対象学年は異なっておりますので、一律に何割という形は言えませんが、徐々に広がってきているという実態でございます。

**○高山子ども育成課長** 児童センターで実施しております赤ちゃんとのふれあい事業の件について若干補足させていただきます。今年度で発足から11年を迎えまして、先ほど教育総合支援センター長が申しましたように、14校の学校で実施してきているところでございますが、今年度は、戸越台中学校、品川学園が新たに加わりまして16校ということになりまして、また来年度に向けては、この事業に協

力的な学校のお申し出を受けまして、拡大等図ってまいりたいと考えております。

**○大関教育総合支援センター長** 追加させてください。先ほど、スチューデント・シティの英語での取り組みでございますが、過去に小山台小学校が実際に2年間、実施してみたという経緯がございますが、その後、TGGがオープンしたので、そちらを活用しているという実態になっています。

**○横山委員** 消費者教育と「生きる」教育につきましては、一人ひとりの児童・生徒に確実に届きますよう、よろしく願いいたします。

グローバル教育の世界ともだちプロジェクトについてなのですが、私は、一般社団法人グローバル教育研究所、渥美育子理事長による講演、「母親から世界が変わる グローバル教育が世界を救う」を聴講しました。委員長の許可をいただきましたので、タブレットに資料を提示いたします。こちらの地図は、渥美先生が開発した文化の世界地図です。世界で大きな説得力を持つために、義務教育で、遠近法として3つの軸と4つの価値を身につけることを渥美先生は提案しています。1、世界共通の時間軸、2、世界共通の空間軸、3、価値の軸で、価値の軸のうち、1、時代が求める価値、2、日本固有の価値、3、文化コードに共通する価値、4、時代を超える価値という編成です。文化コードについては、日本は人間関係が社会の中心であるモラルコード、アメリカはルールが社会の中心であるリーガルコード、中東は神の教えが社会の中心であるレリジヤスコード、オーストラリアは2つ以上のコードが併存するミックスコードというように、自分や相手の国が分類される文化コードを知っていることで、自己中心的な考え方が減り、グローバルコミュニケーションができるようになるのお話がありました。品川区の子どもたちには、世界をリデザインすることができる力を身につけてほしい。今だけ、ここだけ、自分だけの狭い価値観ではなく、宇宙から自分を俯瞰するような視点で、広く世界を捉えてほしいと考えます。品川区においてグローバル時代にはどのような教育が望ましいとお考えでしょうか。世界の成り立ちを理解するプログラムについて、区のご見解をお伺いいたします。

**○熊谷指導課長** 今ご指摘がございましたけれども、本区におきましても、まず世界で通用する英語力ということも非常に重要だとは思いますが、それも踏まえた上で、相手の意図や考え方をしっかり理解して、世界の国々の方々と、臆せずに積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度が重要だと思っております。また、豊かな国際感覚を醸成し、柔軟性といいますか、世界の多様性を受け入れる力を身につけることも重要だと思っております。先ほど、世界ともだちプロジェクトでも大事にしているところなのですが、世界の人たちと友達になるためには、まずいろいろな国の人の考え方や大切にしていることといったことを、しっかり学んで、知って、それを知った上でつながっていくということが重要だと思っておりますので、これからの共生社会を生きる子どもたちにとって、こうした多様な文化や生活習慣を学ぶことは非常に重要であると考えております。

**○横山委員** グローバル社会において、品川区で育った子どもたちが、世界でリーダーシップを発揮できる大人になるためには、新しい知識を次から次へと学んでいくことがこれから求められると思います。新しい知識を受けとめることのできる大きな器があれば、新しい知識をどんどん入れていくことが可能になります。先生方をはじめ、保護者、地域全体が、子どもたちが大きな器を持てるようにサポートすることで、それが可能になると私は信じておりますが、最後に一言お願いいたします。

**○熊谷指導課長** 大きな器ということは、子どもにとっても大人にとっても大事なところなのですが、まず大きな器を持つために教員がしっかり自分を磨く。そして子どもたちと向き合う。そして、その中で、世界にはいろいろな考え方があるのだといったことを授業の中で学んでいくということが重要だと思っております。そのときには子ども任せにせず、大人も一緒に学んでいく。保護者にも呼びかけていく。

そういったことも必要だと思っていますので、まさにオリンピック・パラリンピック教育推進事業におきましても、そうした視点を大事にしながら、世界ともだちプロジェクトも含め、進めてまいりたいと考えます。

○たけうち委員長　次に、つる委員。

○つる委員　359ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業、367ページ、学校図書館経費、371ページ、給食運営費、373ページ、給食施設整備費について伺っていきたいと思います。

まず、給食運営費に関連して、学校給食の無償化について伺っていきたいと思います。その前に、まず、1969年になりますが、教科書の無償配布が完全実施された年ということで、今から50年前の4月から、それが実現したということでもあります。そのきっかけをつくったのが、今から56年前になりますが、1963年のまさに今日、3月13日、公明党の柏原ヤス参議院議員が無償化の全面実施をするべきだということで強く求めて、当時の首相から、全面的な完全実施ということで、それを明確に答弁を引き出したというのを1つのきっかけとして、段階的に実施がなされたということでありまして、当時の質疑を確認しますと、さまざまな最高裁の判例等もありますけれども、当時、憲法では義務教育の無償をうたっているということを一つのきっかけとして、首相からも、憲法の理想を実現することに努めるという視点で、段階的に教科書の無償配布が実現していったというところでもあります。無償化の範囲については最高裁の判例があって、それ以外のものについては政策的な判断なのだというところで、さまざまところで示されているところではありますが、まさに学校給食の無償化については、公明党としても、まずは全国の実態調査、完全実施も含めた状況がどうなのかということ念押しさせていただき、昨年の7月に実態調査の結果が公表されたというところでもあります。

給食の無償化については、さまざまな自治体、基本的には市町村を中心として町村が主な自治体だと思えますが、さまざまな人口減少や少子化対策としての打ち出しが色合い的には濃いのかという部分があったり、そもそも子どもの人口が少ない自治体が、そうした理由から施策展開を、まさに政策的な判断で実施している。そうした実態が初めて明らかになったわけでもあります。ちなみに、東京都の中でも2つの自治体の実施しておりますが、これは伊豆諸島の離島である利島村と御蔵島村。御蔵島村は、昭和51年から実施しているというところで、そうした現実がまず1つあるという中で、品川区は区民税等を見ても、人口増も、8年前と比べても既に4万人近くの方の出入りがありますが、人口が増えているという中で、品川区の政策的な判断としては、他の自治体、町村で行っている人口減対策というところでは、なかなかスイッチというのは、その視点では入らないのかとは思いますが、ただ、この課題については、公明党として国政の場において、全国の小・中学校では給食費の総額が4,400億円になると。この金額については、全体として国で払っていくべき金額だということで指摘させていただいております。また、さらに先日の参議院の予算委員会の第四分科会では、公明党の議員の質問に対して文部科学省から、国としてインセンティブを検討するというふうな答弁があったわけでありまして、そうした部分でも、その経費を全額、国でしっかりと見ていき、そして自治体の学校給食の無償化については、国のほうでしっかりとインセンティブを図っていく。このようなやり取りが今現在なされているわけでもあります。

品川区も現状、さまざまな、もう既に入っている支援等も除けば、新たに、例えば区として負担した場合には8億7,700万円ぐらいが追加で、もし区独自で実施した場合の経費になるというような答弁を確認させていただいておりますけれども、公明党としては、まず国のほうでしっかりとその議論を

深めさせていただいているところではありますが、まず、その財源をどこに求めるかは別にして、今現在、給食費等は振り込み等になっていると思いますが、無償化になった際に、事務負担の軽減というのはどれだけ図られるのかということと、経費的な部分はどれだけ削減されるのか。この辺についてわかれば教えてください。

**○篠田学務課長** 給食の無償化に関しまして、無償化がなされた場合の事務負担の軽減ということでございます。現状、給食費の徴収は各学校において、ほかの自治体ですと各クラスの担任の先生が集めたりといったことがされていると伺っておりますけれども、品川区におきましては事務室で一括して集めています。入学される際に銀行口座を登録していただいて、そこから自動的に引き落としをするというような形でございます。ですので、現状は、その機能がうまく回ってございますので、仮に無償化がなされて負担がなくなったといったとき、その辺の負担がなくなるといったことが考えられるところでございます。

**○つる委員** 経費的なところはわかりませんでした、今言っていたような事務負担の軽減にはつながるといえるところであると。しっかりと国でも、公明党でもしっかりと国に対して、文部科学省に対しても、強力で今、推進しているところではありますが、そうしたところも党としても連動して強力で求めていきたいと考えております。ただ一方で、自治体で先行して実施しているところの実施前の課題として挙げられているのは、例えばアレルギーをお持ちのお子さんに対するお弁当をどうしても持参しなくてはならないというような課題があるときに、無償化に際しての、そうした助成をどうするのかということも、いろいろな自治体では課題としてある。細かく見ていくと、さまざまな課題も一方ではあるのかということでは、しっかりとじっくり時間をかけて、この課題については臨んでいかななくてはいけないのかと思っています。教科書の無償配布についても、それだけの時間をかけて段階的に実施されてきたということも含め、やはり教科書だけではなく、給食も教育の一環という捉え方を、品川区としてももちろんされていると思いますが、そうした意味から、逆に言うと、教科書、また給食については、全国どこに行っても差があってはならないのではないのかということでは、国の施策としてしっかりと学校給食の無償化を実施していただくということが、1つの、まさに憲法が求める理想に近づく施策の展開の仕方ではないのかと思いますので、当然、自治体で先行するということは、それはそれで尊重して、冒頭申し上げたとおり、それぞれの施策目的があるわけではありますが、そこについては、絶対に給食においても差があってはならないという視点も含め、公明党としては学校教育無償化を求めていきたいと思っておりますが、区としても、そうした観点も含めて、今後引き続き、国の動きもしっかりと注視していただきながら、課題については引き続きしっかりと注視した施策の方向性を見つけていただきたいと思います。

次に行きます。給食施設整備費に関連してですが、事項別明細書を確認させていただいたところ、小山台小学校が給食室全面改修工事ということで載っておりました。これの改修工事の時期を教えてください。

**○篠田学務課長** 小山台小学校につきましては、給食室を全面的に改修工事を行うということで、時期的には一定の期間がとれるということで、夏休みの時期を予定しているものでございます。

**○つる委員** 夏休みの時期で、2学期までまたぐか、またがないか教えてください。

**○篠田学務課長** 正式には、工程につきましてはこれから検討してまいりますけれども、過去の例を見ますと、夏休み期間中だけで終わるといのはなかなか難しいところがございます、大体2週間から1カ月程度、場合によっては最長では2カ月という事例もあったのですが、要は次学期に入っ

て工事が行われるという事例もございました。

**○つる委員** その部分なのですが、やはり2学期、2週間ないし長ければ2カ月ぐらいという過去の事例も含めて、基本的にはお弁当を持参いただくということで保護者の方にはご協力をいただいていたかと思います。今回の予算特別委員会の質疑の中でも、すまいるスクールの部分で配食サービスを提案しておりますが、例えば、その期間に応じるとは思うのですけれども、学校給食でそれだけ工期が延びて給食が提供できない期間に際しては、例えばこうした配食サービス、既にほかの23区で見ても、現状、3区で実施しているというところもあります。その注文の仕方も、別の款で提案させていただきましたけれども、非常にやりやすい。スマートフォンで保護者が配食業者とやりとりをして、支払いも保護者がやる。ただ、配達先が学校という。だから、学校でしっかりと業者を受け入れていただく。他区の事例を参考にさせていただいたところ、基本的には混乱があってはいけないので、配達業者も1社に絞るというところで、いろいろなところから来るわけではなくて、配達時間も11時45分というところでやっている区もあります。なので、この期間だけの限定でも、そうした活用もぜひしてはいいのではないかと思いますけれども、その辺の考えを教えてください。

**○篠田学務課長** 給食室の工事期間中の対応でございます。現状は、委員ご指摘のとおり、保護者の方にお弁当を用意していただいております。それで、いわゆる仕出し弁当的な業者の利用についてですけれども、1つは工事の期間がどうしても夏場ということがございますので、やはり仕出し物ですと、衛生管理に若干の不安があるかという思いがあるのと、またアレルギー対応をどこまでできるのかといったところが、私どもとしては、なかなか踏み切れないようなところがございます。ただ、いずれにしても他区でやられているというお話ではございますので、今後、研究の課題とさせていただければと思います。

**○つる委員** 今、研究の課題ということは、なかなか、今年なので、研究する時間も短いのかと思いますが、当然、アレルギーの課題や、夏場の期間であるので衛生的な部分というのは、配慮していかなければいけないと思いますが、それをクリアして、そういう業者、それから学校も既に実施しているということもありますから、ぜひ積極的に参考にさせていただいて、基本的には、お弁当をつくれる方はお弁当をつくっていただくというのは、もう大前提でよろしいかと思うのですが、その選択肢を保護者に提供する。これは、すまいるスクールの部分でも何度も申し上げていますが、そうすることで、保護者の負担、別の課題で、やはり子どもにかかわるさまざまなことが今巻き起こっている中で、やはりその部分も細かく手当てをしていくというところが、幅広い意味での子どもの幸せにつながるのではないかと思いますので、選択肢の幅を広げるという視点で、ぜひ積極的な検討をしていただきたいと思います。

次に行きます。359ページ、オリンピック・パラリンピック教育推進事業ですが、オリンピック・パラリンピック準備課長からもご答弁をいただいておりますが、東京都の学校連携観戦プログラムに関して、幼稚園も対象になっております。これは、5歳以上、基本的には年長のお子さんを対象としているわけですが、実際問題、都議会公明党でも、知事に対してもしっかりと、会場までの交通費、それから必要な引率者に対するチケット、さらにトイレの確保、それから十分な暑さ対策に対する支援策も求めているところではあります。当然、そうした配慮も必要なわけではありますが、実際、年長のお子さんたちが夏場の時期にそうした競技会場に行くことに際しての現実的な部分で、品川区としては今、どういう考え方かということ、私は基本的に、そうした対策をしっかりととった上で、観戦できるというのが1つの理想であり、当然、別段で求めている保育園・認定子ども園も含めた

子どもたちが全員行けるということも求めたいと思いますけれども、まず年長児の子どもたちが観戦するに際しての区としての考え方をお知らせください。

**○熊谷指導課長** まず、東京都の公立幼稚園長会で、ふだん、遠足を行う場合に、園から目的地までの移動時間を1時間までとしているということから、会場につきましては、歩いていけるところ、もしくは、ラストマイルといいますけれども、駅から会場までが歩ける範囲ということで依頼しているところがございます。ただ、暑さ対策ということがありますので、例えば幼稚園児に関しましては午前中の競技をできるだけお願いします。または帽子、それから水筒も、持ち込み不可という話も聞いていますけれども、そういったことも何とか可能となるように働きかけをしていきたいと考えているところでございます。

**○つる委員** ぜひ積極的な対策をしっかりとっていただいた上で、子どもたちが通っている施設にかかわらず、オリンピックを生で体験できる取り組みを東京都に求めつつ、東京都がなかなかならないとなった場合は、保育園に対する支援策ですね。学校に新しく上がったときに、オリンピックに行けたんだ、行けなかったんだという差の話題がやはり生じないということも、細かい部分だけでも配慮してとっていくべき課題なのだろうと思いますので、教育委員会としても、ぜひ保育園の子たちにも手当てをしてくれということ、強く東京都に対して求めていただきたいと思います。

図書館経費については、機会があれば求めていきたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、おくの委員。

**○おくの委員** 私からは、1項教育総務費、3目教育指導費の中の、学力定着度調査経費にかかわって、学力テストについて質問します。

私は決算特別委員会では、学力テストにかかわって、成績最下位層の割合と勉強嫌いの割合について質問しました。今の日本では、学力の問題について考える場合には、この2つが根本的に重要な問題だと考えているからです。今日は、全日本教職員組合が昨年、全国学力テストと地方自治体独自に行っている学力テストについてアンケート調査を行っており、それが私には非常に興味深い調査だったので、このアンケート調査を参考に質問させていただきます。品川区の学力テストをめぐる現状についてお教えいただければと思います。

全日本教職員組合の行ったアンケートの回答総数は、全国で626校、小学校が381校、中学校は228校、その他が10校で、無回答が7校だったそうです。回答のあった都道府県、政令指定都市、市区町村は、21都道府県、9政令指定都市、228市区町村だったそうです。まず、このアンケートによりますと、全国学力テストでは44.4%もの学校で、事前の特別な指導を学校で行っていたそうです。特に小学校では、52.0%の学校で事前の特別な指導を行っていたという結果が出たそうです。そして、この特別な指導の内容は、73.0%が過去問題の指導をしたということであり、40.6%が学力テストを想定した宿題を出したということだったそうです。これでは、学力テストが学力・学習状況を正しく把握することにはもちろんなりません。そして、また子どもたちの学習の負担を増加させることにもなってしまいます。この傾向は、全国学力テストだけではなくて、地方自治体独自の学力テストにおいても見られたようで、34.3%の学校で、やはり事前の特別な指導が行われ、そのうちの73.5%が、やはり過去問題の指導をした。そして、33.5%がやはり学力テストを想定した宿題を出したという結果だったそうです。もしこういうことであるなら、全国の学力テストの目的であるはずの、学力や学習状況を把握・分析すること、あるいは教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることにはもちろんなりません。そして、むしろ学力とは点数を獲得することであり、学ぶというのは、

出題傾向になれば、解き方に習熟し、点数を獲得することであると、むしろ子どもたちに教えることになってしまうことにもなりかねません。そこでお伺いいたします。品川区の学校の現場では、全国学力テストでも、また品川区独自の学力テストでも、このような事前の特別な指導は行われていませんか。お伺いいたします。

**○熊谷指導課長** 本区におきましても、それから都内におきましてもですけれども、いわゆる過去問を繰り返しやらせるといったような指導は行っておりません。数値データの上昇のみを目的としてとられるような行き過ぎた事前指導というのは、全く本区におきましては行っておりません。ちなみになのですけれども、全国学力・学習状況調査も、それから東京都の学力向上をはかるための調査も、終わった後、類似問題というのが子どもたちに出ます。というのは、それを使って、苦手とするところにしっかり気づいて学びなさいということです。それが、教員にとっても、どこの指導が足りないのか、あと子どもたちはこういうところにつまずくのだという気づきのために出る問題でありますので、繰り返し、次年度、得点を上げるための指導を行ったとしても、実際にはそれは何の役にも立ちません。なぜならば、本区の調査、それから都の調査、国の調査も、同様の問題が出るわけではないからでございます。

**○おくの委員** わかりました。安心しました。

もう一つ、お伺いいたします。また、このアンケートでは、学校によっては授業進度や学習単元の順を変更しているというような場合もあったそうです。11.5%の学校が、学力テストを実施する教科の授業や進度を、学習単元の順を変更したと答えたそうです。また、9.3%の学校が、学力テストを実施する教科の授業時間数を増やしたと答えました。また、3.5%の学校は、学力テストを実施しない教科の授業時間数を逆に減らしたと回答したそうです。また、22.5%の学校は出題傾向に沿って事前に指導したと。このようなことをしたと回答したそうです。やはり、それに即してお伺いいたします。品川区では、学力テストが授業進度や学習単元の順に影響を与えていませんか。また、学力テストが実施教科と実施していない教科の時間数に影響を与えていませんか。お伺いいたします。

**○熊谷指導課長** まず、進度や順序を変えていないかというご質問でございますけれども、国の学力・学習状況調査も、都の学力向上を図るための調査も、本区の調査もですが、前年度までに習った問題なのです。ですので、変えようがない。前年度までの内容、学習指導要領に沿った教科書の内容なので、進度や内容、順序を変える必要がないということでございます。反対に、変えたというのは、もしかしたらほかのところではおこなっていたのかなという。つまり、次の年まで持ち越してしまったのかなという危惧を、反対に今、感じました。本区ではあり得ないです。

それから、テストのためにほかの教科の授業を削除した。そのかわりに、テストがある教科に上乘せしたというところがあるようなのですけれども、本区におきましては教育課程をしっかりと指導主事が管理しております。そういった、知・徳・体のバランスのとれた教育をしていくのが公教育の務めであると考えておりますので、わざわざ調査のためにそのようなことをしなくても、本区の子どもの学力は定着しておりますので、本区においてはそういったことは行っておりません。

**○おくの委員** それを聞いて一応、安心しました。それで、今は解決していると思えますけれども、9月にももとはこの結果が返ってくるということだったのですけれども、そのために学校で解答をコピーして独自に採点・分析しているということが行われていたというのが、一昨年まではあったということだったのですけれども、これが教員の負担増・多忙化につながっていたということがあったのだそうですけれども、品川区では、4月に行われたものを独自に採点・分析しているという実態は過去にあったのでしょうか。

○熊谷指導課長 区は6月に返却しておりますし、9月ということは、これは都のほうではあるかと思えますけれども、やりやすい状況になっております。

○たけうち委員長 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後0時04分休憩

○午後1時05分再開

○たけうち委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。筒井委員。

○筒井委員 私からは、352ページ、教育指導費に関連して、また357ページ、地域の歴史・文化学習について、367ページ、学校ICT活用経費についてお伺いいたします。

まず教育指導費、これは全般にかかわってしまうと思うのですが、やはり今の世界の情勢を見てみますと、再生医療、IT先端製造業、こうした発達が国を左右していくと。それで、日本はやはり資源大国ではない。また、今の中国や、そうした国を見てみますと、このままでは日本は先進国としての地位を維持できなくなる。豊かさの維持というのかなり厳しくなっていくということになりかねない。それで、やはり日本は再び科学技術立国として確たる地位を維持していかななくてはいけないと考えております。そのための、科学技術立国の基礎として、幼少期の理数系科目の習得・充実というのが重要になってくることかと考えております。今、品川区は英語にはかなり力を入れておりますけれども、現在、品川区では、理科、算数、数学などの理数系科目について、どういった教育を行っているのか。また、何か品川区独自の特色、工夫というのはやられているのかを、まずお聞きいたします。

○大関教育総合支援センター長 理数教科につきましては、観察・実験などによって科学的に探究する学習活動がとても重要だと、新たな学習指導要領でも示されております。本区におきましては、理科実験の支援員を学校に配置するなどのほか、少人数学級で、具体的に算数を少人数で、発達段階、本人の習熟度に応じた確実な学習の定着というものを工夫しているところでございます。

○筒井委員 そうしたことをやられているということなのですが、品川区立学校教育要領を見ますと、課題として、算数・数学については、好きだ、大切だと思う生徒が減少している。肯定的回答が低下している、意欲が低下しているということ。また、小学校から中学校に移行するときに、特に数学が好きだというような肯定的回答が低くなっていく。また、理科については、実験等々で理科嫌いが改善しているのですが、学力があまり伸びていない。東京都や国の平均を下回っている。また、小学校はそうした実験や活動を重視しているのに対し、中学校は知識重視ということで、小・中の校種間で比較すると少し違ってくる。結構、そうした状況なのですが、それに対して、やはり成績があまりついていないとか、また算数・数学が好きだという肯定的回答を増やしていく手段というのは、今後、品川区としてはどう対応していくのかをお聞かせください。

○大関教育総合支援センター長 各学校それぞれの学年に応じてにはなりますが、例えば夏期休業期間中、入ってすぐのときに、本人の学びたい課題に応じて、教員たちが指導・対応する時間なども確保しているところがございます。また、地域未来塾として放課後に学習する取り組みですとか、委員からおっしゃっていただいた、今度、中学生段階になりますと、さらに専門的な教科内容をどのように学んでいくかという部分についてでございますが、これにつきましても、理数への興味というものがしっかりと高まるように、これはもう、まさに小学校段階から、しっかりと物事を科学的に分析する力が大切だということ、これはどの教科にも通ずることとして、品川区の教育要領の中では、その視点を持った

上で各教科の学習を、例えば算数・数学の算数の学習の中では、グラフの見方がしっかり定着することが、やがては理科の実験にもしっかりつながっていく。そして、中学生段階の物事の考え方に大きく発展していく。そして、お子さんによっては、ものづくりにもさらにつながっていくものだという部分を、これは小中一貫の中で9年間を通してスパイラルに考えていく中で、品川区の教員全体が各教科を超えた立場で、品川区の子どもをどのように育てていくかというものを各教育会を通じて学んでいくところでございます。こちらの教育会につきましても、教育委員会がずっと講師派遣料等の支援を行っているところでございます。

**○熊谷指導課長** それに加えて、現在、教科等検討部会で、特に理科、そして算数、数学、先生方が、どこが子どもたちが苦手なのか、一貫教育の中で子どもたちが苦手とするところを補完する教材を作成しているところでございます。来年度、完成する予定でございます。

**○筒井委員** わかりました。そうした取り組みは私としても楽しみにしているところでございますけれども、私も自分の経験上、算数から数学に行ったときに、急に何か取っつきにくくなったという感じはありますので、引き続き、小学校の低学年のときに抱いていた楽しいと思える気持ちが重要なのだという、思える気持ちをぜひ小・中で連続して行って、ぜひ子どもたちのそうした思いを育んでいっていただきたいと考えております。ぜひよろしく申し上げます。

次に、地域の歴史・文化学習についてお伺いいたします。やはり、自分の生まれ育った地域、品川区ということについて、品川区への愛着、誇り、その地域に対しての自分のアイデンティティーというのを育むことは非常に重要だと考えております。それが、ひいては地域の貢献だったり品川区政への関心の高まりにつながっていくことかと考えております。地域の歴史・文化学習というのは非常に重要だと考えているのですけれども、今現在、品川区ではどういった取り組みをされているのか、また課題がありましたら教えてください。

また、続けて学校ICT活用経費なのですけれども、ICT活用推進校とICT活用実践校があると思われましても、その差が、タブレットの講習をしているか、していないかということかと考えておりますけれども、推進校の選定理由、またタブレットのある・なしの差によって、やはり保護者の方が学校選びのときに迷う。自分ならタブレットがある学校を選んでしまいそうなのですけれども、そういった保護者の疑問に対してどう対処していくのか。また、タブレットの全校配備というのは今後行っていく予定があるのかお知らせください。

**○大関教育総合支援センター長** 各学校の地域には、まだ歴史と文化がございますので、例えば市民科の低学年の段階から「品川博士への道」という単元を全校が学ぶ中で、地域の歴史・文化について、子どもたちが自分自身で調べたり発表したりなどという学習も行っております。また社会科を学ぶ段階になりますと、「わたしたちの品川」という副読本も活用して、これはもう全区的に共通に理解すべき内容などについて知るような取り組みも行っております。

**○有馬庶務課長** 今に加えて、まず区立学校全校が掲載されている学校史、まず自分の学校の歴史を知ろうというもので、「品川の教育」という冊子も発行しています。また、平成24年度からは、こども文化財散策ツアーなどを実施しているところでございます。

**○篠田学務課長** ICTに関して、現在、全ての児童・生徒に配布しているのは、委員ご指摘のとおり、ICT推進校10校となっております。こちらを選定した理由は、特に小規模校が多いのですけれども、1つ、学校の特色として打ち出すためにしたものでございます。今後の全校配備につきましても、それぞれの活用状況等を踏まえて検討してまいりたいと思っております。

○たけうち委員長 次に、鈴木博委員。

○鈴木（博）委員 本日は、ページ373、学校教育費、保健運営費に関連して、性教育、性感染症予防教育について再度お尋ねいたします。性感染症と性教育については、2017年の第三回定例会一般質問、2017年決算特別委員会、教育費款別審査でも取り上げました。今回も引き続き、その後の経過について質問いたします。

まず、性感染症を取り上げます。梅毒が流行していることは、2017年第三回定例会でも国立感染症研究所の報告を提示し、注意を喚起いたしました。しかし、梅毒の流行は2018年も継続し、やや低下したものの、患者登録数は2,000名弱、2019年も既に3月3日までに299名が報告されています。20歳代の女性、20歳から40歳代の男性の発病が多く、10歳代の患者も7名が報告されました。国立保健医療科学院、今井博久研究官は、2012年に、ある県の高中生5,598名を対象として、無症候クラミジア感染の疫学調査を行いました。その結果、高校生のクラミジア感染率は実に約10%に及び、危険因子としては、性的パートナー5名以上、性交年齢が中学生を挙げ、性感染症に対しては、その予防教育を中学3年生・高校1年生に行うことが適当であると警鐘を鳴らしました。このような性感染症の蔓延の中で、学校教育の現場では、現在、性感染症に対してはどのような受けとめがなされているのでしょうか。また、保育所・保健センターなど健康福祉部門との情報共有や連絡、取り組みなどの連携は、前回もお聞きしましたが、その後、何か進展があったかどうかお聞きしたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 性感染症とその予防に関する取り組みの学校の状況でございます。9年生におきましては、委員より今ご案内がありましたように、性感染症の状況、そして予防が大切であることをしっかりと学ばなければならないということが、新たな学習指導要領にも示されてございますので、ここは確実にやっているところでございます。本区が採択しております教科書にも、しっかりと、性感染症の、今ご案内がありました梅毒を含めまして、さまざまな感染症の実態、そして予防には、まずは性的な接触という部分を避けることが一番の予防策でもあるし、また避妊具を活用することも性感染症の予防には役立つというところまでが示されてございますので、そこまで9年生で扱うという状況になってございます。なお、実際に学習を行いますのは、保健体育科、養護教諭などが行いますが、例えば保健師の応援をいただいたりといった情報共有につきましては、学校保健会を通じて新たな情報入手等が適宜行われる際には、それを各校の養護教諭間あるいは保健体育担当の教員間で情報共有を進めている最中でございます。

○鈴木（博）委員 次に、保健体育学習指導要領において、今、性教育が行われているというご説明でした。これに関連して、日本教育新聞によると、昨年9月、東京都教育委員会は、避妊や人工中絶などの学習指導要領で示されていない内容を性教育として授業で扱っている中学校が55校あり、全体の9%である。また、保護者への事前の周知を15校が得ていなかった。さらに授業形態も、個々の生徒に配慮して行うことを東京都教育委員会は求めているが、51校が集団指導のみ行っていると回答したということを発表しました。この調査結果を踏まえて、東京都教育委員会は「性教育の手引」を改訂し配布するとのことでしたが、現在、まだ届いていないとのこと。これに対して品川区としては、どのような受けとめと対応をお考えでしょうか。

○大関教育総合支援センター長 現在、東京都で手引の見直しは進められている最中だと情報を得ております。また、内容につきましても、指導を行う際には一律にただやるということではなくて、3原則といいますか、まず3つの大事な状況がこれまでも示されておりますが、まず発達段階に適している

こと、そして教職員共通の理解がしっかりできていること、そして3つ目といたしましては保護者の理解が得られている。この3つをしっかりと守った上で、指導要領に示された以上の、例えば高校生で扱うべき内容まで踏み込んで行う場合には、対象をきちんと区別した状態で、保護者の理解も得た上で行うべきだというような内容。そして、実際に行う場合には、例えば医師の応援を得て講師を招いた上で、担任と医師とをあわせた状態で授業をやるような、モデル授業の実際の取り組みの例なども、今度の新たな手引においては示されるという、そこまでの情報を得ているというところでございます。

**○鈴木（博）委員** 性教育というのは、子どもたちが性行動を開始する前から慎重に、今お話があったように、発達段階に応じて、わかりやすく進めていく必要があると思います。すなわち、性行動を始める前に、かけがえのない命のすばらしさ、自分も相手も大切にできる異性とのつき合い方、そのためには人間が成長する場で出会うパートナーの大切さ、そのために自己抑制的な責任ある態度、すなわち性行為は人間の存在全てにかかわるものだということを、まず教えることが大切だと思います。エイズといえばコンドームというような、子どもの心を全く大切にしない、短絡的で乱暴な指導ではなく、自分と他人を大切に教育、安易に性行為に走らない指導から入ることが必要と考えます。禁欲が性感感染症の最善の予防策と言われていますが、不特定多数の人と性交渉をしないことをまず教えるべきです。その上で、性感感染症の予防、避妊に対する具体的な教育がなされるべきだと考えます。これは、望まぬ妊娠の予防にもつながり、虐待を防ぐことにもなります。

一般的に性教育は、集団で行う集団指導と、個別に行う個別指導があります。まだ生理が来ていない生徒と二次性徴の発達が著しい生徒に、一律に具体的な性教育を行うということが、ある意味、生徒を傷つけ、好ましくない環境をつくる可能性もあります。全体的に行う性教育と、個々の生徒が抱えている問題に対応して具体的に個別指導をしっかりと区別して、生徒に寄り添った、子どもの発達に資するような性教育が、今現在、要求されていると思います。この点に関して品川区はどのようにお考えなのか、ご見解をお伺いします。

**○大関教育総合支援センター長** 今、委員よりご指摘があったように、まずは自分をしっかりと大切にしていくという自己理解、そして他者のことも大切にするという、そこは市民科でしっかりと学ぶべきことがまずは土台だと考えております。その上で、さらに成長段階にある肉体的・身体的な発達、そしてさまざまな、今後社会に出た後、性感感染症と、さらに気をつけなければいけないところという内容について、学年に応じて、発達段階に応じて学ぶべきだと思います。そこは一律に乱暴に全体でということではなくて、状況に応じて、場合によっては区別して行うことが大切だと思っておりますので、東京都より出される、見直しをされた性教育の指導の手引なども注視して検討してまいりたいと考えております。

**○鈴木（博）委員** 学習指導要領の性教育に関しては、私も読んで、おおむね賛同できることが多いのですが、今度、東京都から出る新しい要綱で、具体的な、個別的な性教育に関しては、医療関係者の関与、要するに医療関係者に助力してもらって行いなさいというような内容であろうというお話なのですが、性教育というのは、やはり医師や保健師など、医療の専門家が担当して、子どもにしっかりと具体的な内容と、その理屈づけを教えるべきだと思います。一例として挙げると、公益財団法人性の健康医学財団は、性感感染症の出前講座を無料で行ったり、医療関係者と養護教諭のための性の健康基礎講座を開催したりしています。このような団体をも利用して、いろいろとウイングを広げていくべきだと思いますが、区のご見解はいかがでしょう。

**○大関教育総合支援センター長** 区内にも保健予防課と関係機関もございますので、そちらよりしっ

かりと情報収集をして研究してまいりたいと思います。

○たけうち委員長 次に、あくつ委員。

○あくつ委員 357ページ、市民科・各教科充実経費で、専門的講師による授業ということと、2番目は、371ページ、給食運営費、時間があれば361ページ、特別支援教育費でギフテッド教育について伺いたいと思います。

1点目の、先ほど財政課長から新規計上でご説明のあった、専門的講師による授業、9万6,000円が新規計上ということで、昨年の決算特別委員会で訪問教育の授業のことを通して、やはりいわゆる士業の方々の会が今、講習を持っているという中で、そういう支援が必要ではないかということをお伝えしたら、これは議会からも、各会派からも要望が出ているところですが、これについて検討されるというお話があったのですが、計上されたことは非常によかったのではないのかと思います。それで、9万6,000円という金額の積算の根拠、そして何をもちて専門的講師というのかについて教えていただきたいと思います。

○大関教育総合支援センター長 教育委員会が定めております講師謝礼規定という一覧表がございまして、その中では、例えば公認会計士ですとか、いわゆる士業という資格をお持ちの方の場合には、1時間当たり8,000円という報酬規定を定めてございます。2時間行ってもらう学校が6校あったとした場合に、仮に計算いたしますと今回の金額となっておりますので、まずは6校程度やっていきたいと、学校の応援をして状況を見ていきたいと考えております。

○あくつ委員 まずは講師ということで始めていただいたということで、これは区にそういう専門的講師の方が、これは金額の多寡というよりも、多寡も必要なのですけれども、認めていただきたいという思いもあったようなので、非常によろしかったのではないかと思います。

次に、給食運営費で2つほど伺いたいと思います。まず、昨年の第四回定例会で、区民の方から学校給食の牛乳にプラスチックストローを使用しないことを求める請願というものが提出されました。この請願に関しては、全く政治色のない若いお母さんたちが、自分たちのお子さんのことを思って、できるだけ直接、区議会議員の方にもお目にかかって真意を伝えて、全ての会派と無所属の議員の皆さんにこれを受け入れていただいたということで、非常に感謝されておりました。それで、文教委員会でも採択され、12月19日の第四回定例会最終日の本会議でも採択されたということで、その後、この扱いについて、議長から区、区長に送られていると思うのですが、どういう対応をとられたのか。また、どういう内容を請願の内容について送られたのかというところを教えてくださいたいと思います。

○篠田学務課長 第四回定例会で採択されました請願の、その後の取り扱いでございます。請願の内容は、プラスチックストローを使わないようにということ、東京都や学校給食会、乳業者に声を上げてほしいという内容のものでございました。したがって、こちらが採択されましたので、東京都教育庁、それから公益財団法人東京都学校給食会、それから品川区に牛乳をおさめていただいている乳業者の三者に宛てまして、年が明けまして1月15日付で、この請願の内容をお伝えしたところでございます。

○あくつ委員 何か反応はありましたでしょうか。なければいけない結構なのですが、それと、あとの件については、いろいろ東京都の動きがあったので、総括で行いたいと思いますけれども、まず品川区に対して何か反応があったのか伺いたいと思います。

○篠田学務課長 直接的には、お送りした後に、こちらに対するリアクションというのはなかったのですけれども、担当者の方の話として、例えば乳業者の方々ですと、ほかの地域からもそういった声

が少しずつ上がってきていますというような声はいただいているところでございます。

**○あくつ委員** お母さんたちに、お子さんのことを何うと、自主的に、お母さんが強制するわけではなくて、お母さんたちのそういうやりとりを聞いている中で、やはりプラスチック削減という観点から、自分たちも使わないでみようということで、学校の給食で、例えばじかに飲むとか、ステンレスストローを持って行って、それは学校側の理解を得て行っていただいている、それは許可を得てやっているということもあったのですが、このような話は教育委員会として把握はされていらっしゃるでしょうか。

**○篠田学務課長** 一部の学校で、そういった形で保護者の方からお申し出があったという形では伺っております。それで、各学校とも可能な範囲で対応していくと聞いております。

**○あくつ委員** あとは総括でやりたいと思います。

もう一つ、学校給食で、同じく宗教的な理由での給食への配慮ということについて伺いたいと思います。ご相談ベースの話なのですけれども、まずアレルギーのほうの話を知りたいのですが、アレルギー食については配慮を行っていただいている、除去食の提供、アレルギーのもとを抜くという除去食を行っていただいています。大体、約2万人の区立小学校・中学校の生徒がいるのですけれども、現在、何人に対してどのような対応を行っているのか、わかれば教えていただきたいと思います。また、例えば同じ学校に、卵がアレルギーの子とエビがダメな生徒がいるといった場合には、給食というのはどういう対応をされているのか。そこについても伺いたいと思います。その2つです。

**○篠田学務課長** 給食におけるアレルギー対応についてでございます。現在、給食のアレルギー対応としましては、区内で今、把握している数で申し上げますと、完全にアレルギーの場合は、お1人の方に三種類、四種類の物質ですと、なかなか給食では対応できないということで、完全に昼食をお持ちいただいている方が、今、お二人いらっしゃいます。そのほか、基本的にアレルギーの物質・食材を除去した形で対応していただいている方が466名ほど。ただ、この中で、必ずしも除去食だけで対応し切れないこともある。例えば、どうしても除去食で除去し切れない日があるといった場合には、お弁当を持ってきていただいているといった方が、436名という形になってございます。

学校給食によりますアレルギー対応ですけれども、それぞれの学校に、アレルギーの方が十名、二十名、それぞれたくさんいらっしゃいます。それぞれの方に合わせてつくるというのは、実は非常に難しいということで、代表的なアレルギーの食材だけを抜いた形で、各学校ともアレルギー除去食を1食だけつくってございます。それで賄えるお子さんに対してはそれを食していただいて、もしそれが例えば栄養的に足りない部分があるといった場合には、代替になるお弁当を何か簡単に持ってきていただくという形になってございます。1食しかつからないというのは、結局、アレルギーは直接、命にかかわるものがございますので、昼食の取り違い等があると非常に危ないということがありまして、そういう対応をとっているものでございます。

**○あくつ委員** 今、10人ぐらいいらっしゃって、それぞれがもし、そういうこともないのかもしれませんが、10人が10人、違うアレルギーがあった場合には、今のお話だと代表的なものを抜くというお話だったのですが、極端に言えば、10個のアレルギーを抜いてしまったものを1種類つくって、それを10人に提供すると。先ほどのお話では、代表的なものをおそらく二、三種類抜いて、それを10人に提供しているということだと思っておりますけれども、先日、もう宗教の名前を申し上げますが、イスラム教のお子様をお持ちの方からのご相談がありました。一般的にはイスラム教では豚肉を食べることが禁じられております。イスラム教徒の中でも範囲というのが非常に広いというか、一番厳しいハラール認証、よく言われるハラール認証です。ビジネスチャンスなどと、日本では今、観光業界でも取

り上げられていますけれども、これはアルコール、みりんとか、豚肉そのものもだめですし、豚を料理する際の包丁であるとか、動物から肉にする際にもいろいろ祈りを捧げなくてはならないとか、さまざまあるのですけれども、例えばアルコール、みりんとか、豚由来のコンソメであるとか、中華だしとか乳化剤、ゼラチンとか。だからゼリーも食べられないということもあるのですが、中には、そこまで厳しくは求めないというイスラム教徒の方もいるということです。現在、そういう方からご相談を受けていて対応していただいているところなのですが、今まで教育委員会もしくは学校に対して、こういう宗教上の理由で学校給食への配慮を求められたという例があったのか、ないのか。また、あれば何件ぐらいなのかということ。そして、宗教上の理由での給食への配慮というのは今まであったのかどうか。これについて伺いたいと思います。

**○篠田学務課長** 学校給食における宗教上での対応についてでございます。過去におきましても、今、委員がお話いただいたイスラム教の方ですとか、それぞれの宗教の関係で食べられないものがあるので、対応していただけないかといったご相談を受けたことは、これまでもございます。今年度に関して申し上げますと、現在、宗教上の対応をしているお子さんが全部で19人ほどいらっしゃいます。ただ、基本的に学校の給食での対応をするものではなくて、宗教上の対応につきましては、アレルギーはご本人の体質の問題で、命にもかかわるということで、必要な対応をさせていただいておりますけれども、こういった信条等にかかわるものに関しては学校では対応ができないということで、給食がとれない場合におきましては、全てお弁当を持ってきていただいているという状況でございます。

**○あくつ委員** 私もご相談を受けていろいろ調べて、当然、インターネットベースの話で、まだ国や東京都などに問い合わせをしたわけではないのですけれども、やはり全国的に、この課題については、その地その地で対応が異なっている、対応されているところもあります。確かに、そういう方たちがたくさん働かれているような地域の、例えばその学校の3分の1とか半分ぐらいのお子さんがそういう宗教ということであれば、それは対応せざるを得ないと思いますし、品川区においては、まだごく少数であるということは間違いないと思いますが、昨年、入管法の改正がございまして、34万5,000人だったと思うのですけれども、労働者の方がこれから国内に入っていられるということ。看護職だけでも6万人入っていられるということも聞いておりますが、品川区にどれぐらい入っていられるのかわかりません。一応、私の知る限りでは、23区で議員の仲間に聞いてみたのですが、今、対応としてはおそらく、今、課長がおっしゃられたような対応だったと思うのですけれども、この課題というのは非常にこれから大きくなっていくのではないかとこのところで、SDGsという話もしていますけれども、ダイバーシティやインクルージョンという言葉が予算特別委員会でもさまざまな委員から聞かれていました。

ダイバーシティというものの考え方は、それぞれの価値観、宗教や国籍、性別、信条などを超えて、宗教も含めて、やはりみんなでそれを認め合っていくという世の中が、どちらにもとれると思うのです。そういうものがあるからこそ、対応し切れないということが1つ。いや、そういうもののできるだけ対応していくのだということが1つ。先ほどのストローの話もそうなのですが、学校側で今、ここで申し出れば認めていただくということもあって、これは問題提起のところになってしまうかと思うのですけれども、今後そういうことが増えてくるのかということ。今後、個別案件に関しては、またいろいろとご相談させていただきたいと思います。

最後に、ギフト教育のことについて伺いたいと思います。渋谷区で2017年、2年前から、ギフト教育というものを公教育として初めて取り入れたということが報道されておりました。これも

区民の方からのご相談を受けて、ある特定の分野に非常に才能をお持ちのお子さんの特色を伸ばすという、公教育ではなかなかなじみにくいような。ただ、外国、アメリカ等では非常に進んでいる教育ということなのですが、渋谷区で東京大学の最先端の研究所とこういうものを始めたということが報道で出ておりました。品川区に関して言えば、この辺について情報収集をされていらっしゃるのかどうか。また、このギフテッド教育は、単に才能を伸ばすというだけでは、なかなか公教育となじみにくいところがあって、渋谷区も特別支援教育。そういう才能あるお子さんというのは、どちらかというところと溶け込みにくいというか、特別支援教育の必要があるというところで、それとあわせてやっているようなのですけれども、この辺についての情報があれば教えていただきたいと思います。

**○大関教育総合支援センター長** ギフテッド教育でございますが、特別な才能を持ったお子さんへの教育内容もスペシャルエデュケーションだと世界的には捉えられています。本区においては、まずは教育要領に示された内容をどのように学んでいくか。そのときに本人に苦手さがある部分については、どのように克服していくかという部分は、通級指導学級等で、自立活動として支援を行っている段階でございます。なお、本区においても、ギフテッド教育等の研究につきましては、これまでさまざまな研究機関から情報収集はしている段階でございますので、今後とも注視してまいります。

**○たけうち委員長** 次に、のだて委員。

**○のだて委員** 私からは、351ページの就学援助費、371ページの給食運営費について、給食費無償化を求めて質問します。

まず就学援助ですけれども、対象者が生活保護の基準に1.25倍などして、生活保護世帯に準じる準要保護世帯の対象範囲が決められています。この間も生活保護は引き下げられてきていますし、これからも引き下げが狙われています。来年度の就学援助の基準はどうなるのか。生活保護に連動して引き下げないように求めますが、いかがでしょうか。

**○篠田学務課長** 生活保護基準の変更に伴う就学援助費の取り扱いでございます。こちらに関しましては、生活保護費の基準が平成30年度の秋に引き下げられておりますけれども、このタイミングに合わせて、文部科学省から、ポイントが出ないよという形の通知が出ているところでございます。これは各自、現行、設定されているということでございますので、政府の考え方ということでございませう。したがって、私どもは基本的には現行の水準を引き続き維持する方向で考えているところでございます。

**○のだて委員** 現行の基準を維持するというので、少し安心いたしました。

しかし、少子化の中で、子育ての負担が重いという声も上がっております。アベノミクスによって格差と貧困が広がっているということもありますので、就学援助の役割というのはますます高まっているのではないかと思います。こういった中で、子育て支援に向けても、さらに基準を上げて、対象を広げていくということが求められているのではないかと思います。いかがでしょうか。

**○篠田学務課長** 就学援助の基準の引き上げという形になろうかと思います。現在、就学援助に関しましては、おおむね、ここ数年、2割前後の認定率の水準を保っているところでございます。また、社会経済情勢を見ましても、現状では著しく悪化しているという話も聞いていないところでございますので、今のところ、この水準を変更するような考えは持っていないところでございます。

**○のだて委員** 今、2割の受給率ということで、経済状況も悪化していないと言いますが、この予算特別委員会でも私が言いましたけれども、内閣府の経済動向指数は今、下方修正されております。そういった中で、経済状況も悪化してくると思いますので、ぜひこの拡大も視野に入れて検討していっ

ていただきたいと思います。

次に、就学援助のいわゆる入学準備金について伺います。予算書では入学支度金となっていますけれども、今年の4月から入学前支給が実現いたしまして大変うれしく思っておりますけれども、今回、入学準備金、文部科学省が来年度予算に、小・中学校ともに1万円、増額されるという予算を計上いたしました。今年度から品川区でも約2倍の増額が行われていますが、ランドセルは以前、紹介したときには、平均価格4万円と紹介いたしましたけれども、ある量販店で価格を私も見たところ、4万円以上のものがほとんどという状況でした。これは実態に合っていないということで、国もさらに増額されたのかと思います。ぜひ、国の変更に合わせて、区でも増額していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○篠田学務課長** 就学援助の新入学の学用品費につきましては、これまで長い、かなりの期間にわたって、2万円程度で変更なしで来たところでございます。今年、平成30年度というのは、平成31年度から入学準備金の前倒し支給が始まるということで、こちらの金額が4万円ほどに引き上げられて、今回、支給しているものでございます。また、平成31年度予算につきましては、今後、引き上げの後に、いわゆる財調の基準というのがございまして、こちらの単価が引き上げられたということがございます。また、23区の動向を見ましても、他区におきましても、財調の基準等で引き上げる区が多いということも含めまして、来年度、平成32年度の前倒し分からは、改めて引き上げを予定している予算を、今回、平成31年度予算書として組んでいるところでございます。

**○のだて委員** 来年度からにはなっています。そのまた次の平成32年度から引き上げをしていくということでしたけれども、これは準要保護世帯についても増額されるということでもいいのかという確認と、予算書で私も見ましたけれども、増額された額が国の基準よりも若干低いものになっていますが、額の設定の理由、根拠を伺いたいと思います。

**○篠田学務課長** もともと新入学の学用品費につきましては、就学援助の経費全般がそうなのですが、東京都の財調の基準がございまして、それをある程度、にらみながら、設定してきたものでございます。これは、一定程度、東京都も実態等の調査をした上で決定していると考えておりますので、それを踏まえてきたものでございます。

今年度の分の値上げにつきましては、東京都の財調は据え置かれておったのですけれども、国の生活保護費の基準が引き上げられたということもございまして、それがかなり大きな金額で引き上げられておまして、23区におきましても、その基準に立ってかなりインパクトがあるといったことがありましたので、平成31年度入学に関します平成30年度の前倒し基金に関して引き上げられるということがございます。翌年の平成32年度に関しましても、平成32年度入学の前倒しで平成31年度に支出する分ということになりますけれども、この間、東京都の財調がさらに国の基準を上回る形で引き上げがあったということで、やはり全般的に、それを踏まえた引き上げが多いということを踏まえまして、引き上げたものでございます。考え方としましては、これまで長い間、据え置かれてきたものが、やはり国なり東京都なりの実態を踏まえていろいろ改正してきているということがございますので、そういったことも踏まえながら、区として判断してまいりたいと考えているものでございます。

準要保護世帯につきましても、この基準で支給しているところでございます。

**○のだて委員** 都の財調に合わせて今回、平成32年度分も引き上げられるということでした。国のほうがおそらく基準が高いということに今回なったと思いますので、そういったところは見えていただいて、ぜひ実態に合わせた額にしていただきたいと思います。

次に、就学援助の標準服の支給について伺いたいと思います。義務教育学校の標準服についても一律2万円の支給をしていると思いますけれども、文教委員会の答弁では、標準服の設定額が、男子は2万5,950円から2万9,600円、女子は3万650円から3万7,900円となっているということでした。この標準服の支給金額を、ぜひ実態に合わせて実費支給にすべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○篠田学務課長** 標準服の金額でございます。就学援助の場合は、標準服に限らず基準額を設けた形で、必ずしも満額を支給しているものではございません。特に義務教育学校の標準服に関しましては、ほかの一般の例えば小学校でも、標準服ではないですけれども、多分、私服等かかる中で、標準服があるということでの補助をしているということでございますので、一定額の補助という考え方を、今のところ変える考えはございません。

**○のだて委員** 今、実費支給の考えはないということでしたけれども、これは基本的に標準服となっておりますが、やはり、そういった中で多くの子どもたちが標準服を購入していくというところでは、ぜひ実費支給をしていくべきだと思いますけれども、実際に今、標準服の平均額というものがわかりましたら、教えていただければと思います。また、女子の場合は設定額で見ると、男子より3,000円から8,000円高くなっています。こういった面から見ても、女子のほう負担が重くなっているということになりますので、実費支給をしていくことで、教育の機会均等という面からも適しているのではないかと思います。いかがでしょうか。

**○篠田学務課長** 標準服の平均価格ですけれども、支給しているのが前期課程の分ということでございますので、前期課程の平均で申し上げますと、男子の場合がブレザーと半ズボンで2万1,690円、女子がブレザーとつりスカートで2万4,200円となっております。こちらはやはり標準服、確かにこの部分の負担はあるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、標準服のない学校におきましても、私服の負担をされている方はいらっしゃるわけですから、そことの均衡を図るといったところでいきますと、なかなか実費支給、全ての金額をお支払いするといったところの考えまではないかでございます。

**○のだて委員** 私服のところもあるということで実費支給には至らないという話ですが、義務教育学校の生徒も私服は当然買うわけです。そういった中で、標準服として負担していかなければならないというところを見れば、実費支給についても問題はない。私はしていくべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。また、標準服はやはり入学前に基本的に購入していくというものだと思いますので、今、支給が入学後の7月ということになっております。入学前からの標準服の資金の支給も求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

**○篠田学務課長** やはり、一般の小学校に通われているお子様方は、当然、通学のために私服を買われているわけです。標準服の学校の方も私服は買われているといっても、学校に通うといった時点では標準服で行かれる方が多いということですから、その公平性を考えると、やはり全額実費支給といった考え方にはならないかと思います。

それから事前支給ですけれども、こちらは学校によって対応がさまざま異なるところがあって、現状で言えば、購入したのに関して領収証等を見せていただいたりといった事務的な作業がございます。その関係で、事前の支給が今のところはされていないということがございます。

**○のだて委員** 実費支給のほうは公平性の観点から無理だというお話ですが、やはりこれは実費支給して、ぜひ機会均等の面からもやっていただきたいと思っておりますし、入学前からの支給については、今、

各学校で対応が違うということでしたけれども、これは入学準備金の入学前支給が実施されたということで、これとあわせて実施していくということではできないのでしょうか。伺いたいと思います。

あと、あわせて給食費の無償化についても伺います。給食は教育の一環です。この間、無償化を求めると、低所得者世帯や、多子、第3子以降は支援しているということで、無償化の考えはないということですが、なぜそれで足りていると言えるのか、伺いたいと思います。

**○篠田学務課長** 前倒し支給でございますけれども、1つは前倒しのタイミングなのでございますけれども、義務教育学校に必ず入られるかどうか、要は学校の就学指定の関係で確定していないということがございます。それと、先ほど申し上げたのは、標準服の関係は、手続上、領収書を見せていただいているからお支払いするという手続があるものですから、事前の前倒し支給はしていないというものでございます。

無償化でございますけれども、品川区におきましては、学校給食は、学校教育法に基づきまして、必要な経費については全て区で負担した上で、食材費だけをご負担いただいているということがあり、これ以上の無償化に係る対応は考えていないものでございます。

**○のだて委員** 給食費ですが、法に基づいてというお話ですが、実際にやはり給食費は保護者の方が負担しているということになりますので、そこを無償化していくということが必要なのだと思います。憲法にも、第26条に義務教育は無償とするとありますので、義務教育の無償化に向けても、給食費の無償化はぜひ品川区から踏み出していただきたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、渡辺委員。

**○渡辺委員** 361ページ、学校地域連携推進経費で、コミュニティ・スクールのことを伺ってまいります。

もう、これまでの質疑もありますし、最近ですと、やはり年明けすぐのコミュニティ・スクールフェスタ。大変インパクトがあって、私なり、多くの議員や関係者が現場を訪れたかと思えます。もう、そこが1つの象徴的なものであって、やはり、でも日ごろが大事で、それぞれの地域や学校で積み重ねられて、まさにまだまだ道半ばだと思います。まだまだこれからつくり上げていこうし、変化もしていくし、今、そういう前提で伺っていきます。

まず、地域や、よくご説明の中にも、まだまだこれからだと。教育長のお言葉も、慌てずにしっかりと積み上げていくという中で、まずよく言われるのはPTAとの違い。これは、私なども聞かれることが多いのですが、この辺をどう簡潔に答えていくか。私などがよく聞かれて言うのは、私は素人的な立場で言えば、運営にかかわる支援の形ですと。そこがPTAと違うのですと言ったり、ポイントは、やはり学校ごとの特色があって、学校の教育計画、ランドデザインに基づいて支えていくというニュアンスでお答えしています。これが正しいか間違っているかは別として、簡潔な説明の仕方を教えてください。聞かれることが多いですから、そういう意味で、まずPTAとの違い。

2つ目。やはり、このところでキーマンはコーディネーターになるかと思えます。この3年間、それぞれ順を追って立ち上げた中で、まず基本的なことを教えてください。勤務形態の基本的なあり方、そして現在の待遇や報酬について、そしてまた配置される人数のこと。この基本情報を確認のために教えてください。

**○熊谷指導課長** まず簡潔にということで、PTAとコミュニティ・スクールの違いというところだと思いますけれども、まずPTAは保護者と教員の集合体というところでございます。そして、コミュニティ・スクールは、PTAが核となっているところが多いかと思うのですが、それを持続可能にしていく仕組み。校長がかわっても、それを持続可能にしていく仕組みだと思えます。PTAとコ

コミュニティ・スクールの委員のすみ分けというところにつきましては、学校はそれぞれ、仕事の割り振りをしていますので、それぞれの状況に応じてというところになろうかと思えます。

次に、コーディネーターの勤務形態でございますけれども、まず学校地域コーディネーターにつきましては、月48時間勤務となっております。実際に4時間掛ける12日、48時間というところもございますし、また学校によっては6時間掛ける8時間ということで、どちらにしても48時間勤務でございます。なお、指導課には2人の核となるコーディネーターがおりますので、6時間掛ける12日の月72時間勤務となっております。また、これに加えてアシスタントコーディネーターを、必要に応じて、特に3年目を迎えた学校には配置しているところでございます。

報酬につきましては、学校地域コーディネーターは平成30年度については1,200円、それからアシスタントコーディネーターは平成30年度については1,000円となっているところでございます。

**○渡辺委員** PTAとの違いは、これからももっと聞かれることは、関心が上がると増えていくと思うので、年度が変われば保護者の方も入れかわっていくので、大事なことだと思います。

コーディネーターのあり方は、始まってやはり3年経過したところ、今年度動き出したところで、いろいろな意見を聞いています。まず、勤務形態のところは、もともとタイムカードを押して、はかれない部分。結構、これが地域に出たり、デスクワークで学校にいる時間はそうかもしれないけれど、それこそ地域の方々と打ち合わせをしたり、頑張れば頑張るほど、つき合いというのは広がってきますよね。この辺の解釈がいずれも課題だと思っています。タイムカードなどでおさまらない部分をどうはかっていくか。これを、ある意味、配慮していかないと、やはり次の代で、現在やっていたらっしゃる方、熱意・理解の高い方はいいけれどもというところになるのだと思うのです。それとやはり関連して、待遇のところ、今、時給換算1,200円とありました。これも、今のような勤務形態との関連です。どうやって、その価値をはかっていくか。もちろん、ボランティア意識といった地域貢献の高い方が、今、お見受けすると、大半、ほとんどである。ただ、持続可能というキーワードの中では、やはりこの辺の配慮が徐々に追いついていかないと、個人の持ち出しが出てくるということが考えられます。この辺についてのお考えを教えてください。これは別に報酬に限ったことではなくて、やはり地域の行事に出る。そこでのおつき合いがある。その経費的なもの、手当的なものは、現在あるか、なしか。そして、今後、必要性を感じているか教えてください。それはなぜか。1つの事例を言えば、冠婚葬祭などで、仕事によって生じたご縁がある。そしておつき合いがある。その辺をある程度、経費換算をしていくところが出てくるのではないか。その辺が背景にあります。それと、人数、配置のところ。アシスタントコーディネーター。これもやはり学校規模にもよるのですが、私が聞いている限りは、複数いると、やはり立ち位置に気を使いがちだと。本当はかなり、これは一本化したほうがいいのではないかと考えているのですが、そういう傾向を把握されているか。まずそこまでお願いします。

**○熊谷指導課長** コーディネーターのあり方についてでございますが、勤務時間が固定しているというところがございますけれども、現段階では非常勤職員として配置しているということがございまして、やはりなかなか固定的な勤務時間となっております。ただ、これについては無理を避けて、どちらかというとボランティア的な要素が強くなっている部分もございますので、課題としては感じております。ですので、今後また柔軟性というところについては検討してまいりたいと思っております。

また、アシスタントコーディネーターを配置するというところで、そういった部分でも、少しでもコーディネーターのお仕事を負担減という形で持っていきたいと思っているところなのですけれども、なか

なかアシスタントコーディネーターとの関係がというようなことも、今、ご指摘がございましたけれども、また配置に関しましては、コーディネーターの意向といったことも踏まえながら進めていきたいと思っております。また、学校によってはアシスタントコーディネーターがやる部分、それからコーディネーターが進める部分、すみ分けをどうするかということ十分に検討した上で実施しているところもございますので、それについても今後の課題と思っております。ただ、隔月、コーディネーター連絡会を行って、それぞれの課題を共有するところを設けておりますので、そうしたところでも悩みを共有し、改善に向けて検討を進めていきたいと思っております。

また、経費なのですけれども、確におつき合いをお願いしているのです、持ち出しというところが出てしまって、本当に申しわけないと思っているところなのですけれども、現段階では時間外についてはお支払いができないという状況でございます。

**○渡辺委員** 今、どうこうという思いもないのですが、動いているうちに、これはまだ本当に初期段階ですから、課題をそのように把握されて、対応策がいずれ必要になるやに思っておりますので、ぜひとも願います。

続きまして、学校の支援、ボランティアのところでは、開かれた学校であるということと同時に、やはりセキュリティが大事なチェック体制のところに関心もあるかと思っております。その辺、いろいろなボランティアの方が出入りする際、あるいは人選のところでもどのように考えていたのか。そして、現在やってみて変化などあったのか、教えてください。それと、品川地域未来塾も大変注目というか、評価が高いと思っております。ここに大変力を入れているというのはよく聞きますし、わかりやすさもあって、子どもの学力向上支援にこれが一番有効だとも聞いていますので、今、教育委員会としてのこの辺の評価をどのようにされているか。それと、肝心の子ども、児童・生徒が最初、どの程度想定して、どの程度参加しているか。というのは、必要だから、この制度があって、こういう子どもたちにこういう生徒指導が必要だという想定があると思うのです。その辺をどの程度カバーできているのかの評価もあわせて教えてください。

それともう一点、指導員の確保です。やはり世の中、どの業種も人材不足が言われている中で、夕方と休みの日の学習支援のボランティアだと、時間帯も少し特殊ですよね。充足率などを、数字ではなくて構いません。感覚で構いませんが、指導員の確保のところでは、現状どのようになっているのか。そして教育委員会としてはどのように支援していくか。これも待遇の話も出てくるかと思うのです。理想的には、あるいは望ましい体制は、どのようなものか教えてください。

**○熊谷指導課長** まず、ボランティアが拡充していく中でセキュリティということだと思っておりますけれども、人選をどうするか。実際のところは、まずコーディネーターの横のつながりで、ボランティアをしてくださる方を、この方がいいですよというような情報、口コミから学校にお願いすることが多いのですけれども、必ず校長面接等、行っております。そしてまた、地域の方。この方なら大丈夫という、それから、ほかでこんなことをやってくださっているというようなお話、また町会の方からの推薦等もいただきながら進めているところでございます。

地域未来塾なのですけれども、こちらについては東京都からも注目を浴びておりまして、全公立学校に品川区の取り組みが紹介されてリーフレットになったところでございます。ちなみに、今年度参加した子どもなのですけれども、延べ2万3,732人です。それで、昨年度が1万7,476人でしたので、かなり周知徹底がなされてきたのではないかと思います。内容なのですけれども、学校によって、この子には補習が必要だということで、教員が声をかけまして補習を行う子どももいますし、また英検

対策ゼミのように、英検を受験したいというお子さんが自主的に来るといった内容もございます。また、東京都がつくっております東京ベーシック・ドリルを活用して、自主的に勉強しつつ、ボランティアの方に教えていただくというようなものもございますので、学校によってはさまざまですが、特に中学校のニーズは高いです。週に4回ぐらいやっている学校もございます。小学校義務教育学校の前期課程については夏休みに集中して行っているようなところも多くなっております。

指導員の確保なのですけれども、これがやはり大変でして、どうやって確保しているかと申しますと、地域の方、それから教員のOBの方といったこともあるのですけれども、品川区には、幸いなことに、清泉女子大学等、幾つかの大学がございますので、コーディネーターが大学に赴いて、人事課、学生課に行き、ご案内していただいた上でご紹介いただいているといったようなことがございます。

**○渡辺委員** 特に地域未来塾は、本当に評価の高い制度というのは、私もいろいろところで聞きます。やはり人材確保はついて回る話というか、質の問題もそうですし、リストというか母体が多いにこしたことはないと思うのです。ここはやはり重点的なものとして、ぜひとも支援の輪が広がるように、私たちが支えていきたいですし、取り組んでいただければと思います。

最後に、先ほど冒頭に言いましたコミュニティ・スクールフェスタなのですが、大変、意義深いと思いました。まず、会場に来て、珍しくといいますか、珍しくと言ったら失礼ですが、教育委員会主催行事の中で、地味ではなくて、何か、いい派手さもあったり、とにかく、わくわく感のあるような会場の雰囲気でした。比較的、活気があっておもしろそうだという、これはやはり大事なことで、人の関心を引くという第一歩。そして、中に入って、それがどう活かされるかで、取り組みの事例紹介があって、まさしく情報の共有だと思うのです。各学校の情報を共有する大切な場だと思っています。また、情報発信の場でもある。2点伺います。今後もやはりこういう趣旨のことが続くべきだと思うのと、もう一つ、やはりデータ社会の中で、例えばケーブルテレビ品川の活用とか、少し映像の記録でといった中で情報の共有。そんな仕組みがどうかというのも踏まえて伺って終わります。

**○熊谷指導課長** 3年目を迎えた品川コミュニティ・スクールを地元の皆様に知っていただくためにフェスタを開催しまして、全部で1,661名の方の参加を得ることができました。コーディネーターが中心となって、私たちもわくわく感を持ってつくってきた結果だと思っています。このフェスタについては今後も必要と思っていますし、多くのアンケートの結果からもいただいているのですけれども、今度はもしかすると、一斉にというのではなくて、地域ごとということも考えられるのではないかと思います。そうすると、もっと地域密着型のフェスタができるのではないかと思います。また、ケーブルテレビ品川等も情報提供することで、より一層、区民の方にコミュニティ・スクールについて知っていただく機会としていきたいと思っております。

**○たけうち委員長** 次に、大倉委員。

**○大倉委員** 373ページの学校施設建設費で学校改築の考え方について、ページ367、ICT活用経費で、学校等での児童・生徒の欠席の連絡方法について、スマートフォンやPCメールなどの活用について、355ページ、いじめ防止対策費で、先ほど松永委員からもありましたが、いじめのアンケートについて、366ページの学校教育費で、スマートフォンの持ち込みが今、見直しがされているので、その辺について伺えればと思っております。

まず学校改築についてですが、現在、第四日野小学校で測量が行われて、またこれから実施設計が始まっていくというところで、民有地が実は学校の中にあって、その土地を買うか買わないかということで、これから検討がされていくのだろうと思っているのですが、その際に、学校改築、建て替えると

きに、土地を購入すると、その土地の購入費が学校改築費にはね返ってきて、学校が合理的な、より地域の実情に合った学校から一步、遠のくなどということがあつたりするのかどうかという、土地を購入すると減ってしまうというような考え方があるのか教えていただきたいのと、ICTの活用ですが、現在、学校では、生徒児童の欠席については電話で対応していると思うのですが、例えば今、保育園等でもICT活用で、欠席がICT化されて連絡ができるようになってきているというところを言うと、学校においても、そうした活用ができるのではないかと思うのですが、個別的な先生の欠席の連絡に対応する時間をうまく活用できるのではないか。また、早朝から保護者の方が朝食をつくったり、子どもたちの対応をするところで、時間帯が早いから連絡ができないということも解消されるのかと思っているのですが、いかがでしょうか。

**○有馬庶務課長** 第四日野小学校の改築についての件でございます。第四日野小学校の中に、民有地が約79平米ぐらいあるということでございます。実際には、もう既にその土地は、学校として使っている北東の三角地というような形状のところでございます。今、ちょうど体育館の端に少し引っかかっているようなところございまして、今それは所有者と、売る、売らないの検討をこれからしていくという形になってくると思います。最終的には値段交渉ということにはなろうかと思っておりますけれども、形とすれば、79平米があればあつたほうが、より柔軟に設計ができると思っておりますし、なくても変形の三角地ですので、大きな影響は出ないとは思っております。ただし、今までの経過もありますので、先方と十分協議していきたいと思っております。

**○大関教育総合支援センター長** 欠席連絡の対応でございますが、保護者の方より、毎日のことではないので、やはり状況については直接お聞きしたいというのが担任の立場でございます。担任が直接対応できなくても、そのとき電話に出た者が状況は聞いた上で、詳しくお話をする必要があれば、また放課後等のあいた時間を活用して、保護者と共通理解をして、お子さんが単純な病気ではないようなケース中にはありますので、やはり直接やりとりをするのは重要だと、現段階では考えます。

**○大倉委員** 相手があることなので、できるだけ、土地の取得については進めていっていただきたいと思っております。より柔軟なのも大事ですが、広くとって、校庭にするのでも、何にするのでも、子どもたちが少しでも元気いっぱい成長できるように、できれば取得を目指していただければと思っております。

連絡のほうなのですが、平時はそれでも対応可能なのかと思っておりますが、改めて連絡も、何か重大な病気のときの連絡はとるべきだと思いますけれども、例えばインフルエンザ等、多くの子どもたちが連絡をしなければいけないときなどは、わりとインフルエンザなどという対応をわかるようにしておけばいいのかと思ったので、それもいろいろ聞いてみていただければと思っております。

次に行きます。いじめ防止対策費でアンケートについてなのですが、アンケートは先ほど、目安箱でいじめ19件ということで、いろいろなところで相談や、大人の方に伝わる機会が多いほうがいいと思っております。アンケートを今、品川区でもとっているということなのですが、アンケートでそういったいじめや虐待などの把握状況について教えていただきたいと思っております。あと、通学安全確認業務等委託費で、スクールゾーンですが、学事制度審議会で新たな学区域が出されまして、その中で、学区域が変わって隣接のほうも行けるといったときに、学校、子どもたち、児童・生徒たちが通学する際のスクールゾーンが変わってしまうところがあつたりするのかと心配しているのですが、変更がなければいいのですが、変更した際のスクールゾーンもそれに対応していかなければいけないと思うのですが、そういったことがあるのかどうか教えてください。

あと、土曜日の第1・第3は授業があって、スクールゾーンは土日、指定がされていないというところで、随分前から都にも、そういったスクールゾーンを土曜日でも設置ができるようにということで求めていただいていると思いますが、なかなか実現しないというところで、ぜひこの辺は子どもたちの安全な通学路の確保のために、さらに推し進めていただきたいと思いますが、お願いいたします。

**○大関教育総合支援センター長** 私からは、まずいじめ対応についてです。ご質問いただきましたように、生活アンケート等を通してさまざまな子どもの声を拾う状況がございますが、生活アンケート自体は無記名の形で、例えばクラスの中で嫌なことを言われるとか、あるいは誰かに少し暴力を受けているとか、それぞれの質問状況について丸をつけた子がどれぐらいいるかなどを、毎月これは報告を受けながら、気になるクラスの様子という部分が浮かび上がってきます。いわゆる、少し荒れ始めているというところを教育委員会がつかんで、そこにはもう積極的に指導主事等も介入していきますので、当然、学校とも共有しながら、未然に、もう本当に学校に行けないのだと悩むよりも前に気づいてあげて、担任も気づく、学校も気づく、あるいは必要によってHEARTSが介入するというような状況の取り組みをしております。また、それ以外の工夫しているアンケート等につきましては、誰が書いたかわからないように、子どもたちが書きやすいような状況をつくったほうがいいような内容であれば、封筒に入れて無記名な状態で、朝、登校のときに、誰が入れたのかわからない状況で集めるとか、さまざまな工夫があらうかと思っております。

**○有馬庶務課長** まずスクールゾーンの変更についてでございますが、今回、学事制度で学区域の変更があるという、中学校が大きいかと思っておりますけれども、スクールゾーンは実際には学校の周辺に多く設定されているというようなこともございますので、学区域が変わったとしても、実際には学校の周辺というところは、そう大きく変わらないのかと考えておりますので、実際に変更の数はそれほど多くないとは考えております。実際には、また線を引いたところ、現実がどうなっているかというところは調べてまいりたいと思っております。それで、もし変更が必要な場合につきましては、学校はもとより、土木管理課交通安全担当や警察など管理機関と調整はかけて、新たなところは設定ということで考えていきたいと思っております。

もう一つの、土曜日のスクールゾーンですけれども、そういう地域の声から、土曜日でもスクールゾーンに設定してほしいという声は上がっていることは事実でございますが、原則、今、第1・第3の土曜日しか学校はやっていなくて、しかも年に通すと、それは14回程度。その他授業があっても20回行かないというようなことだと思います。そのような中で、土日祝を除くというところを、土曜日の第2と第4と第5を除くなどという表示はできないと警察にも言われていますので、土曜日を全面にとめなければいけないとなったときに、今日は学校がないのにとめなければいけないのではないかなというようなことを、要するに利用者や、そういうところの合意を求めるのに、かなりまだハードルが高いかというふうなところは思っております。

ただし、東京都からも、必要ならば、きちんとそういった地元との合意形成をした上で進める必要があると言われておりますので、実際にはなかなかハードルは高いですけれども、もうしばらく様子を見ながら、させていただきたいと思っております。

**○大倉委員** アンケートのほうですが、子どもたちが相談しやすい環境づくりということで、今、お話をいただきましたけれども、封筒がついていて、直接そこにアンケートが書けるようになっていて、その場で書けば、そのまま封筒に封をして、それこそ回収の担任の先生も見られないというような封筒もありますので、そういうものを使っていただいて、子どもたちが安心してアンケートに答えられるよ

うな環境でやっていただければと思います。お話にありましたけれど、これが例えば学校ではなくても、ご自宅で、持って帰って書くほうが安心できるのであれば、それも封筒が一緒になっているもので、そういったものを活用しながら、子どもたちが安心してアンケートに答えて、それが反映できるようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

スクールゾーンですが、わかりました。指定がされるのであれば、しっかりと取り組んでいていただきたいのと、土曜日授業、なかなか難しいというのも、この数年間でなかなかできないというところはそうなのだろうというところで、まだ様子を見ていくということなのですが、いつまで様子を見たらそれがなくなっていくのかというところは、このまま行くと、なかなかこれは、土曜日に指定がされていかないのかというところなので、もう一度、ぜひ安全な通学に向けて、関係機関と連携して取り組んでいていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

最後に、スマートフォンの持ち込みの禁止見直しというところで、大阪府の教育長が災害時の緊急対応連絡等で持ち込みを容認してきた流れの中で、ガイドラインをきっかけに、文部科学省が持ち込みの見直しということで、今、検討されているという報道がありました。現在、品川区は、小学生はまもるっちの貸与などで、スマートフォンというのが、なかなかないのかとは思っているのですが、小・中学校の現在の対応についてお知らせください。

**○大関教育総合支援センター長** スマートフォンの対応でございますが、現段階においては従来どおり学校には持ち込まないということです。小学生は、まもるっちがでございます。そして中学生におきまして、基本的にもう中学生の段階ですので、歩いても帰れる区内の自宅までの間の連絡手段がどうしても必要かという部分のメリットと、持つことによる登下校中のデメリットの部分のところを、バランスも見ながら検討していく必要があると、現段階ではまだ考えているところです。

**○大倉委員** まさに危惧するところは、登下校中の歩きスマホなどもあると思いますし、ただ、一方で、中学生も受験等で夜間まで塾に通うとか、部活の帰りなどに暗くなったときというところでは、保護者の方たちは、特に品川区は小学生のときに、まもるっちを持っているので、余計に、中学生になったときになくなるというのは心配で、そういう対応が増えていったりするのではないかと思います。今後、中学生など、以前、まもるっちのほうでもお話がありました、まもるっちのようなものがあれば、別に買わなくてもいいのではないかという、中学生の保護者の意見も聞いております。その辺の対応について、これは款が違うから、所管が違うから答えられないのかもしれないですけど、考え方を教えてください。

**○大関教育総合支援センター長** 学校の立場からの答えということになりますが、中学生の段階になって、キッズ携帯をまず持ちたがるかという現実の課題が1点ございます。また、多くのお子さんが実際に塾などに行くために、もう家族と話し合ったルールの上でスマホを持っているという現実もあるかと思います。学校には持ち込まないというルールの部分をどうしていくかというお話と、また区別して検討してまいりたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、塚本委員。

**○塚本委員** 私からは、371ページ、学校運営費でいいと思うのですがけれども防災頭巾について、それから355ページ、教職員支援経費、それから時間がありましたら373ページの口腔ケア啓発事業助成について伺いたいと思います。

初めに、学校運営費に関連して防災頭巾についてなのですが、これまで防災頭巾については、我が会派からもさまざま、ヘルメットにしてほしいという保護者の声等を議会の中で取り上げてまいり

ました。過去の議事録を見させていただくと、このヘルメットについては、なかなか低学年だとひもが結べないとか、避難時にぐらぐらしてしまったり、あるいは、これは火の粉から身を守るという意味だと思うのですけれども、首が守れない。こういったさまざまな理由から、特に小学校低学年については防災頭巾のほうが適しているという判断をしているというところで、ご答弁をいただいていたのが出ていたと思います。そういうところであるのですけれども、いまだ保護者からは、防災頭巾はどうなのでしょうかとこのところでの疑問を投げかける方が結構いらっしゃるというところがございます。

文部科学省としては、児童・生徒、小・中学生については、ヘルメットか防災頭巾というようなお達しがあって、品川区の見解としても、小学校低学年については防災頭巾がいいのだろうというところですが、それで中学校には、ご案内のとおりヘルメットが貸与というか渡されているわけですが、小学校の高学年、4年生から6年生についてはどのようになっているのか。品川区として、ヘルメットか防災頭巾かみたいな話も含めてですけれども、どのように考えているのか、最初にお伺いしたいと思います。

**○大関教育総合支援センター長** 小学校の場合の防災頭巾の状況でございますが、低学年だけでなく、4年生以降についても、まだ教室の机の後ろのところに防災頭巾をつけている状態でございます。子どもお一人おひとりの発達状況は異なりますので、まだ必ずしもヘルメットがいいかどうかというのは、多分、個別のケースであろうと思います。なお、防災頭巾をせっかく買ったものを、3年生だけではなく6年生までは使いたいという部分と、それから、やはり首のところまでしっかりと火の粉から守れるというところで、単価は2,500円から3,000円と、多分、メーカーによって違うのかもしれませんが、入学の際には防災頭巾をお示しして、お兄さんのお古を使うお子さんもいれば、中にはお母さん手づくりのものを使いたいのだというケースもあろうかとは思いますが、ご案内しているのが、小学校の状況でございます。これは、例えば体育館に行くときに持っていってお尻の下に敷いたり、そういった活用も実はとても小学生は重宝しているのが防災頭巾の実態だと思います。

**○塚本委員** 今、ご答弁いただきましたけれども、防災頭巾の話ですが、本当に保護者のほうで、今、用意していただいているというところで、品質のばらつきというか、特に手づくりということもあったりすると、素材、また、できばえという意味での燃えにくさや、ショックをどれだけ和らげられるか、あるいは耐久性とか、そういうところでの品質のばらつきというところが、いろいろ出てきてしまったりする心配があるのではないかと思います。その辺の現状はどのように今、認識しておられるかということと、品質のことについて、学校側から何かしら、保護者に対して防災頭巾を用意するに当たっての情報提供というようなことは、どのような状況になっているのかお伺いしたいと思います。

**○大関教育総合支援センター長** 必ず統一で、これではなければならないという状況にはない状況ですので、100%、同じ品質ではございませんが、従来どおり学校は、「防火のアルミのような生地、表面には塗られているものが、非常に耐火機能も高いのでいいです」という形でご案内はしております。ただし、必ずこれではなければいけないという状況にはないために、そうではないものを使いたいというご家庭も一部にはございますが、多くの方は示めされたものを、最初の入学前の段階、学用品をそろえる際にそろえられている状況にあるのだと思います。

**○塚本委員** そういうところが、やはり今、品質というところについては、保護者に最終的には委ねられているところが現状あるというところで、そういったところの懸念というところも含めて、また先ほどご答弁の中で、小学校高学年は発達の段階がいろいろありますというようなところで、個々に違いも出てくるというところで、防災頭巾かヘルメットか、二者択一みたいな話ではなく、例えば学校側か

ら、防災頭巾が適している場合や、ヘルメットが適している場合というような、お子様それぞれの選択みたいなことを含めて、貸与というような形で考えていってほしいというような思いもあるのですが、ヘルメットですと置き場所みたいな話もありますが、折り畳みだと確かに少し高額にもなりますけれども、どのように考えられますでしょうか。最後に伺います。

**○篠田学務課長** 防災頭巾とヘルメットの関係でございますけれども、貸与となった場合には、1つは置き場の問題で、教室の中で、防災頭巾を使っている子、それから持っていなくてヘルメットをどこかにしまう子となってきましたと、やはりその辺の整理の関係等も出てくるものと思います。また、経費的にも、コンパクトなものですと結構高いというのもありまして、通常のヘルメットよりもかなり高いと聞いておりますので、その辺も研究していかなければいけないかといったところでございます。

**○塚本委員** 今、現状というところでの考え方としていただきました。

次に355ページ、教職員支援経費でございます。いわゆる学校教職員働き方改革というところ、そこに寄与するということで、こういう支援費というものが、今、設けられておりまして、通称、SSSと言われている、スクール・サポート・スタッフの略ですけども、そういう形であります。あと、今年度から部活動支援員ということで、部活についても外部の人材ということで、教員の負担を軽減していくというところでの取り組みがなされていくというところでございますけれども、この教職員支援経費の事務事業点検というところで報告が出されておりました、在校時間の短縮ということで、いわゆるスクール・サポート・スタッフや部活動支援員などをお願いできる部分というところをお願いしていつて、教職員の負担を下げるといこと、あるいは、いろいろな事務の作業をICT化によって効率を高めるといことによって、長時間労働の負担を下げるといような取り組みはなされているけれども、もう一つ、それだけでは大きく労働時間の短縮につながっていないという指摘があつて、そこについても学識の方からは、教員の意識改革や文化の改革というところも必要と。いわゆる、漫然と職場に滞留するよな方というよなことについての指摘というところで、こういうことも指摘がありました。これについて、まず区としてどのよな対応を考えていらつしゃるのでしょうか。教員の意識改革、文化の改革という点についてお伺いします。

**○熊谷指導課長** 本区におきましては、これまで人的措置、それから環境整備を整えてまいりました。こうした働き方改革を進めてきたところなのですけれども、ただ、教員の多くは、児童・生徒のためにという大義名分を最優先する傾向がございまして、学校文化、私自身もそうなのですけど、子どもたちのためならということ、自分のプライベートな時間や寝る時間を削つても頑張るといことを、学校文化として美德とするものを、長い間、気風としてきたといのがございます。ですので、どんなに環境を整えても、教員自身が自分自身の働き方に対する価値観や意識を見直さない限り、どんなに環境を変えても何も変わらないと考えております。ですので、チャンスは今と考えているところでございます。

**○塚本委員** 今おつしゃつていたところといのは、確かにそのとおりのだろつと思つますし、教員とい職の特性といところが、時間で終わるよな仕事ではないといのは、そのとおりの、わかるところでございまして、そういつた中で、やはりどうしても働き方改革は労働時間の調査といところで、長い労働時間を短くするのだといのを、客観的な尺度として非常にわかりやすいので、こういつた形で評価していこうといところが、どうしても出てきてしまうのですけれども、一方で、やはりそれだけの、労働時間が短くなつたから教員の負担が下がつたのだといよなことと直結しないところもあると思つております。1つは、確かに今日はもう時間だから早く帰つた。だけど、本当に難しい生

徒や保護者のトラブルを抱えていて、家に帰っても実は寝れていないとか、そういう話も当然、出てくると思うので、そういう意味での意識改革や文化の改革というところでは、教員一人ひとりの思いというところと同時に、さっきおっしゃっていましたが、学校全体としての意識などというところにも広がっていく。非常に、これまでの長い日本の教育会の伝統みたいなものを調整するしかないのですけれど、そこに改革をしていくという、大変に難しいところもあるものだと思っております。単に労働時間だけを見ていってはいけないのだというような思いが私としてはありますけれども、そこについてのご見解をお伺いしたいと思います。

**○熊谷指導課長** まず、管理職自身のそうした意識を変えていくということも重要だと考えておまして、まず一昨年9月から、働き方改革を進める上で、今、時間というところにまず特化しますと、校長連絡会等で、一人ひとりの教員の在校時間、学校としての在校時間も含めて情報提供しています。そして、毎月のように長い教員については産業医の面接を行ったり、なぜそこで長時間にならなくてはいけないかというようなことも校長みずからヒアリングをしたりということを行ってきています。また、保護者の理解、地域の理解ということも非常に必要ですので、教育特集号、広報しながら、教員の働き方改革についてもお示ししてご理解をいただくという努力を毎年行っているところでございます。

**○塚本委員** なかなか一足飛びに改革できるという話ではない、大きな根深い問題もあるかと思えます。とはいっても働き方改革ということは大事な1つのことだと思うので、今後とも取り組みをというところをお願いしたいと思います。

最後に、口腔ケア啓発事業助成というところで、学校保健会というところでの研究発表というところで、毎年、冊子などが刊行されていますけれども、そこに、姿勢とかむ力というところでの研究があって、しっかりした、きれいな姿勢をしていると、そしゃくの力の効率がよくなって、成長や、そしゃく効率など、そういうことに非常にいい影響がある。要するに歯がしっかりとかめるということが、大変に子どもの成長に大事だということをうたっております。衛生費のところでは、こんの委員から、歯列の矯正についてのお話もありましたけれども、やはり一生おつき合する永久歯に生えかわる小学生の時代に、しっかりと、一生つき合う歯の大事さを、より一層、強く生徒に伝えていただきたいと思うのですけれども、最後に一言だけご答弁をお願いします。

**○篠田学務課長** 各学校におきましては、今年度から全部の学校で歯磨き指導の歯磨きの部分を進めているところでございます。

**○たけうち委員長** 次に、大沢委員。

**○大沢委員** 359ページの英語の学習について伺いたいと思うのですけれども、2018年から英語が教科化されたということで、品川区はやはりトップランナーということで英語教育に力を入れていらっしゃるというのはわかりますけれども、この中で、本格的に2020年、来年度から、国も文部科学省で、全国に始まっていくわけですけれども、うちと杉並区、世田谷区ということで、そういう教育をしていたわけですけれども、23区、ほかの区も今度加わってくるとなると、英語の先生の人材についてどういうふうにお考えになるか。足りなくなるのか、それなりにやはり手当てをしていくのか。その辺の考え方を教えてください。

**○熊谷指導課長** 本区におきましては、JTEと呼ばれる英語専科指導員で学習指導を行っております。それにつきましては、本区で非常勤職員として採用しておりますので、他区市町村におきましては、担任が英語の授業を行っていくところもあるのですけれども、JTEのような仕組みをとって英語の授業を行うということは今のところ聞いておりませんので、特に不足するというところにはならないかと

思っております。

**○大沢委員** それも充実してもらいたいということで、これを伺ったのですけれども、英語教育ということで、インターネットを調べて、子どもたちのおもしろい迷解答・珍解答集というのがありました。例えば、例を2つ出しますと、お父さんが駅構内で裸のままお札を配っていた。それについて感想を書きなさい。お父さんは変な人。裸の意味を取り違えている。でも、見たとおりですから、表現のとおりということです。もう一個、右の反対語を書きなさい。それは今度、鏡写しの反対の文字を書く。このように、見たものをそのまま理解するのが小学校の子どもたちではなかろうかと思うのです。その中で伺いたいのは、この小学校から教科化された英語科、子どもたち、1年生から6年生まで、将来的に子どもたちにどのような影響を及ぼしていくのか。子どもたちをどのように変えていくのか。グローバル化ということが叫ばれて久しいですけれども、やはり品川区を巣立った子どもたちがどのように影響を及ぼされているか。心の面、あるいはスキルの面、どのように考えていますか。

**○熊谷指導課長** グローバル化の中で、英語を使える。英語を使ってさまざまな多くの人と友達になるということは重要なことだと思っております。ただし、そこでなのですけれども、やはり国語というのは全ての知的活動の基盤であると思っております。ですので、国語がかなめで、全ての教科において子どもたちの言葉を育てていく。思考力、判断力、表現力が育っていくということが重要だと思っておりますので、国語はまず基盤。ただし、本区の英語なのですけれども、日本の文化も大事にしております。例えば文部省唱歌の「桃太郎」を使って、それを英語で歌ってみる。そういったことも行っています。また、「浦島太郎」のお話も、全員の子どもたちが英語で話せるようになっていきます。ですので、やはり国際化社会の中で育っていくためには、伝統文化と国際理解の両方を重視することが重要ではないかと考えております。

**○大沢委員** まさに模範解答をお答えになったと思いますけれども、先ほどの2例に出した子どもの心の部分で、やはり英語と、今おっしゃった国語を基盤とする、全ての思考回路の基盤は、日本人でありますから日本語になってくるわけですけれども、やはり、より魅力的なもの、より新しいものに引かれるのが子どもの心ではないかと思うのです。そうすると、小学校の現場で、日本語と英語を始めた場合に、どちらかという日本語というのは地味なところがありますが、先ほどのイングリッシュ・キャンプとか、そういう部分の、英語の外国の方と接する、そしてまた外国の見聞きしたことのないものに初めて接するという、ドラスチックな文化が加わってくると、子どもたちはどうもそちらへ流れていくような気がしてならないのですけれども、その辺と日本語の兼ね合いというのでしょうか、授業の兼ね合い。どういうふうに行おうと考えていらっしゃいますか。

**○熊谷指導課長** ご指摘のとおり、新しいものに引かれる、未知のものに憧れるというのは、大人でもあると思います。ただ、本区の場合では、日本文化の魅力、和の魅力ということについても、茶道であったり柔道であったり、さまざまなところで伝えているということもあります。そして、何より国語というところで、国語の美しさ、そして国語を学ぶことで味わえる、例えば正義感ですとか勇気ですとか、そういったものについても、心を育てるという意味で、さまざまな教科の中でも取り入れております。ですので、両立ができないかという、そうではなく、国語をしっかり踏まえた上で、心も育てつつ、そしてまた新たな未知の世界への憧れといったものも持たせていくことが、本区ではできないかと感じております。

**○大沢委員** ぜひとも英語に力を入れていただく。日本語に力を入れていただく。これはもう当然のことですけれども、共倒れにならないよう、先生方は大変だと思っておりますけれども、そこを少しお話しし

たかったと思います。そして、今、グローバル化ということで課長からお話も出ましたけれども、グローバル人材はということかという定義は、もう皆さんご存じですから、あえて問うことはしませんけれども、このグローバル化、日本の世界に対しての位置関係は、どのように先生方は教えていらっしゃるのか。地球儀があったり、一番オーソドックスなのはメルカトル図法による世界の図と。それはどのように、世界から見た日本の位置や国土の位置はどのように教育されているのか教えてください。

**○大関教育総合支援センター長** 世界地図がどの学校にもございますので、やはり、まずは自分の国がどこにあるのかというのは、自分の国を中心に、日本人として日本の文化をどのように伝えますかというような内容なども取り上げながら、真ん中に日本がある地図を使い、ではここにはこういう国があって、日本との関係は、例えばこういうものを貿易している、輸入している、輸出しているというのは社会科で学んだり、さまざまな教科の場面で指導は行っております。その場合に、まずは日本を中心に置いてある地図から導入しております。

**○大沢委員** 今、日本が真ん中にある地図ということでおっしゃいましたけれど、この間、私は興味がありまして、メルカトルの本を逆さにしました。要は、南を上にして北を下にしたわけで、そうすると、ますます見方が変わってきてまして、日本海は湖のように見えたりするわけですが、その辺の逆転の発想によって、子どもたちに対する日本の位置関係。今、国際問題、東アジアはいろいろな部分の情勢が難しいところがありますけれども、そこを教えろということではなくて、日本を逆に回した、また違った観点から日本の位置を教えることも必要だと思うのですけれども、逆さ地図については、教科の先生方の裁量によるとは思うのですけれども、そのあたりは資料として使われておりますか。

**○熊谷指導課長** 例えば本区におきましては、オークランドに派遣等行っていますので、ほかの国から日本がどのように見えるのかといったことを知ることも、グローバル化の中、世界の中で生きる日本人として必要なのではないかと思います。発達段階によるかと思えますけれども、さまざまな視点から、世界の中から見た日本という位置、それから世界の中から見た日本人ということを学ばせていくことも、とても重要ではないかと考えております。

**○大沢委員** 終わります。

**○たけうち委員長** 次に、飯沼委員。

**○飯沼委員** 357ページ、市民科・各教科充実経費、性教育のこと。あと351ページの新学事制度周知経費、学校選択制のことをお伺いします。よろしく申し上げます。

まず性教育のところですが、子どもたちは今、アダルトサイトなどで、偏った性情報を簡単に入手できる環境にあります。望まぬ妊娠やデートDV、感染症など、危惧されているところですが、家庭でも学校でも性教育はどうあるべきなのか、今、問われていると思います。新聞報道されましたけれども、昨年3月、足立区立中学校3年生を対象として行われた、総合的な学習の時間の性の学習について、自民党の都議会議員が3月16日の都議会の文教委員会で、不適切と批判の質問をいたしました。都教育委員会は、当該の管理職を呼び、全教員を指導し、また区内公立中学校で性に関する指導が適切に実施されるよう指導すると答弁いたしました。共産党の区議団が調査したところによると、同校で行われた性教育の授業は、区教育委員会と相談し、大学教員と連携しながらつくられ、地域の子どもの状況と発達段階を踏まえたものであり、授業は以前から公開で実施され、保護者や地域から評価されて、全く問題のないものであったと、都議団の報告はあります。そして、都議団は都教育委員会に対して、学校現場の裁量を狭めたり萎縮させたりするような見解を示したり指導はしないように要請を行ったのですけれども、ここからが質問なのですが、初めに、品川区で行われています性教育の内容を、

ざっくりと教えていただきたいのが1点。2点目は、足立区立中学校の授業の後、都教育委員会から何らかの指導がありましたでしょうか。この点も教えてください。

**○大関教育総合支援センター長** 性教育に関するお尋ねでございます。本区におきましても、学習指導要領に基づきまして、4年生では「育ちゆく体とわたし」として体の変化について学び、そして6年生では病気の予防について学ぶ。7年生になりますと、もう少し具体的に生殖機能の成熟について、性とどう向き合うかなども出てまいります。ホルモンとの関係などもこの段階で学び始めます。そして、9年生では性感染症とその予防というところまでしっかりと学ぶのが、学習指導要領で定められているところでございます。そちらの内容を、それぞれの発達段階に応じて行っております。後半のご質問の、他の自治体での状況につきましては、その後、何か指導を受けたということはございませんが、これは従前と変わりなく、現段階は指導の手引というものに基づいて本区は考えておりますので、まずは発達段階を踏まえ、そして教職員全員の共通理解がしっかりとできていること。そして、保護者の理解がきちんと承諾が得られている。ここの部分を確実に守っていく必要があろうかと思えます。

**○飯沼委員** 足立区立中学校の性教育を取り上げた都議会の後、都の教育委員会にやはり変化が起こっています。特に、指導要領を超えた性教育を、中学生にモデル授業として始めています。今年2月4日、東京新聞で報道されましたけれども、かなり具体的に書かれていたので紹介したいと思います。

中学生にどこまで性教育をするべきか。東京都教育委員会は、昨年の秋から学習指導要領の内容を超えた性教育のあり方を検討するため、産婦人科医を講師にモデル授業を始めましたということで、1月下旬、八王子市にある都立南多摩中等教育学校のホールに、159人の3年生全員が集まった。講師は、渋谷区の宮益坂メリーレディースクリニック院長の長岡美樹さん。「今、話しておきたい大切なこと」と題して30分間の講演した。講師は、「今生きている意味の『生』と、未来につながる『性』の違いを考えてほしい」。人間は子孫を残すために、女性の胎内で受精する仕組みを進化させてきたことや、中絶できる時期が限られていることを紹介しました。また、避妊方法や性感染症についても触れ、また現在、患者が増加している梅毒や、より身近なクラミジア、淋病による感染症についても説明。クラミジアや淋病は、特別な人だからではなく、その辺の大学生にでも起こっていることなのだという話。それで、性感染症を防ぐ手段としては、今のところ、コンドームしか有用な手段がないと説明し、男の子はコンドームをつけることがマナーだと思ってください。女の子は、日本の女性はいまだに断りにくいと思う人がいるかもしれないけれども、使わない人にはノーとはっきり言ってください。自分も相手も大事にしてほしいと伝えています。そして、学習指導要領では、思春期の子どもたち、排卵や受精の意味を教える一方で、妊娠の経過は取り扱わないとして、性行為や避妊は教えない。モデル授業には、この要領を超えた内容が含まれていて、都教育委員会は各家庭に、参加が任意であることを伝えただけでも、全員が出席したということです。講演後、長岡医師は取材に、性について熱心に教える家庭もあるけれども、触れない家庭もあると。学校にいる間に正しい知識を持ってほしい。こう述べています。都教育委員会のモデル授業について、区教育委員会はどのように受けとめていらっしゃるのでしょうか。ぜひ品川区でも、このようなモデル授業を実施していただきたいのですが、いかがでしょうか。

**○大関教育総合支援センター長** まず、都教育委員会がモデル実施した内容を含めまして、新たな指導の手引として、今後、都より情報提供されるのを現在待っている状況にございますが、学校の立場からいたしますと、ある一定程度の手引としてしっかりと、保護者の理解もどのような形でとって、どういうふうにモデル実施してこのような成果があった。それで、課題は例えばこういった部分に気をつけましようといった部分もきっと示されることであろうから、そういったものが出ると、学校も検討する

ために非常に重要な情報だと考えますので、都からの手引が来ましたら、学校とも情報共有して検討してまいりたいと思います。

**○飯沼委員** 手引がもうじき出るということなので、ぜひ参考にしながらですけれども、既に進んでいる自治体がたくさんあります。都教育委員会は昨年8月に、公立中学校長を対象に、性教育の調査を実施しました。生徒が正しい性知識を身につけているかどうかに対しては、「そう思わない」、「あまりそう思わない」が47%おられました。学習指導要領にない内容の指導も、46%が必要性を認めている。こういった中身ですので、ぜひ前に進めていただきたいと思います。都教育委員会では、昨年11月からモデル授業を始め、2018年5校、そして2019年度は10校を予定しているということで、中学校向け「性教育の手引」ももうじき出る。学習指導要領の範囲を超えた発展的な内容を盛り込む予定だと書かれておりますので、ぜひ品川区でもモデル授業のような中身でやってほしい。子どもたちにも保護者の皆さんにもとても好意的に受けとめられているといった中身です。国際的には、性の教育、そして性の学習を保障することを性の権利として、重要な一部になっています。グローバル化の中で、日本の性教育はまだまだおくと受けとめています。性は誰もが向き合うことなので、自分も他者も大事に思いやる性教育の充実こそ、生きる力をつけていく大事な機会であると思っています。ぜひモデル授業を参考にして、医師や専門家、そして保護者の力を集めて、創意工夫して授業を行ってほしいと思いますが、改めて伺います。

**○大関教育総合支援センター長** 新たな学習指導要領におきましても、家族計画や人工妊娠中絶の部分、高等学校の段階において学ぶ内容という部分は、従来どおり変わりません。中学生段階において学ぶべき部分を超えて行う場合には、先ほども申し上げたとおり、繰り返しになりますが、発達段階を踏まえること、教職員全体の共通理解があること、そして保護者の承諾があるということをしつかりと踏まえた上で、プラスアルファの内容がどれだけ実現できるか。する場合には、産婦人科医など専門の医師の協力なども得るというような形が、今度の手引の中で1つの例として示されるというふうに、区としても内容を待っているところでございます。

**○飯沼委員** 待っておられるということなので、ぜひ新しい手引に沿って、積極的に進めていただきたいと思います。厚生労働省2017年の調査では、人工妊娠中絶、15歳以下、全国で736人いたという統計が出ていました。15歳以下でも、高校にならなくても、やはり子どもの発達に合わせて正しい知識を伝えていくこと。そして、個々で大事な部分もありますが、学校という集団の場、家庭や専門家の力を得て、ぜひ前に進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、続いて学事制度審議会のことですが、2月26日の文教委員会の中で、学事制度見直しの案の説明がありました。問題点がたくさんあります。1つは、平成29年に行われたパブリックコメントが全く活かされていない。改善がなく、私たちは改悪と思っています。100件のコメント中、35件が学事制度の中身でしたが、賛成はたった3件です。あとはみんな、反対や疑問が圧倒的に出されていた。しかしこれが全く反映されていません。そして、見直しの内容も、学区域の一部見直し、学校選択制の一部見直し。あわせて、特例措置と、抽選の場合の兄弟姉妹枠など、いっぱい特例の中身が出ていて、運用面に細かいルール of 新たな書き加えがいっぱいあって、とにかく複雑です。後でぜひ、文教委員会2月26日の資料を見てください。少し見ただけではわかりません。じっくり見ていただきたいと思いますが、改悪であると言わざるを得ない中身です。そういったところで、どこの学校を選ぶのか、子ども、保護者も悩み、教員や区教育委員会も多大な負担を課せられる。こういった中身としまして、ぜひ、新しい学校選択制のどこが子どもたちのためになっているのか伺います。そして、子どもにも保護

者にも教員にも地域にも負担をかけ、教育は成果が見込まれない。こういった中身の学校選択制はやめるべきと考えていますが、いかがでしょうか。

**○若生学校制度担当課長** まず、学事制度審議会の中で実施されましたパブリックコメントの内容に関してです。学校選択制に関しては、委員ご指摘のとおり、学校選択制に対して一部、見直すべきというようなご意見があったことも認識してございます。こういった意見も踏まえまして、学事制度審議会にフィードバックしまして、その場の議論を重ねた上で、3月に答申がなされたものでございます。

それから、先日お示した学事制度見直し案が複雑で、それについて今後、改悪になっていくのではないかなというようなご指摘に対してですけれども、確かに、経過措置を手厚く、兄弟姉妹枠ですとか、そういった形で、なるべく制度変更の影響を緩和していく。そういったことがやはり今回の大きな制度改正については必要だという認識のもと、こういった丁寧な経過措置をとったものでございます。若干、複雑化している部分については、今後丁寧に区民の皆様にご説明していくつもりでございますので、今後ともそういったことで取り組んでまいります。

**○飯沼委員** 地域とともに育つことの妨げになる。また、災害時や交通事故の対策などの改善も全くなされていない中で、全く学校選択制はやめるべきであると思います。強く求めます。

**○たけうち委員長** 次に、高橋しんじ委員。

**○高橋（し）委員** 357ページ、特色ある教育活動経費、もしかしたら361ページの学校地域連携推進経費のほうかもしれません。それから359ページ、保幼小連携推進経費、グローバル人材育成塾等、それから373ページ、学校改築推進経費について、時間があればほかにもお願いします。

まず357ページ、項目が新しいかどうかあれですが、クラウドファンディングのことをお尋ねします。学校ファンドが全国に広がっていて、文部科学省も2016年に、学校ファンドに関する調査研究報告書を出しています。その中に、学校ファンド設立の手引も掲載されています。そこで、学校ファンドを立ち上げるためにはどのようにしたらよいのでしょうか。全国の先行事例には公立の小・中・高の取り組みが多数含まれています。アドバイスをお願いしたいと思います。ポイントを幾つか挙げてください。あくまで、設立するためにどうしたらいいかという視点でお願いします。

そして、次は保幼小連携推進経費ですけれども、特別支援教育ですが、保幼小の連携で、就学前教育の期間における特別支援教育の重要性について、受け入れる側の学校としてどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

それからグローバル人材育成塾は、5校から全校展開です。全校展開になったのに予算が減っている理由について、私の見方が悪いのかもしれませんが、その点をお願いします。そこで、5校の中で学んだ生徒に少しお話を伺う機会が何校かありました。役に立ったという方もいますが、残念ながら自分にはなかなか合わなかったというような課題もたくさんあったと思います。そういうのを踏まえて、どのような形で全校展開でそれをカバーしていくのでしょうか。それから学校改築については、前々からいろいろな委員の方も話しされていますが、一般開放、学校施設開放との関連で、使用できない期間をできるだけ短くしていただきたい。安全性を担保しながらということで、地域の利用の方々の要望がありました。その点はいかがでしょう。そして、来年度は山中小学校が人工芝ですが、地域の少年少女スポーツ団体やPTAの方々が校庭を使います。そちらとの打ち合わせというか、事前の調整などはどのようにしていくのでしょうか。利用者の方からのお声です。以上、よろしくお願いします。

**○大関教育総合支援センター長** 私からは、就学前の特別支援教育の重要性についてです。教育委員会といたしましても、区立の学校に入学してくる前の段階から、お子さんの実態がどのような状況にあ

るというふうに保護者が実態を把握されているのか。そして、お子さんの周りにどのような支援者の方がいて、どのような配慮があると、お子さんが入学後、学校生活をスムーズに送れるのかという部分は、とても大切な情報であると認識しており、就学前期間、さまざまなところに就学相談の案内をするとともに、必要に応じて就学前の段階から教育相談を受けているところでございます。

**○熊谷指導課長** グローバル人材育成塾について、全校展開するのに予算額が減った理由でございますけれども、グローバル人材育成塾等の「等」の部分なのでございますけれども、昨年度までGTECという4技能テスト費を計上しておりました。それで、平成31年度の全国学力・学習状況調査では、9年生の調査に初めて英語が加わりまして、聞くこと、読むこと、書くことの調査に加えて、パソコンやタブレットにより、話すことの調査が実施されます。この調査によって4技能がはかれますので、重複することを避けまして、今年度、実施しないこととしましたので、減額しております。なお、全校で実施となりましても、グローバル人材育成塾のコースは50コースと変わらないため、実際のところの予算は増額にはなっていないところでございます。課題なのでございますけれども、これまでは区内5校を会場としておりましたので、例えば学校行事ですとか委員会ですとか部活動とレッスンが合わなくてなかなか通えない。参加したいけれど参加できない。途中、退塾せざるを得ないというようなこともございました。来年度から全校展開になりますので、行事や部活動の予定に合わせて講座を設定できるので、そういう意味では学習意欲が保てるのではないかと考えております。

**○有馬庶務課長** 学校改築もしくは校庭の改修に伴う利用者への影響ということでございますけれども、基本的には影響をなるべく少なくしていこうというのは児童にとっても同じことでございます。一般利用者の調整につきましては、スポーツ推進課に情報提供していくとともに、町会長会議にも情報を提供しているところでございます。

**○熊谷指導課長** クラウドファンディングについてでございますけれども、現段階では学校で現金を扱うということを認めておりませんので、そういった部分で、もしこういったものを設立するためにはさまざまな環境整備が必要だと思っております。ですので、これについてはまた研究してまいりたいと思っております。

**○有馬庶務課長** 山中小学校については人工芝生化を行っていく予定でございます。これは、基本的には夏休みを中心に行っていくというようなことで計画しているところでございます。地域との調整は、先ほども申し上げましたけれども、学校改築と同じように、スポーツ推進課にも情報を提供して、これについては町会長会議にも諮ってまいるということでございます。

**○高橋（し）委員** 改築と山中小学校の人工芝、ありがとうございました。ぜひ、よろしく調整をお願いします。

それから、グローバル人材育成塾のほうはわかりましたが、児童たちのレベルと授業内容がマッチしなかったというようなお声もあったので、そちらに留意して全校展開をお願いいたします。

そして、特別支援ですけれども、民生費で私が質問させていただきました保育園における年長児に対する巡回相談が縮小したということですが、こういった状況を受け入れる側の小学校として、つまり教育委員会として、どのようにお考えになるか。先ほど重要性が非常にあるということをお話しされたので。また、その重要性については、例えば、以前にほかの款でありましたが、療育支援ネットワーク庁内連携会議が庁内である。そこで情報交換をしっかりとされているということですが、そういった場面で、幼稚園や保育園の所管にどのように伝えたり、そういった機会を捉えながら伝えているのかをお伺いします。

それから学校ファンドですけれども、現金を扱うのは学校ではなかなか、いろいろなルールから難しいというのは承知しました。さまざまな環境整備が必要。その「さまざまな」というところを幾つか具体的にお教えいただくと、おそらく今後、品川区の小学校・中学校の学校の中、あるいはそうではない周辺の関係する方々から、学校ファンドについてさまざまなポイント、ご要望や、どうしたらいいのだろうというアドバイスを求めてくる機会があると思います。その機会に十分、学校で、もちろん中心になってということではないですけれども、側面からいろいろ相談にのる機会もあると思いますが、その点についてお伺いします。

**○大関教育総合支援センター長** 就学前の期間における、特別な配慮が必要なお子さんへの対応の内容でございますが、まず、さまざまな機会を通じてお子さんの状況を理解して、保護者にもお伝えする機会というものは、重要だと考えておりますので、今後とも療育支援ネットワークなどを通じて、そのような学校側の立場はお伝えして、情報をなるべく共有していきたいと思っております。既に教育相談室では、外出相談あるいは電話相談などで、具体的に知能発達について、あるいは性格・行動などについての直接のご相談を受けておりますので、受けたケースにつきましては、就学前の療育施設などにも情報共有したりご紹介したりしているところでございます。

**○熊谷指導課長** クラウドファンディング設立となりますと、学校にお金を集める。そうすると、区の歳入という形になります。ですので、しっかりとした計画が必要になるということと、何のために広く都民からお金を集めなければいけないのかということで、ルネサンス予算でも計上していただければ、必要に応じて配付しておりますので、予算で配付できない理由、なぜ予算を使わないのかといった、しっかりとした理由が必要になってくるのではないかと思います。

**○高橋（し）委員** 特別支援のほうは、療育支援ネットワークと、保幼小の連携をぜひお願いします。学校ファンディングについては、新しい時代の新しい手法ですので、学校としてアドバイスをお願いしたいと思います。

**○たけうち委員長** 会議の運営上、暫時休憩いたします。

○午後3時14分休憩

○午後3時30分再開

**○たけうち委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑を続けます。ご発言願います。伊藤委員。

**○伊藤委員** 私は、367ページの学校ICT活用経費、それから355ページ、いじめ防止対策費、それから350ページの教育総務費に関連して質問します。

まず学校ICTですけれども、午前中の芹澤委員の質問の中で、タブレット端末の推進校が10校、それから2,300台が今、導入されていることを聞きました。1点確認したいのは、タブレット端末の種類は何なのかをお聞かせください。お願いいたします。

**○篠田学務課長** 推進校に配付していますタブレットについてはWindowsタブレットを配付しているものでございます。

**○伊藤委員** ということは、パワーポイントを活用してプレゼンテーションする。ビジネスでは当たり前のことなのだけれども、それができているのかということが1点と、それからそれを使って、例えばプロジェクターを通して生徒や児童の発表の場をつくっていくとか、当然やっていると思うのだけれども、その点に関してどうかということもお願いいたします。

○篠田学務課長　タブレット端末にはパワーポイントが入っております。なかなか子どもたちの機械ですので、子どもたちがどこまで使いこなせるかというのはあるのですが、活用することができるような環境は整えております。

それからプロジェクターですけれども、各教室、普通教室には全て、今、プロジェクター等を設置しておりますので、直接つながっているのは教員の端末なのですが、そちらにデータを流した上で映し出すといったことは可能でございます。

○伊藤委員　この場で何回も請求しておりますけれども、子どもたちがこれから生きていく社会で間違いなく使うわけなのです。パワーポイントなり何らかの形で使って、自分の意見を提案していくとか、それから、今の議会でもそうだけれども、資料提出ということをやると、だから、せっかくタブレット端末があるわけだから、それを十分活用していただきたいと思います。これはいろいろ活用できると思います。宿題をやってきてもらうとか、それから夏休みの自由研究の発表会とか、いろいろ活用できると思うので、その対応をよろしくお願いいたします。

それから、いじめ防止対策でありますけれども、これは今朝、報道がありました。調布市で18歳の女子高校生が自殺したということ。亡くなった生徒が約300のメモを残していたということ。それは、だんだんと追い詰められていく状況が、テレビの報道ではありました。当該女子生徒は学校にも相談していたらしいのですが、結果としてそうってしまったということ。それを聞いて私は、過去に区内学校で起こった案件の報告書とほとんど同じだということを思いました。その報告書でも、いじめを、そのときの担任に相談し、現場教師は理解はしたけれども、問題の深刻さを正確に捉えなかったということ。この問題に対する意識の低さがあったということ。そのときの指導の曖昧さがあったということ。それから、学校全体での情報共有がされなかったということが、私が文教委員だったときにあった報告でありました。調布市の例も似ている感じがするところがあるわけでありまして。なので、改めて、いじめのそれぞれの段階で適切な支援・対応が必要となりますが、品川区の体制をまずお聞かせください。お願いいたします。

○大関教育総合支援センター長　各学校では、訴えがお子さんあるいは保護者の方からあった場合には、まず校内委員会を立ち上げて、しっかりと事実確認をしていきます。また同時に、もういじめの疑いがある段階から教育委員会に報告を毎月求めておりますので、そこでHEARTSも介入してまいります。必要な、場合によっては警察出身のHEARTSのメンバーや、あるいはカウンセラーが直接学校に出向いて行って、お子さん自身への対応あるいは監督支援の対応について学校にアドバイスもしながら。要するに、担任が1人だけで抱え込んで時間だけが過ぎてしまう、あるいは学校だけでどうすればいいか困ってしまうという状況は防ぐということを、これまで充実させてまいりました。また、品川区といたしまして、いじめ対策委員会を区教育委員会に設け、その辺の実態の状況等を学期ごとにまとめたもの等を報告し、参加している委員の方から必要なアドバイスをいただくなどして、役立てているところでございます。

○伊藤委員　あえて確認したのは、調布市の例もそうだけれど、大概、マスコミ報道で言われていることには、いろいろな共通する問題があるわけです。現場教師が理解しなかったとか、それから学校が問題を深く捉えていなかったとか、それから当該児童・生徒が苦しんでいたとか。そういうことが繰り返されることがあるわけです。品川区ではもう二度と起こしてはならないことも決意されているわけだから、そういう体制の構築はわかるのだけれども、心に響く教育と言ったらいいのか。これも午前中、横山委員から指摘がありましたけれども、赤ちゃんふれあい事業。これは、私も現場を見て、非常にい

いと思っています。お母さんのすごさがわかったということであるとか、それから自分もこうして大切に育てられたのだということ。要するに、生徒の心に響く教育・指導をしていかないと、この問題はいろいろな体制をつくって、仕組みをつくって、いじめ根絶ということを努力することは正しいことなのだけれども、残念ながら根絶することができないいじめがあります。だから、心に響く教育と言ったらいいのか、そういうことも1つ、赤ちゃんふれあい事業にはあると思うのだけれども、その見解と、それから場合によっては、各家庭での教育、必要な場合は指導があると思うのだけれども、個々の人格の肯定が必要なわけです。だから、そういう教育を実は根本から展開していかないと、この問題は解決しないと思うのだけれども、幾つか質問しましたけれども、改めてご答弁をお願いいたします。

**○大関教育総合支援センター長** 委員よりご指摘いただいたように、やはり日ごろの教育的な指導で、子どもに何をどう伝えるか。具体的に命の大切さを感じるさまざまな取り組みは、赤ちゃんふれあい事業以外に、例えば動物を育てながらの学習場面、動物飼育などのモデルを実施したり、あるいは獣医が来て、ウサギの心臓に聴診器を当てて、低学年の子どもたちがウサギの鼓動を聞くことによって、生きているというものを実感していく。そのような授業をやっている学校もございます。そういった部分をやると同時に、教室の中で終わらせてしまうだけでなく、そこから学び取ったこと、あるいは感じたことを、ぜひ子どもには、「家で家族とも話し合ってね」というふうに呼びかけるようにする。あるいは学校だよりで家庭にも投げかける。そういった、学校と家庭で連携して子どもを育てていくことが重要だと考えております。

**○伊藤委員** おそらく、全国の市区町村をはじめとするところで、同じようなことが展開されると思うのです。それはそれで、やっていることは正しいと思います。だけれども、時々こういう事件が具体的にあるわけです。だから、非常にこの問題は根が深いですよね。外的にいろいろな状況を整えたところで、なくなるわけでもないし。心の教育と簡単に言うけれども、それもどこまで展開していったらいいのか、私もわからない。だけれども、確かなことは、義務教育の中で品川区の子どもたちにしっかりとその命の教育を展開していくこと。その必要ははっきりとあると思うのだけれども、なかなか答えにくい質問で申しわけないのだけれども、でも、これは、いじめを根絶することからすれば必要なことなので、児童・生徒一人ひとりの心に響く指導をどういうふうに具体化していくかということ、ここでお聞かせください。

**○大関教育総合支援センター長** やはり、全国の子どもたちが命の大切さが学んでいる状況の中で、さらに品川区の子どもたちは風化させてはいけません。悲しい出来事を繰り返してはいけないということで、教員も異動しますが、新たに品川区に来た教員も忘れてはいけませんし、しっかりと意識していくということで、品川教育の日を年3回、いじめ防止・撲滅に向けた教員研修を全校で行っています。さらには、子どもたちは、毎月第1・第3の土曜日が基本となりますが、土曜授業の日はいじめ根絶バッジを身につけて、品川区で起きたことということを、人ごとではなくて、自分たちにもいつ起きるかわからない。自分たちでやはり気づいて、「やめようよ」と言えるような、いじめ撲滅・根絶に向けた取り組みというものを子ども自身が考えていける取り組みを、これからも大切にしていきたいと思います。

**○伊藤委員** なかなかゴールが見えにくいところではあるのだけれども、子どもたちに対してそういう大切な命の教育というのは、どんなときでも必要だと思うので、十分、展開していただきたいと思いますよう、お願いしておきます。

それから、教育指導費に関連してなのですが、私ども自民党の提案によって、教師の家庭訪問が復活しました。多忙な状況、おそらく現場の教師は大変お忙しい中ではあると思うのだけれども、こ

ういうことをしてくださって感謝するところもあるわけでありますが、あるベテランの歯科医師の方から話を聞いたことがありまして、その方は口の中の状況を見るだけで、その方の育ってきた背景や生活環境等も、ある程度わかると聞きました。そうすると、現場の教師も、日々の学校生活や部活動等で、直接、間接的に児童・生徒の状況を把握していると思いますが、一人ひとりの児童・生徒の生い立ちや生活環境等までは把握しにくいところはあると思う。家庭訪問と私たちが言ったのは、それを具体的に、ある程度、家庭の状況まで把握していく必要があるということで指摘させていただきます。最近は、ご承知のように、いじめ、虐待等、さまざまな問題があります。改めて、品川区が行っている家庭訪問等から、虐待やいじめを発見した事例はあるのかということをお聞かせください。

それから、家庭訪問をする際、当該児童・生徒と家庭の日程調整をどのようにするかということ。それから、大切なところは、全ての児童・生徒の家庭を訪問しているのかどうかということについてもあわせてお聞かせください。

**○大関教育総合支援センター長** ご提案いただいた以降も、家庭訪問は区立学校では継続して行っております。主には4月、5月、遅くとも6月ぐらいまでには多くの学校がやっていて、一部、夏休み期間中に、学校によってはずれ込むこともあります。やはり家庭訪問をすることによって、新たに学校だけでは見えなかった本人の困り感の背景というものがつかめていきます。これは担任の家庭訪問だけではなくて、やはりHEARTSのメンバーが家庭訪問するケースからもさまざま発見する中で、基本的には全員行う。どうしてもご家庭の都合で、家の前までしか様子が見られないというケースもあるかと思いますが、そういった場合には、逆に担任ではなくて必要な支援の、必要なケースであればHEARTSが別の日に家庭訪問するなどしてフォローしているところでございます。そういった中で、やはり本人ではなくて、ご兄弟が少し、本来であればスクールバスに乗って行く学校へなかなか行けていないような状況だというようなケースを、家庭訪問した担任が発見して、関係機関と情報共有をして支援に当たらせていただいたケースなども過去にはございました。家庭訪問によって、直接、今年度、何件、虐待発見ですという状況ではございませんが、さまざまな背景というものがやはり見えますので、今後も教員負担がゼロとは言いませんが、家庭訪問は大切な把握の機会と捉えています。

**○伊藤委員** 今、相当、マスコミの注目を集めている虐待の発生はほとんど家庭です。だから、ここに現場の教師が行くということ、それから第三者が入ることが非常に大切だと私たちは思ったからこそ、自民党として言い続けてきたわけでありますから、今の指摘を踏まえて、それから家庭での状況と学校の様子をしっかりと見た上で、子どもたちを健全に指導していただきたいと思いますように、お願いします。

**○たけうち委員長** 次に、若林委員。

**○若林委員** 教育費、まず全体的に、今回、245億円が予算計上されて、前年度比22.6%の増ということで、大変に大きな教育費全体の事業かと思っております。ただ、残念なことに、冒頭の区長の施政方針、また2月でしたか、プレス発表等を見させていただきましたけれども、区民に対してといいますか、来年度4月からの1年間で、この教育費、教育委員会がどのような方向を向いて、どのような重点を置いて仕事をしていくのか、予算を執行していくのかというメッセージが少し足りなかったのかと、そこは少し残念でした。当然、22.6%増といっても、金額の多いものが多い事業ということではありませんし、少ない予算かもしれないけれども、このサービスは実は、今、品川区教育の大きな課題に立ち向かう、非常に大事な事業なのだというようなメッセージもあると思います。まず冒頭、その辺、メッセージといいますか、前年度比、大幅に増額された教育費全体について、教育委員会のメッセージをお聞きしたいと思います。

○有馬庶務課長 教育費でございます。全体の金額が大きく伸びている原因は、主に言えば改築経費ということになります。ただ、個別の事業を見ますと、細かな事業を全て見直ししております。細かいところで見直しをしております、例えばセンターでも、人的配慮をしながら子どもの面倒を見ていくという部分ですとか、図書館などでも、細かいですけども、サービス向上のための継続経費ですとか、いろいろなところで見直しをした結果ということでございます。大きなものは今年はありませんでしたけれども、品川教育ルネサンスの土台づくりの3年分ということで、今まである事業をしっかりと平成31年度は行って、次の承継に向けてしっかり行っていくという予算で編成したと考えております。

○若林委員 そこでございますか、349ページの教育委員会の視察旅費があります。これについては、今年度の視察先のテーマ、それからどのような成果があったか。それから新年度の、今度また視察に行かれる旅費がついておりますけれども、このテーマについても教えていただきたいと思っております。

それから、361ページの特別支援教育について、知能発達検査業務委託という予算が来年度も組まれております。これは、WISC検査業務委託230件分ということで、この230件の意味を教えてくださいたいと思っております。

それから、この検査をする、分析をする、それからそれをどのように活用していくのか。この流れを具体的にご説明いただきたいと思っております。

最後に349ページの就学事務に当たって、学校選択制です。今年4月に向けての希望、選択、抽選結果が出て、来月入学式なので、そろそろ確定している状況かと思っております。特に、私が聞きたいのは、兄弟姉妹枠について、4月の確定状況を教えてくださいたいと思っております。教育委員会の資料によりますと、1次で63名の方が兄弟姉妹枠で待機になっていたという資料がありますので、その辺の確定状況。それから、兄弟姉妹枠の中で、やむなく当該学区に引越しをした人、世帯というのですか、その数がわかれば教えてください。また、兄弟姉妹がそれぞればらばらに違う学校に通うという家庭が、少なからずあるという実態ですけども、これのよい点や、あえて望ましくない点について、学校から見たもの、それから家庭から見た視点で、よい点、望ましくない点をお聞きしたいと思っております。

○有馬庶務課長 まず品川区教育委員の視察でございます。今年度につきましては、岩手県の大槌町と、同じく岩手県の宮古市も視察してまいりました。大槌町は、まず義務教育学校で、今年度、義務教育のサミットが行われるというようなことがございました。それで、サミットに合わせて行けないという事情がありましたので、その準備状況の視察というようなことを踏まえて行ってまいりました。大槌町には義務教育学園が1つあるということで、その学校の様子なども視察してまいりました。あわせて宮古市につきましては、震災の後の復興をどのように行ってきて、子どもたちへの教育の取り組み、心の傷を負った子どもたちに対してどういうふうに寄り添ってきたのかということも含めた視察ということで行ってまいりました。

○大関教育総合支援センター長 特別支援教育に関して、知能発達検査などの内容の状況でございます。230件分を予算計上させていただいておりますが、昨今、特別支援教育の必要なお子さんの数が非常に増えているという実態がございます。特に大幅に増加したのが、特別支援教室を全校展開したことによって、従来は発達検査を受ける必要のなかったお子さんたちが、今回、特別支援教室を受けるに当たって、発達検査を受けた上で、「知的なおくれはない。発達の偏りだけであり、特別支援教室の利用が適正である」という判断をする必要がございます。ちなみに、今年度、特別支援教室の対象者は、小学校で417名、中学校段階で94名おりますので、区のカウンセラーだけではどうしても数的な限界がございまして、民間の知能検査を専門としているカウンセラーを活用させていただいて、保護者に

対してもフィードバックをさせていただき、その内容につきましては、その後の学習活動に活かさせていただいているところでございます。

**○篠田学務課長** 就学の兄弟姉妹枠の関係でお答えさせていただきます。まず今年度、4月入学に向けて、ご兄弟姉妹の枠で入学が結局かなわなかった方、今年は22名いらっしゃいました。これは、小学校と義務教育学校前期課程のみでございます。中学校のほうには兄弟姉妹枠で入れなかった方はいらっしゃいません。それで、このためにお引越しをされた方ということでございますけれども、抽選で漏れて、さらに指定校変更等の申請をされた上で無理だったといった方につきましては、正確な数字はまだ集計していないのですけれども、聞いている範囲では数名の方がお引越しをされているような状況があるとは聞いております。

それから、ばらばらで、よかった点、悪かった点ということなのですが、ご兄弟姉妹が分かれたことによって、それぞれのご兄弟姉妹の独立心がつくですとか、あるいは学校それぞれの特色を感じていただくことができるということはあるかと思っておりますけれども、一方で、やはりご兄弟姉妹同士の関係で、一緒に行けないということへの思いですとか、あるいは保護者の方が学校行事等の負担がどうしても別々にかかるといった点で、デメリットはあるかと感じております。

**○若林委員** 来年度の教育委員会視察のテーマについては、またあれば教えていただきたいのですが、もう時間がないので結構です。

兄弟姉妹枠のほうは、2020年度から、新しい学区、選択制の変更を伴っているというところで、ぜひこういうタイミングもしっかり活用して、今のメリット、デメリット、よい点、望ましくない点をお聞きしましたけれども、やはりどう考えても、デメリット、望ましくない点が大き過ぎる。私も、63名のうち、具体的にわずかお二人ですけれども、やはり大変な思いで現実に引越すという選択をされたご家庭も知っております。こういうタイミングで、ぜひしっかり知恵をまた出し合って、兄弟姉妹枠の問題をしっかり検討していただきたいと強く要望して終わります。

**○たけうち委員長** 次に、安藤委員。

**○安藤委員** 355ページ、教職員支援経費、教員の超多忙化解消について伺います。

教職員の長時間労働の是正は、労働条件の改善として緊急であり、子どもの教育条件として極めて大切な国民的課題です。共産党は昨年11月、提言「教職員を増やし、異常な長時間労働の是正を一学校をよりよい教育の場に一」を発表しました。公立学校の教員は、いわゆる給特法、法律で、例外的に残業代ゼロとされてきました。公立学校の教職員に残業代を支給しない。教職調整額、給与4%を上乗せを一律に支給するなどが主な内容です。そのことで、どの先生が何時間残業したのか全くわからない状態が続き、長時間労働が野放しになりました。実際に先生方がどれぐらい長時間労働を強いられているのか、教育環境を整備する責任を持つ区教育委員会として、その把握は対策の大前提ですが、私の代表質問のフォロー質疑に、土日祝日を含めた在校時間の把握をというフォロー質疑で、区はタイムカードについて、「あくまで勤務や出張を命令された時間に対する勤務状況を管理することを目的に設定されたもので、単に学校に滞在した時間を把握することはもともと想定していないので、勤務を命じられていない土曜・日曜等に打刻すると、システムの仕様上、エラーが表示される。学校に来て、本当に勤務をしに来る場合もあるが、ただ学校に来て本を読んだりというような、自発的な研修等を行っている場合もあるので、一律、これが用務でこれが勤務ではないというのがわかりづらい部分もある」などと答弁。子どもによりよい授業や指導を行うために学校に来て、その準備をします。これが勤務でなくて一体何なのでしょうかと思います。実際に休日出勤、仕事をしているのに、それはないものとされ、そ

れを除いた時間が勤務時間の実態とされ、その前提のもとに対策がとられるのでは、その改善の必要性も程度も全く現実にそぐわないものになります。数字を見かけ上、整えるのではなく、勤務を命じられていない土日祝日に学校に来た際にも打刻できるようにし、教員の真の勤務実態を把握するよう求めますが、いかがでしょうか。

**○熊谷指導課長** 本区では、平成19年度から、区の行政職員向けの勤怠庶務システムを改修して、出退勤システムとして活用しています。このシステムは本区のみなのです。ほかの61区市町村はいまだに押印です。朝学校に来たら印鑑を押す。本区だけが出退勤システムをとっております。それで、このシステムなのですけれども、教職員ごとの出勤時刻・下校時刻の記録、出張の記録を打刻することができるので、それらを出勤簿に反映しております。この出勤簿なのですけれども、こちらについては、学校教育法施行規則の第28条で、学校に備えなければならない表簿となっておりまして、つまりこれは5年間保存で表簿として使うもの。ほかの区市町村ですと押印です。品川区の場合は、これが出勤簿として反映しますので、命じていないところ、土曜日・日曜日が出勤となってしまうと、こちらは出勤簿としての意味をなさないということになります。ほかの区市町村なのですけれども、こちらについては全て、全く今、こういった出退勤システムがないので、本区に視察に来ています。それで、本区に視察に来た中で、こういうものがあるといいのだけれども、なかなかつくるのは難しいので、押印は押印の出勤簿。そして、出退勤は出退勤のみカウントするものということで、全く反映されない、ただ出退勤、何時に来て何時に帰ったかだけを集計するシステムを現在つくっているところでございます。ですので、こちらについては、まず副校長の働き方改革としては、出退勤システムがあることで、非常に助かっている部分が多々あるということと、それから、もし押させるということでしたら、出退勤システムを押させるのはいいのですけれども、全てこれをまた出勤簿として活用するときに、一々、副校長がエラーを消していくという、副校長の負担を増増することになってしまうということがございますので、本区としては、現在考えていないというところでございます。

**○安藤委員** 実際、勤務しているわけですから、それが反映されないのだったら、出勤簿としては逆に意味がないのではないかと私は思います。区も文教委員会質疑で紹介していますが、都立高校では、品川区を参考にした出退勤システムで、部活動、土日の学校説明会については勤務として登録して把握しているといいます。実態把握なしに対策はないと思います。区の判断として、長時間勤務をしている教員を、意識が足りないと責めるのではなくて、まずは勤務を命じられていない土日祝日も含め、学校に来た時間を把握できるように、さっとやればいけないじゃないですか。登録すればいいじゃないですか。それで、今は何か副校長の話をしていますけれども、そのためにICTがあるのではないですか。それを軽減するために、システムをきちんと変えればいいと私は思うのですけれども、私はそれを求めますが、いかがでしょうか。

**○熊谷指導課長** さっとできれば一番いいと思うのですけれども、なかなかそうもいかないというところがございます。ただ、把握していないかといいますと、教員が毎週出している週ごとの指導計画で、何時に来て何時に帰ったか。それから、部活動に関しては、4時間以上は現在、特殊勤務手当が4,000円出ていますので、そうすると、申請をしているので、部活動で何時間いたかということもわかって、また施設管理人日誌等にも記録している。それを、副校長、校長は把握しているというところがございます。ですので、システムを変えるというところについては、なかなか難しいところがありますが、把握する手段としては、そういった部分、また実際に教員から管理職に報告するよう指導しているところでございます。

○安藤委員 システムを変えるのは難しいかどうか、私もこれからよく研究していきたいと思います。それで、やはりきちんと勤務時間を把握しないと、それに対応する対応策というのは出てこないと思うのです。その辺はこれからも研究していきたいと思います。

教員を追い詰めているのは、異常な長時間労働に加えて、教員が本当に大事にしたい仕事、すなわち授業の準備、子どもと触れ合う時間がとれない。これも大問題です。つまり、長時間の過密労働の上に裁量権もない。まさにメンタルを病む職場の二大条件がそろっていると言えます。現に公立教職員で精神疾患による休職者数は、1989年の1,037人から2015年の5,009人へ5倍に増えていきます。私は昨年第1回定例会の一般質問で、「1時間の授業に1時間の準備ができるように、教職員定数を決めている」。これが国の正式答弁だと紹介した上で、文部科学省の調査によれば、教員は1日当たり4時間25分、授業をしております。そうすると、授業の準備だけで8時間50分必要で、1日の勤務時間7時間45分を超える計算になると。勤務時間内で十分な授業準備が可能となるよう、授業数の削減が必要ではないかと質問いたしました。区は、「授業準備の時間についてですが、委員ご指摘の国会答弁は準備時間の基準を示したものと捉えておりません」と答弁いたしました。私が紹介した国会答弁は、1958年に教員定数を初めて定めた法律の作成に携わった文部官僚の答弁です。少し紹介します。

『「教職員数をなにかから割出したか」ということについては、「教科の指導時数と、1教員あたりの標準指導時数との関係をおさえることとした」。「1教員あたりの標準指導時数」は「1週24時限をもって標準とした」。「したがって、1日平均4時限となるが、これは1日の勤務時間8時間のうち、4時間を正規の教科指導にあて、残り4時間を教科外指導のほか、指導のための準備整備、その他校務一般に充当するという考え方である』との国会答弁です。ところが、国はこの原則を90年代以降、投げ捨てて、教員の数は増やさないのに授業時間だけどんどん増やしてきました。もはや時代に合わなくなっています。区が、区のできることから働き方改革を進めることはもちろん必要です。しかし、仕事が多過ぎる。授業時間が多過ぎて、授業数が多過ぎて、明らかにその準備を含めた時間がとれず仕事が終わらない。現行制度そのものに根本的な原因があると思います。伺いますが、区は、教員の持ち時間数が多過ぎるということが、教員の長時間労働の大きな要因の一つだと考えているのかどうか伺いたしたいと思います。

○熊谷指導課長 平成28年11月2日の国会の文部科学委員会の答弁の中で、昭和33年当時は週24時間と想定して、1日の勤務時間の半分程度を何に充てるかという、授業。そして、残り半分程度は授業指導の準備など。「など」ということは、まだほかのものがあるのですけれども、校務に充てるのが適当と述べております。今は7時間45分、5日間となっているのですけれども、中学校や義務教育学校は、週19時間を超えると講師が来ます。それから、あと本区におきましては、小学校や義務教育学校前期課程でも、区の指導助手ですとか非常勤講師がついているという状況であります。そういった中で、授業時数については学習指導要領でもととの教科時数が決まっているというところ。それから、週60時間超えの教員の割合なのですけれども、全都では小学校で37.4%、中学校で68.2%なのですが、本区においては、さまざまな働き方改革をやってきた成果だと思っておりますが、12.2%。それから副校長は、全都では過労死ライン80%なのですけれども本区では18.6%ということで、さまざま行ってきた環境整備、人的支援が整ってきた成果ではないかと思っております。ただ、それにしてもやはり副校長の在校時間が最も長いということについては看過できないとは考えております。

○安藤委員 改善はされているということでしたけれども、では品川区教育委員会としては、教員は十分に時間内に授業の準備ができているという認識なのですか。私が伺ったのは、教員の持ち時間数が多過ぎることが教員の長時間労働の大きな要因の一つではないのですかと伺ったので、もう一度お答えください。

○熊谷指導課長 持ち時数が多いということで、そうすると教員の長時間労働につながるのではないかと伺ったところでございますけれども、確かに持ち時数が多いとという部分があるかと思いますが、ただ本区においては、先ほどお伝えしましたように、超過勤務、いわゆる在校時間がほかの区市町村と比べて非常に少ない状況であります。というのは、繰り返しにはなりますけれども、やはりさまざまな支援ということで、例えば英語につきましてもJTEが授業内容を組み立てるですとか、それからスクール・サポート・スタッフ、来年は全校展開になりますけれども、こうした支援で、本来教員がやらなくてもいいような学校だよりの印刷や配布といったものが取られて、やらなくていいという状況になっておりますので、それで授業準備ができると思っております。

○安藤委員 ささまざまな取り組みをしているということはわかりますけれども、在校時間が少ないことは結構なことかもしれません。もちろん、毎週水曜日を退勤日にしているわけですから。でも、逆にこういう声も伺うのです。退勤しなさいと言われていたから、逆に言えば仕事を持ち帰って、家で仕事をしなくてはいけなくなるみたいな。だから、実際に現に教員の負担がどうなっているかというのは、もちろん数字上は立派なことかもしれませんし、それを全部否定するものではないのですけれども、よく教員の実態を伺って、教員の声をよく聞いて、対策を打ってほしいと私は思います。また、自治体が現場に負担を与えている教育施策を削減・中止するべきだということもあると思います。すぐにできるのは、各学校で教職員の話し合いに基づく業務削減の実行というのを、教職員の話し合いあるいは業務削減について率直な意見を出せる無記名のアンケート実施など、現場の教員の方の意見を聞いて業務を削減していただきたいのですけれども、いかがでしょうか。

○熊谷指導課長 そのアンケートがまた大変ということもありますので、そういったことも含めて考えていく必要はありますけれども、少なくとも本区においては、一番教員が負担感を感じている調査等については、指導課のほうで書けるものは全て書いて渡すような形で、負担をできるだけ減らすようにしているところがございます。ですので、まずは何からできるかというところがございますけれども、都においても、本区の取り組み、働き方改革がまた認められて、リーフレットが全校に配られたということもございますので、引き続き続けていきたいと思っております。

○たけうち委員長 次に、吉田委員。

○吉田委員 私からは、352ページ、教育指導費、それから369ページ、学校体育施設整備費から伺います。

最初に教育指導費のところから入らせていただきますが、学校給食当番の白衣に関して、香りの害についてです。衛生費のご答弁では、厚生労働省が化学物質過敏症と香りとの因果関係を否定的に捉えていることから、特に啓発はしないということでした。香りについては法の不備がありまして、成分表示が義務づけられていないため、因果関係の特定・説明が難しいのではないかと考えます。しかし、現実問題として、子どもたちも含め、いわゆるいい香りに悩まされている子どもたちはいます。学校現場では給食の白衣ですし、中学生ぐらいになると、部室での制汗剤などの香りについてご意見があります。香りに限らず化学物質による健康被害に悩む方たちは、そのものによる直接被害だけではなくて、それに加えて周囲の無理解、理解してもらえないという二重の苦痛に悩まされています。その中で、自治体

によっては、教育委員会のホームページに、給食当番が使用する白衣について、洗濯後の白衣等の香りを苦手と感じる児童・生徒がいるので、各家庭で洗濯する際の香りについての配慮を求めるといった内容が掲示されています。それから、もう一つの事例では、こちらは教育委員会の答弁は品川区と同じような感じで、そういう事例は上がってきていませんということなのですが、現場で個人的に頑張っ、て、学校に交渉して自前の白衣の使用を認めてもらった事例や、その子どものために香りのついていない白衣を貸すようにしている事例なども報告されています。それで、やはり改めて教育委員会として、こういう実態があるということを確認していただきたいのですが、その辺についてご見解を伺います。

**○篠田学務課長** いわゆる香りの害、香害についてのご質問でございます。こちらに関しましては、以前に委員会でもご質問いただいたときと現状も変わってございませんで、具体的には教育委員会には、そういった形でご相談等は上がってきていない状況でございます。また、学校現場に聞いても、今のところ、そういったお声が寄せられているということはございませんので、今のところ、特に取り扱いについて変更する予定はございませんけれども、例えば今後、そのようなお問い合わせ等あれば、それはその時点で改めて検討させていただければと思います。

**○吉田委員** 先ほどの事例をご紹介しましたが、その区も教育委員会の答弁は同じような内容です。でも、学校の現場ではそういうことが起きているのです。きちんと貸し出しをしているとか、個人的な利用を認めているとか、そういうことが起きているのです。でも、教育委員会は、そういう事例は上がってきませんというご答弁なのです。だから、そういう実態があるということをご理解していただきたいということです。それで、今、取り上げていただきましたけれども、昨年の予算特別委員会で同じようなことを取り上げさせていただきました。その後、区内の保育園の中には、やはり保護者からの要望に加えて、柔軟剤の香りは子どもにとって刺激が強過ぎたり、体質によっては体調に影響が出てしまう子どももいるので考慮しましょうというお手紙で、注意を促した園もありました。

これは先ほど言いましたけれども、いい香りなのです。それで、使っていらっしゃるご本人はよかれと思って使っているのです、いよいよ難しい問題があつて、よそのうちの子どもにとということもあるので、なかなか言い出しにくいという実態があります。ぜひ、そういうことがあるということ、まずは認識していただいて、ぜひ対応を考えていただきたいと思います。自治体によっては、ポスターの掲示など着々と進んでいるところもありますし、先ほどご紹介した、個人的な白衣の利用を認めている区は、消費者センターがポスターをつくっています。そういった実態をぜひ調べていただいて、把握していただきたいと思います。それで対応を求めたいと思いますが、後でご答弁を伺います。

もう一つの質問なのですけれども、369ページの屋内運動場空調設備についてです。今日の冒頭の財政課長の説明で、この予算について、災害時の避難所の機能強化ということにも触れられました。それで、先ほど別の委員からのご質問で、学校体育館の空調のエネルギー源に関してガスということが言われていたと思います。それで、いろいろとガスを使うことの優位性も述べられていたかと思うのですけれども、この予算立てに災害時の避難所の機能強化という視点が盛り込まれたとすると、災害時の非常用エネルギーというのはどのように考えたらいいのか。それから、避難所の機能強化ということなのですけれども、どの程度の機能強化を考えていらっしゃるのか見解を伺います。

**○篠田学務課長** 香害の件でございます。先ほど申し上げましたとおり、現状、教育委員会に上がっていないというのは、例えば教育委員会の中で、栄養士の皆さんたちにお集まりいただいたり、あるいは養護の先生方にお集まりいただいたりという場は設けているので、そういった場でも、昨年の予算特別委員会でも出されましたので、確認しているところではあるのですけれども、今のところ学校からは

そういうご意見はいただいていないという現状がございます。ただ、先ほど申し上げたとおり、今後、例えばそういった形で体調の不良を訴えた方がいらっしゃるとか、そういう実情があれば、実際には学校によってかなり柔軟に対応しているところもございますので、その辺は実際に事例が出た時点で、教育委員会としても助成してまいりたいと考えるものでございます。

**○有馬庶務課長** 屋内体育館・運動場における空調機の件でございますけれども、避難所機能の向上という点でございます。まず、今回入れる機器につきましては、要するに電源・電気がない場合には使用できないということになります。基本的には、学校に用意している災害時の発電機は、各教室と体育館、それから、それぞれに必要な最低限の照明に使うもの、あるいは校長室や保健室で最低限の情報を得たりするテレビなど、そういったものに使う電源ということで用意しているものでございます。避難所の機能の強化という側面言えば、電気が復旧してガスが復旧したとき、体育館で長期・短期にかかわらず生活するというようになったときに、そこにきちんとした空調機能を持った設備を導入していこうということでございます。

**○吉田委員** 香りについては、いい事例も挙げましたけれども、実はどこも苦戦しています。やはり当事者が一生懸命、声を上げないと、学校も教育委員会も動いてもらえないというのが実感なのです。それなので、これは私たちの役割であろうということで質問に取り上げさせていただきました。私たちとしても当事者の方に、やはり自分で声を上げないと難しいよだということは伝えていきます。そういう声が上がったときには、考え過ぎではないかとか、気のせいではないかと言わずに、ぜひ対応していただきたいと思います。現実的にそういうことがありますので。国民生活センターにはもう相談が倍増しているという実態がありますので、その辺はぜひ感度を高く持っていただきたいと思います。

非常用の電源、避難所としての機能強化です。避難所の機能強化ということで、避難所の特に寒い時期や暑い時期にこういうものがあれば、快適な避難生活に結びつくということで、そういう意味では私が勝手に期待してしまったのかと思いますが、私と同じような期待を持たれる方はいらっしゃるのではないかと思います。特にこういうことで予算立てがされていたら、それは品川区としてきちんとやってくれるのだと評価される方がいらっしゃると思います。いざそのときになってから、ここは冷暖房はあるからいいと思ったら、いや、これはエネルギーが復旧した後の、長期にわたったときですと初めて知るとするのは、かえって失望につながるかと思います。限界があるのはよく理解しますので、もしそういう趣旨であれば、ぜひその辺のことは、避難所の運営や、そういうときに、きちんと区民に伝わるように配慮していただきたいと思いますが、見解を伺います。

**○有馬庶務課長** 基本的には、電気がなくても使えるのかと思われている方がどの程度、いるかというのはわかりませんが、それをやるとすると、相当大きな機械が必要になってしまうので、それはできませんということは、防災課とも協議しながら、その周知には努めたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、石田秀男委員。

**○石田（秀）委員** 私は、351ページ、部活動と校外授業についてやりたいと思っております。

まず最初に、こういうことはないのだろうと思っておりますが、校外授業についてでありますけれども、夏季施設費や移動教室経費などあるのですけれども、このお昼御飯は、どういう形で今、用意しているかというのを聞きたいと思っています。例えば夏、泊まった次の日に朝御飯が出るじゃないですか。そのときのお昼はどうしているのですかというのを、まずお聞きしたいと思います。

それから部活なのですけれども、私はしっかり中学生は部活をやってほしいと思っています。その中で、これは資料もお渡ししたからあれだけれども、平成19年を1として、平成30年中学生の日本中

学校体育連盟の部員数は、何と0.55ぐらいなのです。これは野球です。大変、危機感を持っていません。では地域がどうなのかと思ったら、地域も中学生の少年野球連盟はチームが減ってしまっただけで、今、0.55というのは全国なので、それは少子高齢化かと思ったのだけど、品川区は中学生は増えているのだけれども、中学生の少年野球というのは3チームになってしまっただけで、増えているはずなのに結構、激減しています。こうなったときに部活動を、では今、合同部活など、いろいろ始まったのだけれども、うまくいっているかと思ったら、決してそうでもない。こういうところを、今、現状どう捉えていて、これをどうしていこうとお考えなのか、その辺をお聞きしたい。

**○篠田学務課長** 校外授業の昼食についてでございます。基本的には、その日、宿泊している宿でお昼のお弁当をつくってもらう。ですから、例えば小学校で言えば日光移動教室で光林荘に泊まっていますけれども、光林荘で、朝食のときに、あわせて昼のお弁当も出して、用意しておいて、出発するときに、各お父さん、お母さんたちに渡していくという状況でございます。

**○大関教育総合支援センター長** 部活動に関してでございますが、まず本区の軟式野球部の参加状況、今年度は15校のうち野球部のない学校が4校ございます。そして、12校の野球部の部員登録も、引退した9年生の数も、当時の部分も含めての数ですが、一番少ない学校ですと8名、多い学校ですと26名というような実態が今年度はございました。これはやはり、日本全国、徐々に中学生が、野球以外のいろいろなスポーツへの参加という部分もあるのかもしれませんが、本区においても少しずつ中学生の野球離れは課題だと、地域の方からも、私もお聞きしたことがございます。そこをひとつ、野球部が今あるところをどういうふうに支援していくということで、本区におきましては、外部指導員という形の活用を含めて、顧問になる野球経験のない教員しかいないような学校であったとしても、地域の方のコーチとしてのお力をおかりするのですとか、あるいは合同部活動ということで、別の学校から野球部に参加するという形が可能なように取り組んできたところでございます。なお、次年度におきましては、部活動指導員として、教員にかわって引率できる新たな支援者も活用しながら、従来のコーチとしてお願いできる地域の方も含めて、さまざまな形で、野球をやりたいのだという中学生がいる学校に対しては、支援を教育委員会としても学校に対して行っていきたいと考えております。

**○石田（秀）委員** 今の校外授業なのだけど、光林荘は朝、弁当をつくって、朝食後にそれを持っていくということなのですよね。これは、品川区はそれが当たり前でやっているのだとしたら、ほかのところはどうしているのですか。ある区で、事業者と相当もめて、それはもう、食中毒になると。暑い時期なので、朝食のときにリュックにお弁当を入れて、なおかつそのときに、車、バスならバスで一回出て、それでなおかつハイキングに行っただけで、お昼。それは、食中毒になったら責任を持ってないです。それで、これは他区の例なのだけれども、相当もめて、そこはそういう施設を3区ぐらいやっているのだけれども、ほかの2区は、事業者にお昼に届けさせる。そこで配る。事業者も食中毒のことを考えると、そのほうがありがたいと言うわけです。朝持っていくかというものは、もうやめてくれというので、ある区と相当もめて、最後、それならもうやめるぐらいのもめごとをしたことがあって、子どもたちにとっても、お昼は事業者にお昼に持ってこさせて、そこで配られたほうが安全だと思うのです。だから、そこをどう捉えているかというのを、ぜひ。そういうことがあったので、そんなことはないだろうと思って聞いたら朝持っていくみたいなお話だから、少し心配かと思っているところがあります。

それから、もう一つ、部活動の話なのだけれども、学事制度は今いろいろやりかえて、中学があって、前みたいに学区域でひもつき。それで、品川区は子どもが増えてきたじゃないですか。だから、中学も抽選など、いろいろあって、小学校で少年野球を一緒にやっていた子どもたちが、そこへ行って同じ部

活でやろうといったら、抽選校になってしまって、その学校に入れないみたいなことが、起きてきている。それは、先ほどの兄弟姉妹枠ではないけれど、別に少年野球を中学でやっても、ほかのところから行けばいいわけだから。だけど、その学校には部活がないなどということがあったりすると、ではどうしようとなるじゃないですか。それであるならば、今、外部指導員というお話があったけれども、外部指導員というのは、やはり外部指導員が入ったりすると、逆に余計うまくいかない。それであるならば、少年野球のどこかの、そこは少年野球で小学校からやっているチームの監督なりコーチなりがいらっしゃるわけじゃないですか。前はそこうまくやっていた。今度、確かにそれを、中学で一緒になってダブル登録して、うまくやっているところもあるわけです。そういうふうにするなら、今度は中学校が、そこに3校なら3校ぐらいがついてくるわけだから、そこには必ず少年野球のチームがあるわけです。だから、その3つで部活をつくってもらって、外部指導員というか学校の中で、少年野球だったら、土日しか大体その方々は来られないから、すると平日、そこで持ってもらって、それで土日、少年野球の中等部をずっと持っていた人たちと一緒にやっていく。これは、見ていると、そういう指導員が入ると、どうしてもうまくいかない。だから、私はもう、危機を持っていて言っているのだけれども、ぜひこういうものを、そういう少年野球連盟の中等部の指導者たちと話してもらって、何でもやれることをやってほしいと思う。今、教育委員会に聞くと、必ずそういうので、では指導員を入れてどうしますとか、校長会で言います。それからこういうふうに言います。多分よくご存じだと思う。こことここはうまくいかないとか、いろいろな人間関係もおありなのも、多分ご存じだと。それであるならば、せつかく学事制度で、中学にこういうふうに変ったなら、そこでやってくれと。それぐらいのことをどんどん話をしてくれないと、部活がだめになってしまうような気がしてならないので、その辺をもう一つ、もう一段、お願いします。

**○篠田学務課長** 校外施設の利用の際の昼食でございます。先ほど私のほうで、朝お渡しをすと言ったのですけれども、確認ができていない部分がございます、現地に届けている例もあるようなのですけれども、その辺がはっきりいたしません、いずれにしましても、食中毒が起きないような形で、朝渡すときには、たしかクーラーボックスを使ったような形でやっていたなどという話もたしか聞いたことがあるので、全体をどのような形でやっているかというのは改めて確認はいたしますけれども、少なくとも食中毒は起きたりしないような配慮はしてまいりたいと考えております。

**○大関教育総合支援センター長** 各学校ごと、地域の少年野球のチーム等もあろうかと思えます。また関係者等の意見をお聞きする機会等も今後ございますので、そういった中で、区外等の校長も含めて情報共有をして、子どもにとってよりよい方法という部分を模索してまいりたいと思えます。

**○石田（秀）委員** 食中毒はぜひそれをお願いします。多分、そういう対応をしているのだろうと思っていますし、お昼を届けるなら届ける。どこかで、どこというのは近隣区なのだけど、そこでもめたのは、やはり引率してくる先生ごとによって違うみたいなのところもあったりすると、余計もめたりしてしまうので、ぜひそこは教育委員会で統一して、食中毒を起こさないような対応をぜひしていただきたいと思えます。

それから、これは働き方改革だからしょうがないのかもしれないのだけど、今、私立の高校の野球部の監督、というのは学校の先生でもあるのだけど、そこは甲子園に出るようなところですよ。けど、そういうところまで、今、タイムカードを押せというわけです。そうすると、監督は自分が好きで一生懸命、さっきの話ではないけれど、子どもたちのためにとやっているわけです。それをタイムカードを押せといって、働き過ぎだとやられている。これは、文部科学省が私立高校に、一回そういうのをきち

んと調査しろと言われてやっている。これは、どこか本末転倒だと思う。部活動をそこまでやっているのに。それはそれで、しっかり子どもたちのために、野球部の監督をしっかりやっているわけだ。それなのに、今、働き過ぎだとやられている。これは、どこかおかしい。本末転倒のような気がしてならないので、こういうことが多分、中学も、もちろん小学校もこういうことが来るのだろうけれども、さっきのまさにおっしゃったように、児童・生徒のために、子どもたちのために、それで一緒に部活なり何なりやろうということなのだから、そこはぜひ理解していただいて、外部という話もあるけれど、うまくいくような形をぜひとってほしいと思います。

それから最後に1つだけ、お願いだけします。地域の歴史・文化学習と、357ページにあるのですが、これをやりたいと思ったら、もう事前に、款をまたいでしまうのでごめんなさい。多分、私が言いたいのは歴史館条例の中だと言われたので、どういうことを聞きたかったかということ、地域の歴史などやるのを、例えばうちのほうだったらまちづくり協議会にお願いして、旧東海道を歩いてもらって、子どもたちにいろいろな形で、今、まちの人から学ぶ授業などで、地域の歴史を学んでくださいとやっているわけですよ。これはこれですごくいい。そのときに、一回私は、地域で前につくっていたのだけど、今、品川区でも写真館みたいなものがあるけれども、ああいう写真を地域でつくる。それを子どもたちに学習として見せて、この時代はここはこういうことだった、この時代は今こういうふうに変わっているのだという。それが、地域でそういう例えば実行委員会みたいなものをつくって、2年がかりぐらいでもいいから、地域の資料として学校に残す。こういうことがあってもいいのではないのかと私は思うのだけれど、その辺の考えをお教え願いたいと思います。

**○大関教育総合支援センター長** 今ご提案いただいたような例と類似かどうかわかりませんが、例えば私が校長をしておりました小学校でも、地域の町会長が地域の旗の台の駅の遊園地など、さまざまな研究をなされていて、投稿されたものをまとめてくださったものを提供してくださったことがありました。そういったものを子どもたちに伝える機会というのは、学校の教育の中でも非常にありがたい機会だと考えておりますので、またそういった、子どもにとって地域の歴史を知るいい教材となり得るものが出てきた場合には、活用について検討させていただきます。

**○たけうち委員長** 次に、石田しんご委員。

**○石田(し)委員** 私からは、367ページの学校ICT化推進に向けて、それとページがわかりませんが、いわゆるスマートフォンの持ち込みについて、359ページ、英語教育、353ページ、生徒指導費について、369ページ、学校体育施設整備費、それと太陽光発電設備整備、371ページの通学安全確認業務等委託についてお伺いします。

まず初めにICT化ですが、いろいろと本区でもさまざまICT化に向けてご努力をされているというのは理解していますが、やはり日本というのはまだまだおくらせています。そんな中で、品川区の友好都市でもありますオークランドのあるニュージーランドでは、例えば学校だよりなど、さまざまな連絡はEメールで行っています。また、提出書類は印刷してスキャンして送り返す。各教科の先生には、直接メールすることができたり、もちろんWi-Fiは完備されている。あとはオンラインでの課題の提出だったり、面談の予約はインターネットで行えるといった取り組みがされています。アメリカ等々でも、そういったICT化というのはどんどん世界では進んでいます。

そんな中で、友好都市のニュージーランドでこういったことをやられているのは、私は品川区教育委員会として、やはりニュージーランドなど、先進的な取り組みをされているところの話の聞いたり見たりというのは必要なのかと思っていて、特に友好都市ですので、そういった連携というのもいいのでは

ないかと思っているのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

スマートフォンの持ち込みについてです。今、大阪府や広島県などで、スマートフォンの学校への持ち込みを認めていく方向であります。そんな中、国も一定、いろいろ議論をしていこうと。今までは、2009年ですか、原則禁止だと通達がされていますが、これを検討するといった中で、いろいろ賛否があります。もともと大阪府で持ち込み可にしようとしている最大の理由というのは、やはり災害時の子どもたちとの連絡確保といったことだと思います。逆にデメリットの部分というのは、SNS等の投稿だったり、さまざま、いじめ問題も含めて、ネットの使い方等々が指摘されている中で、まず品川区には、まもるっちがあります。まもるっちを電話機能つきにされている方の保有率を教えてください。また、現状で構いませんので、区としてスマートフォンの持ち込みについてどのように考えていて、もちろん国の方向性というものも注視するのだとは思いますが、どのように考えているのか。また、品川区内の私立の青稜中学校・高等学校では、スマートフォンの持ち込みを認めたという報道がありました。品川区内の私立の学校ですので、こういった、実際に今、持ち込みが認められている学校へのヒアリングなどというのはされているのか教えてください。

英語教育です。東京都の教育委員会が2022年度から都立の高校入試において、話すことを試験として導入すると。これは全国初めての取り組みらしいですが、話す能力も必要だということで、タブレット端末を使って、2月入試の子どもを、11月、12月あたりですか、タブレット端末を使って、一定の試験を行っていくと。それで、品川区は、もうかねてから英語教育にはものすごく力を入れていただいているわけですが、入試試験に導入されるので、これはやはり1つ、やり方というか、考えていかなければいけないのか。別に入試目的というわけではなくても、やはり入試に導入されるわけですので、やはり子どもたちにとっては、それに向けて、話すという能力をさらに強化していかなければいけないかと思いますが、その点をどのように考えているのか教えてください。

生徒指導費は後にします。

学校体育施設整備費ですが、文教委員会するときにも確認したのですが、やはり不安なので、改めて確認しますが、今、多くの自治体で体育館への冷暖房の整備を進める中で、学校施設ですので、いわゆる工事時期というのも重なっていく。来年度、多くの自治体でそういう取り組みがされる中で、本当に業者を確保できるのかというのは不安なので、ここはしっかり確保できる見通しがあるのかどうか、改めてお聞かせください。また、学校の体育施設のWi-Fi設備について、今どのようになっているのか、またこういった工事をやる中で、同時にWi-Fi設備もしっかり整備していくべきかと思うのですが、その点を教えてください。

太陽光発電ですが、先週、芳水小学校に伺った際に、屋上に設備があったのですが、もちろん施設によって、全然違うとは思いますが、平均で構いませんので、電力のカバーがどのぐらい太陽光発電によって賄われているのかお知らせください。

通学安全確認業務ですが、これはどういったところに委託して、どのような確認をするのか。また、この事業はどのぐらいのスパンでやっているのか教えてください。

**○篠田学務課長** まずICTの友好都市との連携についてのお尋ねでございます。先ほど、委員からも事例として出されました、例えば学校だよりなどですと、基本的には品川区の学校の場合は紙で出すのが多いですが、一方で学校のホームページに掲示をしたり等、する学校もございます。その他、さまざま、メール等の連絡についても、例えば緊急メール、一斉メールを出したり、一部そういった機能を使っているところもございます。

ただ、実際、ICTが進んでいるところは、ほかに、品川区以外にたくさんあるわけで、世界を見るとたくさんあるわけですから、そういった意味で、友好都市との関係の中で、そういったところからも学ぶべき点が多いのかと思います。現状は、そういった形でのつながりは持っていませんけれども、今後、そういった機会があったときに、意見交換ができるのであれば、それは1つの今後の品川区のICTの発展に役立つものになるのかとは考えているところでございます。

**○大関教育総合支援センター長** スマートフォンの持ち込みに関してでございます。現在、東京都都立学校は、高校生が主にはなりますが、持ち込み可に変えたと聞いています。また、私立学校は電車で長時間かけて通学しているお子さんがいますので、校内に入ったらスイッチを切るというようなルールを徹底している学校が多いと聞いております。また、この間、さまざまなソーシャルネットワークの中で、さまざまな国民の意見が書き込まれています。デメリットの部分に対しての意見もたくさん出ますので、もうしばらく情報収集しながら、品川区の中学生にとって何が一番いいのかは、今後検討していかなければならないと考えております。

**○菅生活安全担当課長** まるうちの有料オプションの加入率につきましては、全体の約7割と聞いております。

**○熊谷指導課長** 平成31年度の7年生が2年後に都立入試を受けるときから、スピーキングテストが始まります。それはタブレットを使ってと聞いているところですが、本区におきましては、それを見据えて、来年度から8年生で、英会話のオンラインレッスンを全校展開していく予定でございます。25分のものを年間10回考えております。また、英検の助成も行っていくしますので、準備としては整えてきているかと思えます。

**○有馬庶務課長** まず、屋内運動場の空調化の件でございますけれども、事業者の確保が大丈夫かということでございます。まだ契約前ですので、大丈夫ですということは言えないのですが、基本的にはリースと工事と、そういう面では2つの種類に分けてやるというようなことで考えておりますので、早目に事業者が確保できるようにはしていきたいと考えております。

それから太陽光発電で、芳水小学校にある太陽光パネルは、あのパネルで17キロワットということでございます。一般の家庭の4世帯分ぐらいだったと思うのですが、LED照明20ワットで約680台程度というような容量ということになるかと思えます。

それから、通学安全業務でございますけれども、これにつきましては業務は大きく2つございまして、いわゆる横断歩道のところで見守る業務と、それから近くを巡視する、警備にあたるものと、2つございます。1日各学校5時間以内というようなことでお願いしております。それを朝に振り分けたり午後には割り振ったりというようなことでして、基本的にはシルバー人材センターに頼んでおります。それで、シルバー人材センターの手が届かないところを一部、PTAに委託しているということでございます。

**○篠田学務課長** 体育館のWi-Fi設備でございますけれども、実は教材系のWi-Fiについては、校内LANのためには設置してございます。ただ、おそらく委員がお求めになられているのは外との環境のネット環境といったところでしょうか、こちらはセキュリティーの関係で、現在、外とはつながらないような形になってございますので、防災時の対応ですとか、そういったものに関しては、今後考えていく必要があるのかとは捉えているところでございます。

**○石田(し)委員** ICT化ですけれども、本当にニュージーランドはすごいです。学校のポータルサイトを活用して、生徒の出席状況もそれで確認できるし、時間割や成績などもダウンロードできたり、単位の取得等もそれによって確認できます。そして、またこれはITのスタッフが学校に常勤している

ので、先生たちの負担も非常に軽減されているといったことで、さまざまやられています。もちろん、世界の学校には世界の学校でいろいろなやり方があって、日本は日本でいろいろなやり方があるのだとは思いますが、友好都市のオークランドがあるニュージーランドですので、友好都市として何をやっていくかという中では、私はこれは1つ、学校の教育の分野というのは、1ついろいろな試みというのが可能なのではないかと思うので、ぜひそういった機会を捉えて行っていただければと思います。

スマートフォンの持ち込みは、私もメリットとデメリット、いろいろお聞きしていますが、ぜひ子どもたちにとって、また保護者の方たちにとって、何がいいのかということも含めて検討を進めていただければと思います。英語教育はわかりました。十分準備がされているということで、期待しています。

学校の体育館は、Wi-Fiはぜひ、設備があるのであれば、ふだんは開放しなくてもいいですけども、災害時等のときには、品川区の公衆Wi-Fiと同じように、「00000 JAPAN」のように、開放できるような仕組みというのはぜひつくっていただければと思います。

太陽光もわかりました。

通学安全確認業務。以前、私の記憶だと、子どもたちが通学路のどういったところが危険だと思うかという地図を、子どもたちが作成したものが多分あったと思うのですが、私はそれはすごくいいことだと思って、やはりその子たちも意識して、そういったところを見ていけるので、そういったことというのは今でも続けられているのかどうか、そこだけ確認させてください。

生徒指導ですが、代表質問でも少し触れましたけれど、教育委員会として今年の1月に起こった都立高校での教師の暴行動画について、まず皆さんがご覧になられたのかどうかお聞きします。

**○大関教育総合支援センター長** 地域安全マップについての状況のお尋ねだと思います。全校が取り組んでいるヒヤリハット地図とは別に、地域の安全状況について子どもたちが学習としてつくる学校は十数校ございます。これはそのときのPTAのご協力をいただいたりしながら、宿題で夏休みに子どもがつくることになっている学校もありますし、各学校によって状況が異なります。

高校の教員が高校生に生徒指導上、挑発されるような形で、周りもはやし立てるような状況で、結果的に暴力を振るってしまったという動画は私も拝見いたしました。ああいった状況の背景全部を動画だけでは見られませんが、やはり、ただ1個言えるのは、暴力はあってはならない。そうなる前の段階で、どんな取り組みができるかという部分は、学校に突き付けられる、そして家庭にも突き付けられている課題だと考えております。

**○石田（し）委員** 私も見ました。あそこまで教師の方がやられてしまっていて、では、今後の教育で、いわゆる指導をどうすればいいのかと。もちろん暴力はよくないというのは大前提にあるのでしょうかけれども、では何をもって、そういう子たちに挑発をされて、しまいには動画まで準備をして。では彼らがこれで何もなかったら、もう将来、こういうことをやったら、相手が社会的に処罰されるのだと思って育ててしまったら、私は逆にその子の将来というのは不安に感じました。もちろん、いろいろ賛否はあります。だけど、では今後どうしたらいいのかというのは、やはり考えていかないと、子どもたちは昔と違って、ものすごい情報が入っているのです。私の時代は、教育委員会にどうのこうのなどというふうに、教育委員会というのはどういうところなのかというのはわかっていなかったけれど、今の子どもたちは、それこそすぐ、何かあると「教育委員会に言うぞ」というところから始まって、何を根拠に言っているのかわからないけれど。それで実際にそういう、事件ではないですけど、起きてしまった。これは本当に真剣に、指導とはどうあるべきなのかというのを改めて考えていかないと、では先生はそ

れ以上は何もできないです。それをわかったときに、では彼らは何をするのかということも含めて考えなくては、先生も正直、もう、では諦めるしかない、諦めの指導になってしまっているのかといったら、やはりそれはきちんと子どもたちにしっかり教育・指導をしてもらうためには、やはり一定の、先生に与えられる権利というものも持たせないと、本当にどんどん指導力というのは失われてしまうのだろうと私は思います。もちろん、暴力というのはだめだというのは大前提にしたとしても、やはりそこは保護者も含めて、どういう学校での指導をするべきなのかというのは、本当に真剣に考えなければいけないのではないかと私は思います。

先日、須貝委員が少し触れていましたけれど、ではその子たちが社会に出たときに、もっと社会は厳しい中で、どうやって彼らが生き抜いていくのかということのを、私は初めて教育費の教育部門の中で、須貝委員の意見に賛同したところであります。これはぜひ考えていただければと思います。これは要望で終わりますが、よろしくをお願いします。

**○たけうち委員長** 次に、南委員。

**○南委員** 367ページの学校図書館についてお伺いしたいと思います。ずっと昔の話で、「学校図書室」という言い方をしていた時代があったと思うのですが、「学校図書館」と変わったのは何か意味があるのか。そのあたりから少し教えていただきたいと思います。

**○横山品川図書館長** 学校図書室の名称についてでございますが、今は図書室という普通名称で指定して、学校の中では使っていると思います。用語の中で、図書館法ほかで学校図書館という言い方をしているので、通常の中では図書室という形で利用していると思います。

**○南委員** あまりよくわかりませんでしたけれども、私は、図書室というと一定のスペースということで、図書館と位置づけることによって、さまざまな資料や情報を集めて系統的に並べたり、そういう情報を提供するという意味での、1つの機能という部分だという位置づけに、意義づけが大きくしっかりと変わったのかと思っていただけですけれども、そういうふうにするべきだと思っております。改めて学校図書館の役割は何なのかを伺いたいと思います。品川区は、学校図書館につきまして、業務委託を今されていますけれども、いつからこういう形態になったのか、その理由は何なのかもあわせて伺います。

**○横山品川図書館長** 学校図書館への支援スタッフの派遣は、公共図書館から学校図書館への支援として行っているものでございます。これにつきましては、平成17年に策定しました「品川区子ども読書活動推進計画」に基づきまして、学童から読書の習慣をつけるということの強化のために、その一環としまして学校図書館へ公共図書館から支援スタッフを送って、その活動を強化し、児童・生徒に読書習慣をつける強化をすることが目的でございます。

**○南委員** 読書活動推進計画というのは、もともと2005年あたりに策定されたと私は思っているのですが、そのときに、始業前や給食の後など、そういう時間帯を活用し、読書の時間帯を設定して、ボランティアによる読み聞かせ、図書館専門スタッフによる読書支援などを行っていたかと思っております。やはりこういう設定をして子どもに読書の普及を図るという点で非常に大事なことで、時間も非常に有効的に活用されて、いいのではないかと感じていたわけですが、こういう作業というのは、その後、どういうふうに進展して子どもたちに提供されているのか、それを伺いたいです。

それから図書館の役割について答弁がありませんでしたのでお願いします。

**○横山品川図書館長** 学校図書館での役割につきましては、子どもに読書の習慣をつけていただく

いうことを、環境として学校で整備するような形になっております。

それと先ほどの学校図書館の名称についてなのですが、昭和28年に学校図書館法制定によりまして、学校図書館というのが正式な名称になったところがございます。

**○大関教育総合支援センター長** 学校によってさまざまな呼び方が、実際、子どもたちがわかりやすいように、ライブラリーという呼び方など、工夫はあろうかと思えます。かびくさい本が置いてある部屋ではなくて、まちの図書館に借りに行く前の段階としては、まず学校の図書館に、休み時間に子どもたちが本を選びに行って借りてみるといった部分を、教員は子どもたちに勧めています。品川区立学校には図書館スタッフが来てくれていますので、とても親切に教員の相談にも乗ってくれて、今度子どもたちを、授業で調べ学習に連れていきます。そのときにこんな協力も少ししてくださいなどという相談もできており、とてもありがたいのが品川区の学校図書館の実情だと思えます。

**○南委員** 子どもたちが図書に親しみ、読書をすることでさまざまな知識、自分が得られないいろいろな場面の体験も受けとめるということができる。そういう活動は本当に大事だと思うので、それはもう、どんな時代でも、どこの地域でも、それは大事なことですので、しっかりと取り組んでいただきたいと思うわけです。今までは少なくとも学校の先生方が司書の資格を持って、品川区の場合は司書教諭というのを、12学級以上ある学校には配置していると聞いてきたわけですが、そういう方々の指導も含めて、学校図書館というのが充実され、子どもたちにいろいろな情報を提供できるというふうになっているのではないかと思っているのですが、先ほどのご答弁では、スタッフがいるのだという話で、それはそれとして、そういう意味での相談ができる体制は悪いことだとは思わないのですけれども、やはりきちんとした有資格者の方々に、年齢に応じた適切な指導ができるということが大事だと思いますので、その点についての考え方を伺っておきたいと思えます。

それからいつからか忘れてしまったのですけれども、業務委託になったということなのですが、業務委託になることによって、大体、学校図書館の、あるいは大人がいる時間、教員がいる時間は何時から何時で、それは子どもたちの要求にきちんと対応した時間帯で配置できているのか。その辺について教えていただきたいと思えます。

**○横山品川図書館長** 学校図書館に指導するスタッフにつきましては、週に15時間派遣しておりますので、それを学校で適宜振り分けて使っていただくようになります。また、支援スタッフがいなかったり、司書教諭の方をはじめ、担当の方に、学校図書館の運営に当たっていただいておりますし、また各学校に学校図書館ボランティアの方々がおいでですので、サポートについては万全となっております。

**○大関教育総合支援センター長** 学校図書館司書教諭の配置のある学校とない学校が現実にはございますが、ない学校でも、図書担当の教員がおりますので、子どもたちにはしっかりと学校図書館の利用方法について、担当教員が指導もしております。あるいは、担当教員が直接ではなく、全体を取りまとめながら、各担任がクラスの子どもたちに図書館の有効な機能について指導すると同時に、日ごろの学習の中でも、図書館を活用したほうが有効な授業であれば活用するなど、学校図書館を有効に勧めながら、子どもたちの学習の手助けをしているところがございます。

**○南委員** 運営支援員、いわゆる業務委託をして採用されている方々の処遇についても少し伺いたかったのですが、勤務時間はわかりました。時間給というのはどのぐらいになっているのかという状況を教えてください。それと、この業務委託の内容で、月1回、学校の副校長とか、いろいろなそういう方々と数人で作業計画会議というのを開催しているそうですけれども、そこではどんな内容で話が出さ

れるのか。授業との関係、あるいは各担任の先生方の、自分のクラスの子どもたちに、こういう図書を利用して授業を展開したいのだとか、いろいろな知識を提供したいのに、どういうふうに資料を準備してもらえないかみたいな、そういう具体的な授業との関係、子どもへの情報提供の関係で、どこまでどういうふうに話し合われているのか。その辺について伺いたいと思います。

**○横山品川図書館長** スタッフの処遇についてですが、派遣しておりますのは週に15時間ですので、そちらが勤務時間になると思います。また、月に1回、計画会議を開きまして、学校の副校長を中心に、図書の担当の先生とスタッフで、翌月の授業での図書館の活動であるとか、そろえておきたい参考資料の選定であるとか、また蔵書点検や夏の課題活動について、さまざまな行事での協力の仕方について計画するところです。その結果につきましては、月ごとに品川図書館に報告があることになっております。また、報酬につきましては、一括の委託契約なので、個々の方へのお支払いについてはこちらではわからないのですが、全体の予算額として委託させていただいております。

**○南委員** 時間給が幾らかということとはわからないということが最後のご答弁だったということでのいのですね。私はつかむべきだと思います。これは、学校図書館に限らず、ほかのさまざまな行政のところで行われている委託先の方々の処遇をしっかりとつかんでおくということは大事なことだと思います。改めてその点は強く強調したいと思います。

それと、私は、偽装請負になるのではないかという心配があるので聞いているのですけれども、要するに、作業計画会議で月1回とはいっても、そういう場面で議論する。それで、先ほど私も申し上げた、授業の準備にこういうことをやってほしいなどと、先生、学校側から当然出てくると思うのです。そういう位置づけの学校図書館ですから、やはりそういう話がなければおかしいと思うのですけれども、そういう点での偽装請負ということの心配は全くないのか、あるいは気がつかないでいるのか。そんなことはないと思うので、その辺についてどういうふうに見ているのか、体制があるのか、教えてください。

**○横山品川図書館長** 学校図書館へ配置しておりますスタッフには、必ず委託事業者から責任者がついております。各、何校かを担当しております、その会議には責任者も同席させていただいて、計画の進行について把握している形になりますので、スタッフに一方的に指示が出るというようなことはございません。

**○南委員** 事業者責任者ということで同席しているというお話ですよ。直接働いている人への指示ではないのでいいのだという説明なのだろうと思うのですけれども、しかしながら、同じ会議体で運営支援スタッフも同席して、当然聞いているわけですよ。したがって、偽装請負に極めて触れていくのではないかという心配があるのです。その点については大丈夫だという話なのですが、ここはもう少し私も研究をしてみたいのですけれども、区としては自信を持って大丈夫だと言っているということなので少し驚きなのではけれども、そこは指摘しておきたいと思います。

それで、やはり大事なことは、そういう支援スタッフの方々が、図書館の中のレイアウトやディスプレイというものも当然、業務の中に入っていると思うし、レファレンスや、子どもへの対応の予約制度というのはあるのだろうと思うのですけれども、こういう点についてもどうなのか。そしてまた、支援スタッフの方々の資格保有率というのはどうなのか。そこだけ教えてください。

**○横山品川図書館長** 委託の内容につきまして、委託契約の中にレファレンスや相談業務の本の選定などを規定してございます。なので、普通の規定業務として行っているところでございます。

もう一つ、支援スタッフの資格でございますが、今、59名、委託スタッフがいる中で、全体の50名が司書資格または司書教諭の資格を持っている形で勤めています。

予約制度ということですが、子どもが本をとるというよりは、先生が授業で使うものについて手配して、公共図書館の協力・支援で配送して運ぶような形をとらせていただいております。

**○たけうち委員長** 次に、こんの委員。

**○こんの委員** 私からは、355ページ、いじめ防止対策費、371ページ、普通教室増設工事、373ページ、学校改築推進経費の3点をお伺いしたいと思います。

まず最初に、いじめ防止対策費からお伺いしたいと思います。これまで、いじめ防止対策のための取り組みについては、いじめはどんな理由があっても決してしてはならないという強固な意思と、いじめは絶対に許さない社会をつくり上げるといういじめ根絶宣言の実現に向けた、いじめ防止対策推進条例を制定したほか、具体的にさまざまな対策を講じ、区は取り組まれてきたことは承知しております。そこで、これまでの品川区のいじめ対策がより実効性のある対策となるように、いじめを発生させない環境づくりという観点からお聞きしてまいりたいと思います。

まず、いじめは主に学校内、特に教室で起きるといっても過言ではないと捉えております。その教室、クラスは、担任の先生が運営しているわけでありませけれども、このクラス運営という観点で、現在、いじめ防止対策はどのようなことに取り組まれていますでしょうか。教職員の方が手にする教職員共済だよりも、いじめ防止対策について興味深い記事がありましたので、何か所か抜粋してご紹介させていただきます。

いじめの多くは学校の教室の中で起きているという実態がある。その意味で、学級担任の役割は大きく、よりよい人間関係づくりをもとに、子どもたちにとって心の居場所となるような学級づくりに全力で取り組みたい。近年、いじめは、暴力系のいじめよりも、証拠の残りにくいコミュニケーション操作系のいじめが主流となってきている。また、いじめは教室で起きるケースが多い中で、その教室には、「いじめが起きやすい教室（不機嫌な教室）」と「起きにくい教室（ご機嫌な教室）」がある。いじめを起きにくくするためには、児童・生徒がストレスなく過ごせる教室・授業づくりが必要。もしストレス（不機嫌因子）の多い教室であれば、いじめは増大してしまう。だから、大人に求められることは、「いじめはいけない」と教えることだけでなく、そもそもいじめが起きにくいよう、自分たちの指導が子どもにとってストレスになっていないか、子ども同士のコミュニケーションを適切に介助できているかを見直すことが大事とあります。

まずは、この記事にありますように、児童・生徒にとって重要な環境の一つである先生の振る舞いについて、区のご見解をお聞かせください。

**○大関教育総合支援センター長** ただいま委員よりご指摘いただいたクラス担任の学級運営の状況がどうか。それによって子どもたちに非常に大きく影響するのではないかという観点は、私どもも非常に重要だと考えております。その観点を踏まえまして、生活アンケートを行う以外に、hyper-QUなどでクラスの様子を確認できる仕組みも取り入れています。また、7年生におきましては、全ての学校の7年生全員を対象に学級風土調査を毎年行う中で、特に変化のある7年生のクラスの状況はどうか。学級の中で浮いている子はいないのか、少し周りとの距離感がある子は誰なのかという部分をしっかりと分析して、7年生の担任、そして管理職と一緒にコンサルタントを受けるといった取り組みを継続しているところがございます。これは非常に学校からも評価があり、思いもよらなかった、学級委員で、真面目で、とてもまとめているという印象を持っていたあの子が、実は浮いていたのだという感じの気づきがあったなどという声も現実にありますので、今後も継続していきたいと思っております。

また、やはり指導力をしっかりと担任が持っていることが、子どもたちにとってよい授業を生み出す、

あるいは教室環境を生み出すことによって、子どもの学校で学ぶことに対するストレスは軽減できるのではないかと私も考えておりますので、いじめ防止対策と両輪で、教員の指導力の向上は、今後も教育総合支援センターの業務として、教員原資の充実に努めてまいります。

**○こんの委員** 今、ご紹介いただきました取り組みをされているということでもあります。

もう少し、教職員共済だよりからご紹介させていただきますけれども、「現在の学校制度では、当然ながら体罰は禁じられていますが体罰に限らず、『威圧的な指導の在り方』もまた、その効果を見直す必要があります。ただただ『教師のストレスの発露』であり、『教師の威厳の誇示』による、『その瞬間の秩序の維持』のためだけに行われているような指導であれば、改めなくてはなりません」とあります。こうした実態は、教育現場において少なからず出現しているのではないかと懸念するところでもありますけれども、もしそうした先生が、いじめ対策のために、例えば、お友達のよいところを見つけようというようなワークショップをしたときに、その場限りで、子どもたちの中には、お友達同士を認め合う気持ちは根つきにくいと考えます。また、そうしたクラスは、さきにも述べましたとおり、いじめが起きやすい教室となると懸念されます。そこで、いじめが起きにくい教室にするために、担任の先生の振る舞いが重要でありますけれども、いじめが起きにくい教室をつくるのが求められる先生への指導、そして子どもたちに振る舞う先生への何か支援。こうしたことが大事である。先ほどご紹介いただきましたけれども、先生自身への、振る舞いを改めることへの支援などが講じられているものがあれば、また講じていないのであれば、今後、こういうことは考えていらっしゃいますでしょうか。

**○熊谷指導課長** 委員ご指摘のとおり、高圧的な雰囲気や教員がつくったり、また暴言や不適切な発言・指導をしていたら、それは子どもたちがいじめが起きやすい教室をつくってしまう原因となると思います。ですので、まず教員自身が、他者を認める態度、受容的な態度を持つことが重要であると思います。それを防ぐために、そうした教員への指導につきましては、さまざまところで初任の時代から研修を行ったり、また年次に応じた研修等も行っていくのですけれども、そうした資質を持っている教員も中にはいる可能性はあります。ですので、そうしたことが子どもたちの心を傷つけ、またそれが服務事故にもつながるということ、具体的な事例を踏まえて、校長連絡会等でこれまでも伝えてきたところでございます。

**○こんの委員** 現場でどのように対応していくのかというのは、やはり教員の方への研修が必要だとは思いますが、私はこういうふうになります。いじめを発生させない、起こさせない教室づくり、環境づくりは、先生方が気持ちよく働ける学校づくり。こういうことも言えると思います。学校づくりの主な主体者は、私は校長と捉えておりますけれども、その校長は、先生方が気持ちよく働ける学校づくり、学校経営。どのように先生たちに接して、働いていることを喜びとできるような学校づくり。校長はどのようなふうに対応されているのか、何かありましたらご紹介ください。ありませんでしたら、今後どのように考えているか教えてください。

**○大関教育総合支援センター長** まさに教員の中の、さらに教員指導・管理という部分も含めまして、校長の職責はとても重要でございます。どの学校もそうだと思いますが、私もやはり、実際にクラスをよく回りました。5分見れば、普段この先生がどんな授業をしているのか見えます。子どもたちに威圧的に、一問一答で強引に自分の授業をやっているのはだめだと思いますし、もっと子どもたちの学ぶ喜びを引き出すような手だてはどのような部分があるのかという部分は、授業後に一言アドバイスを加えて、日々の指導を校長ないしは副校長がやっている。そんな学校経営をしている学校がほとんどですが、中には異動もございまして、やはり結果的に子どもたちの気持ちを酌み取れていないという苦

情をいただくケースもございます。そういった場合は、すぐに担当指導主事が学校に参りまして、管理職と情報共有しながら、必要に応じて学校だけでなく指導主事が授業観察を行うなどしております。

**○熊谷指導課長** 学校働き方改革もその一つになってくると思うのですが、やはり教員一人ひとりが誇りとやりがいを持って、そして心身ともに健康で、専門性を十分に発揮できる職場づくりということを管理職がつくっていく必要があると思います。そのためには学校経営方針に位置づけることもしかりですし、またライフワークバランスを考えた学校経営について、教育委員会と連携をとっていくということも重要であろうと思っております。

**○こんの委員** いろいろな制度、いろいろな方策があるかと思えます。私は、そういうことの大事さとともに、校長と教員との学校の中での人間関係、コミュニケーションといったところも、視点を置いていくべき一つであると思っております。少々厳しいことを申し上げますけれども、子どもたちには「大きな声で挨拶しましょう」と言っているほかで、職員室の中では、先生同士は挨拶の声が小さかったり、会話の声が小さかったり、無表情だったり、こういうことがまま見られるケースがあります。先生同士のコミュニケーションはどうなのかというところを思うわけです。それと同時に、これは先生に限りませんけれども、「ありがとう」や「ごめんなさい」が言えない。また、話しかけても返事や反応をしないという残念な大人の方も社会の中にいます。こうした中で、学校は子どもたちの人間教育の現場でありますので、校長を含む先生方がお互いに気持ちよく挨拶をして、そしてお互いを気遣うように、自分がかけてほしい言葉をかけてもらって、かけてあげて。こういったコミュニケーションがとれる。「頑張ろうね。大変だけど、どう？」そういったコミュニケーションを職員室の中でもとっていける学校づくりが、より教室をいい環境にすると私は思うのですが、この点はいかがでしょう。

**○熊谷指導課長** 子どもたちは教員の背中を見て育つと思っております。だからこそ、子どもたちに「挨拶をしましょう」と言う前に、まず隗より始めよ。自分がしっかり挨拶をする。挨拶に始まり、挨拶に終わるのだと思っております。そういったことを含めて、管理職自身もしっかり明るい挨拶をすること。また教員の顔を見て、今日はどうだろうか、悩んでいることはないだろうか。そういったことをしっかり把握していく。そういった学校づくりが重要ではないかと考えております。

**○こんの委員** 人と人との環境の中ですので、よりいい環境をつくるというのは、お互い我慢をすることも必要だし、またそのことを子どもたちにわかってもらうためにはどうしたらいいのか。その教師が子どもたちへの接する振る舞いをどうしたらいいのかは、校長がやはり一人ひとりの教員の資質を見ながら指導していきなり、とっていく、学校づくりをしていく。これは非常に大事なことであるかと思っております。どこの学校がどうということではなくて、これからより一層、品川区の学校が、本当に名実ともにいい学校と言っていただけるような体制をとるには、ぜひこうした細かいところに手を入れていただきたいと思っております。要望で終わります。

最後、少し時間がなくなりましたが、確認だけさせていただきます。学校改築推進経費の中で、山中小学校は、一本橋のところに、大きなマンション、623世帯入るタワーマンションができますけれども、今後、ここは子どもの就学人口が増えるのではないかと懸念しますが、山中小学校の対応は今後、大丈夫でしょうか。

**○篠田学務課長** 人口推計については私どもも注意深く見守っているところでございます。山中小学校につきましては、現状の校舎の中でさまざまな工夫で、受け入れについては対応可能であると思っております。

**○こんの委員** 対応が可能ということですが、1つ、いきいき広場、高齢者の方も使ってい

らっしゃるところでもあるので、空き教室がないと少し懸念しましたのでお伺いしましたがけれども、大丈夫だということなので、そのまま進めていただきたいと思います。

**○たけうち委員長** 次に、渡部委員。

**○渡部委員** 今年の予算特別委員会もいよいよ款別は最後となりました。皆様、ありがとうございます。

351ページ、学事制度審議会の経費のところと、353ページの生徒指導対策費になるのでしょうか、今日大分出てきていたスマートフォンの問題について、私たちが考え方を述べたいと思います。

まず、スマートフォンは確かに文部科学省で話が出てきた。その概略等は石田しんご委員から説明があった、まさにそのとおりなのですが、内閣府の発表だと、4年生以上で大体55%ぐらいがスマートフォンを持っています。中学生ぐらいになると、66.7%が持っています。ということは、逆を言うと、持っていない人が一定数いるのです。その中で、持ち込みというのを大阪のような感じで認めてしまっているのだろうかというのは、私は甚だ疑問があつて、もっと言うと認めないほうがいい。教育現場にスマートフォンは必要ないと思います。例えば何かあったときの連絡体制というのは、各学校側が災害時に一斉メールを流すなど、仕組みを整えていけばそこで済む話というのがまず1点。それで、それがしっかり整っているのか、どうなのか。それがあれば、例えば文部科学省が「持ち込みを認めていいですよ」と言っても、「いや、品川区は持ち込みは認めませんよ」と言い切れるかなというのが1つ。

それと、他の委員からもありましたけれども、やはり一定数、中学校に上がっても、品川区のまもるっちを持ちたいと言う方は持たせられないのかと言う方は、やはり、まちなかにいます。今日の議論を聞いていて、これはそろそろ考えてもいいのかと思いました。それで、小さなお子さんが使うような携帯を中学生がというのは、やはり私たち大人からの意見であつて、でも安全第一に考えたときに、これだけの仕組みがあるのであれば、逆にそれを持っていけば安心できるのだったら、それは、所管が違うから予算立てがどうこうというのは別なのだけれども、子どもの安全を第一に考えるのだったら、今ある仕組みを使っていくのもいいのかと思うのですけれども、その辺の考え方をお聞きします。

**○大関教育総合支援センター長** 今、委員におっしゃっていただいたように、既に持っているご家庭もあれば、持たせないということをお願いしているご家庭もある。一部の保護者の方だけかもしれませんが、このルールは崩さないでほしい。「決められているのだからだめだ」と言う根拠がなくなってしまうと、具体的に言われたことも私もございます。さまざまな考えがある中で、何がどうあるべきなのか。それで、今、何ができるのかという状況で言いますと、防災ノート「東京防災」を全児童・生徒に配っております。その中にはしっかりと、もし起きた場合はどうするのかを家族できちんと話し合っておこうと、書き込む欄までございますので、各家庭でしっかりと、起きた場合にはどういう行動をとるのか、通学路の途中でどう動けばいいのかという部分は、ご家庭でよく話し合っておくのがまず重要だと。これはPTA等でもお話をさせていただいているところでございます。そのような状況の中で、どうあるべきかという部分は、さまざまなご意見を頂戴しながら考えていきたいと思います。

**○渡部委員** スマートフォンの持ち込みは私は全くおかしいと思いますし、それを認めたら、これは逆に大変なことになるのかと思います。例えば、少し違った観点で質問しようかとも考えていたのですが、これが認められた場合、どういうふうに教育していくのだと聞こうかと思いました。けれども、持っていない子どもがいる中で、そういう教育をすることがまたあおりにつながります。これは、やはり絶対持ってきてはいけないと思います。

もう一点、やはり、まもるっちへの考え方、今、担当の課長も来ていらっしゃるのだけれども、当然、予算措置はそちらでやることになると思いますが、本当に子どもの安全で機運が高まってきて、スマートフォンの持ち込みなどがいろいろなところで始まったとします。そうなったときにでも、品川区にはこういう仕組みがあるのだからということで、私はいろいろなところで知恵を出し合っても、もしかしたら、まもるっち、中学生までの配付というところまで、これは地域の保護者の声をたくさん聞いて決定することなのだと思うのですけれども、可能性はあるのかということで、これは、今ここで聞いても答えは出ないと思うのですけれども、そういう要望があったときには検討していただきたいということで、要望して終わります。

それで、新学事制度の周知経費のところなのですからけれども、先ほど来、兄弟姉妹枠の考え方の議論があります。この兄弟姉妹枠については、当然、災害等、有事の際に、兄弟姉妹が違う学校ではということの中で始まった制度だと認識しています。私たちの会派からは、学校選択において、兄弟姉妹枠で第1優先でいくのであれば、例えば抽選になった学校で、一人でも兄弟姉妹枠を拾えないのだったら、全員あげないでくれ。兄弟姉妹枠で拾うのだったら全員拾ってくれということは、常に要望していたはずで、といますのは、兄弟姉妹の中で、兄弟姉妹枠というものに対して優劣はつけられないです。それで、箱の大きさはあります。キャパシティの問題はあります。だから抽選しなければいけないというのはわかるのだけれども、そもそもの制度を考えたときに、兄弟姉妹枠というものは何なのだと考えたときには、やはり全員入れられるか、全員残念ながら入れないかというふうに私はしてほしいと思うのですけれども、その辺について考え方が何かあれば教えてください。

**○若生学校制度担当課長** 学事制度の見直しに関連して、兄弟姉妹枠を、一人でも入れなかったらということで、こちらとしても、私ども学事制度審議会の中でさんざん議論してきたところでして、兄弟姉妹枠についてもなるべくこれは確保できるような形でできないかということも議論を交わしたところではございますけれども、やはり委員ご指摘のとおり、学校のキャパシティ、やはり品川区内の学校の状況というのは、近年、非常に、特に臨海部を中心に増えてございます。そういった状況も踏まえまして、今後、学校選択制度をどう持続可能にしていくかといったことを議論した中で、やはり兄弟姉妹枠については、これまでどおり、やはり最優先で入れるように配慮しようということで、今回、結果措置等も含めて優先順位を設定したものでございますが、やはり全員入れるような形というのは、非常に、やはりキャパシティも考えると難しいものでございますので、そこは今後、制度を拡充していく中で考えてまいりたいと思っています。

**○渡部委員** この質問に入る前に1つ確認したかったのですが、兄弟姉妹枠の中で、例えばAという学校で兄弟姉妹枠で5人希望がありましたという5人に、優劣というのはつけますか、つけませんか。5人がどういう状態であっても同じで、抽選になって、1番から5番の番号を振るのか。そこを先に確認させてください。

**○若生学校制度担当課長** 兄弟姉妹枠の中で抽選になった場合の順位づけのことですけれども、これは特に兄弟姉妹の中で順位というのはつけていないものです。

**○渡部委員** 今、説明をいただいている、兄弟姉妹枠でも、やはり入れる、入れないがあるのはしようがないことだとわかった上での質問で、もう学事制度が終わった後で、いろいろな議論を聞いていて、新たな再度の、間に合わないと思うけれど提案させていただけるのであれば、兄弟姉妹枠、くじ引きで番号を決めるのではなくて、例えば年子でいたら優先順位1番で。6年生と1年生というような兄弟姉妹だったら、これは1年間ですよね。年子だったら5年間じゃないですか。そういう優先順位をつけて、

例えばその学校に長く兄弟姉妹で通わなければいけないようなお子さんが、くじ引きではなくて優先で入れるような仕組みのほうが、より兄弟姉妹枠としての考え方というのが理にかなうといいたいでしょうか、すごく整合するのです。私たちも、ただ単純に、6年・1年の関係とか1年・2年の関係とかなして、ただ兄弟姉妹というもので考えたときに、学校によって全入させるか全部入れないかということをやっていたのだけど、やはり抽選するのだったら、そういう優先順位をつけた上で兄弟姉妹枠を扱ってほしいと思うのですけれど、可能性はあるかどうか、検討していただけるかどうか。

**○若生学校制度担当課長** 申しわけございません。先ほどの私の答弁を一部、訂正させていただきます。兄弟姉妹枠の中で、これは抽選番号というものをやはりつけさせていただいて、それはおっしゃるとおり、くじ引きというか、そういった形で抽選番号を決めているような形でございます。そういった中で、兄弟姉妹枠の中でも何らかの優先をつけられないかという考え方でございますけれども、やはりこれも今後、学校選択制、今回の制度改正の上ではほぼそういったことで、考え方として入れるのは難しいものでございますけれども、今後については課題と認識しまして研究してまいりたいと考えております。

**○渡部委員** 基本的には兄弟姉妹枠は当然やっていただいて、ただ災害等があったときの有事の際に、兄弟姉妹が同じ学校に行っていることはいいことであって、残してほしい。ただ、兄弟姉妹だけれども、1つの学校に入れる子がいる一方、入れない子が出てしまっているのも、品川区の学校で事実なわけじゃないですか。そこに対して、何で、抽選だから、キャパシティがあるからそうなのだというのは、それはそれで理解はできるのだけれども、より説明しやすいようなといいたいでしょうか、やはりこれから5年間通うのだから、こちらの子は一緒に。6年・1年だったら、もう、申しわけないけれども、これだけ希望があるからと言えるような制度のほうがいいような気がしたので、改めてこれは申し上げさせていただきました。次回の機会なのか、いつなのかわかりませんが、「何か渡部がそういうことを言っていたな」と思い出していただければうれしいと思いますので、よろしく願いいたします。多分、そういうふうに思っている方はいっぱいいると思います。

それと、355ページのルネサンス推進事業です。これはぜひ教育長にお伺いしたいと思います。いわゆる平成32年度からは新しい品川区立学校教育要領のスタートとなります。今が移行期で、例えば英語の授業50時間になどとなっていて、平成31年を経て平成32年から始まると思います。この品川教育ルネサンス、3つの柱という中で、1つ、私たちも今日質問させていただきました品川コミュニティ・スクールがすごく機能していると感じます。いい制度だ。これをどう発展させるかというのも、この先、区としてやっていかなければならないのだろうと思います。それで、私が1つお伺いしたいのは、特色ある教育活動の展開の中の2番目に、先ほど石田しんご委員からもありました、「困難に負けず生き抜く力をもつ」。これはすごく大事なことだと思います。やはり、品川区の子どもたちがこれから高校に通う。大学に行く。専門学校に行く。社会に出る。この中で何回も何回も試練というものが訪れてきます。この困難に負けず生き抜く力というところが、当然、子どもたちの自己肯定能力を上げるとともに、私たち自身は、やはり小学校、中学校、義務教育の9年間の中で、ある程度、競争と言うと聞こえが悪いのかもしれないのですが、集団生活の中でお互いを見ながら、お互いと切磋琢磨しながら成長していくというのがすごく大事だと思う。これは、家庭の中ではできないです。家庭だと、親が自分の経験の中で、子どもにこうだと言うことしかできないのです。学校で、この9年間、すごく大事。競争して生き抜く力、勝ち抜く力をつけてもらいたいのですが、これから品川区の教育の向かう方向、これをどのように養っていただければいいか、お聞かせ願えればと思います。

**○中島教育長** これからの品川区の教育についてのお尋ねでございます。さまざまなご審議を今日も

いただいたところで、たくさんの、今、学校教育に課せられている課題が出てまいりました。いじめ等々、それからもちろん学科教育もそうですし、体力の向上。また、虐待という問題は、今、さまざまな形で、子どもたちもおそらくは感じている部分が多くあるのではないかと。私どもも、品川教育ルネサンスで進めている3本の柱によって、これまでのプラン21でつくられてきた内容のメンテナンスを図りながら、これからの学校教育、義務教育に求められている方向性になるべく沿う形で、私どもはさまざまな施策を考えてきたつもりであります。しかし、学校を取り巻く課題は待っていてはおりません。これからの時代、もう学校単独でできる部分は、もちろん授業は教員が頑張ってくださいけれども、それ以外の部分は、CS、コミュニティ・スクールを中心とするさまざまな地域の人材とともに、いろいろなネットワークが重なり合うことによって、子どもたちを見守っていく中で育てていく必要があるのではないかと思います。これは私たち大人の責任でもありますし、子どもたちを守って、それこそ生きていくために、私たちは努力しなければいけないと強く感じます。これからも、時代の中で、グローバルな視点をももちろん持ちながらも、最終的にはローカルに戻っていけるような、品川区を愛してくれる子どもたちを全力で育てていきたいと考えます。

○渡部委員　終わります。

○たけうち委員長　以上をもちまして、本日予定の審査は、全て終了いたしました。

次の会議は、3月18日月曜日、午前10時から開きます。

本日は、これをもって閉会いたします。

○午後5時40分閉会

---

委 員 長　たけうち　忍